

中央市環境基本計画

快適で健やかに暮らせる生活文化都市



平成21年3月
山梨県 中央市

はじめに

平成18年2月20日、市町村合併により中央市が誕生し、3年が経過しました。中央市は、昨年度「実り豊かな生活文化都市」を目指し、だれもが住みたくなる、住んでよかったと思える安全で安心なまちづくりを進めるため、市の将来像や目指すべき方向性を定めた「第1次中央市長期総合計画」を策定しました。



その中で、施策の方向性の一つとして「資源を大切にする暮らしの創造」を掲げ、「快適で環境に配慮した社会の実現」のための各種施策を推進することとしています。

21世紀は環境の世紀といわれております。本市を取り巻く情勢の中でも、廃棄物や地球温暖化などの環境問題に対する取り組みを、身近なところから始めること、そのことが、地球環境の保全に結びつくという視点で、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの立場で自らの役割を理解し、協働(パートナーシップ)により取り組むことが強く求められています。

この「中央市環境基本計画」は、「快適で健やかに暮らせる生活文化都市」を市の環境像として、環境の保全などに関する長期的、総合的な施策を計画的に推進することを目的として策定したものです。今後は、計画を実現するため、計画に定めた事業について市民・事業者・行政の協働により、取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画を策定するにあたり、慎重なご審議をいただきました中央市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

本計画の実現に今後ともご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

中央市長 田 中 久 雄

INDEX

第1章 計画の基本的事項	7
1. 計画策定の背景と趣旨	7
2. 計画の位置づけ	8
3. 計画の対象	9
4. 計画の期間	11
第2章 本市の概況	12
1. 位置・地勢	12
2. 土地利用の現況	13
3. 森林	14
4. 気象	15
5. 人口	16
6. 産業	20
7. 自動車登録台数	24
8. 市内の主な公共施設について	25
第3章 環境に関する状況	27
1. 自然環境	27
2. 生活・都市環境	29
3. エネルギー消費状況と二酸化炭素(CO ₂)排出量	40
4. 環境活動の状況	51
第4章 環境に関するアンケート調査結果	52
第5章 基本理念と目指すべき方向	80
1. 基本理念	80
2. 目指すべき方向	81

第6章	基本目標と目標達成への取組	82
1.	人と自然がふれあうまちづくり	83
2.	快適で健康な生活環境づくり	93
3.	地球にやさしい暮らしの確立	107
4.	環境活動の推進	116
第7章	推進体制と進行管理	119
1.	推進体制	119
2.	進行管理	121
資料編		
1.	アンケート票	123
2.	中央市環境基本条例	138
3.	中央市ごみのないきれいなまちにする条例	143
4.	中央市環境審議会条例	146

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

21世紀を向かえて、私たちの生活は、より便利で快適な生活へと発展を遂げてきました。そして、よりよい生活を求めて「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会経済活動が拡大することにより、地球環境への負荷が大きくなり、様々な環境問題が露呈してきました。高度経済成長期に発生した、かつての公害問題などに対しては、個別の規制や対策によって対処してきましたが、最近の地球温暖化などに代表される地球環境問題は、従来型の方法では解決が困難であり、各国・各地域の連携した取組が求められるようになっていきます。

そのような中、平成4年(1992年)にブラジル・リオネジャネイロで開催された「国連環境開発会議」を境に、地球環境問題への取組が国際的に進められることとなりました。平成9年(1997年)には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、温室効果ガス削減義務を具体的に定めた京都議定書が採択されました。京都議定書は、平成17年(2005年)2月に発行され、平成17年4月現在、150カ国が署名しています。日本は、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の第一約束期間に平成2年(1990年)比6%の温暖化効果ガス削減を義務付けられています。

一方、国では、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、同法に基づき、平成6年に環境基本計画を策定し、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げて環境政策を総合的に進めています。平成17年度には計画が見直され、「持続可能な社会の構築」、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」や「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」などが政策の重視すべき方向として位置づけられています。

このようなことを背景として、本市では、私たちの身近な自然、生活環境ばかりでなく、地球環境を保全するための基本理念を盛り込んだ「中央市環境基本条例」制定し、平成18年2月から施行しています。

また、最近では、個々の環境問題も個別に対応するだけでは解決が困難であることから、あらゆる環境を総合的に捉え、計画的に問題解決をしていくための環境施策の総合的な推進が必要となってきました。さらに、環境基本法は、その第7条で、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、実施することを責務として定めています。

このような状況を受け「中央市環境基本条例」基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定します。

2

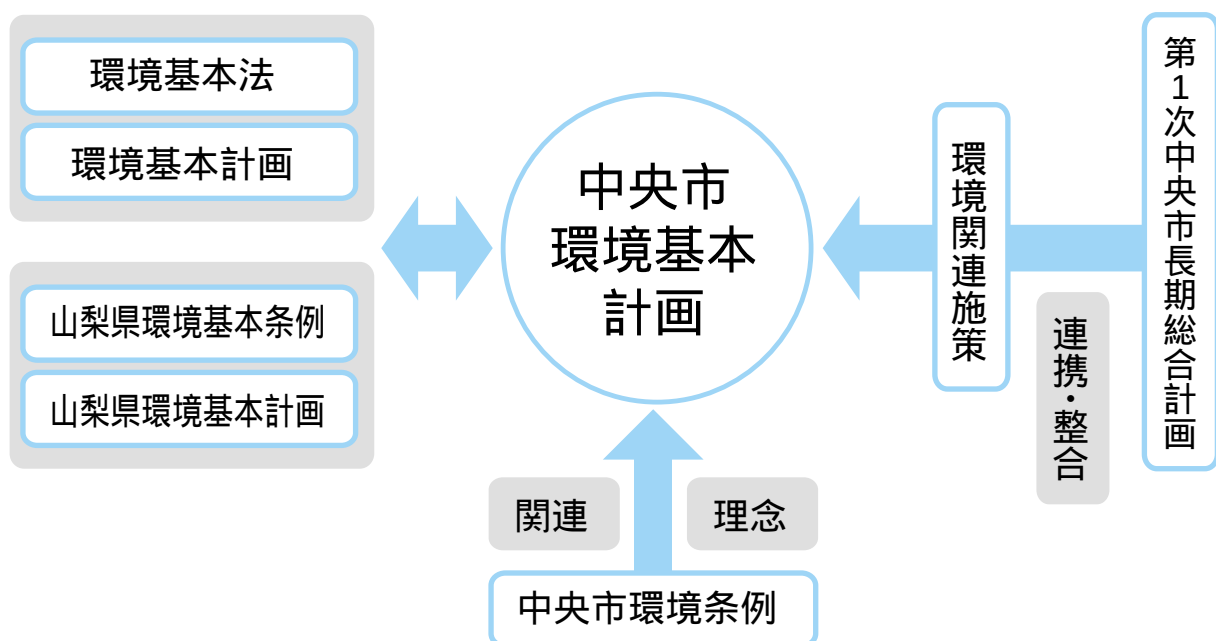
計画の位置づけ

「中央市環境基本計画」は、「中央市環境基本条例」による『市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する』ことを目的とした、本市の環境の保全と創造に資するための地域計画として策定するものです。

計画は、第1次中央市長期総合計画(平成19年3月策定)の4つの施策大綱に示された市の将来像を環境の面から実現するためのものであり、それらに關係する施策を推進するとともに、市の環境行政の最上位計画と位置づけられます。

また、国や県の環境基本計画などとの関連性にも配慮します。

● 図1-1 環境基本計画の位置づけ



3 計画の対象

(1) 対象範囲

中央市環境基本計画の対象範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や生活環境などだけでなく、環境教育や地域開発での環境配慮など、幅広い領域で環境との関わりあいを持つものとして、以下のよう to 定めます。

● 表 1-1 計画で対象とする環境の範囲

■ 自然環境

- 緑(森林)、水、動植物、農業など

■ 都市環境

- 公園、緑地、景観、環境美化など

■ 生活環境

- 生活公害(騒音、悪臭、水質汚濁など)、下水道、生活苦情(ごみの不法投棄、野焼き、雑草、ふん害など)、道路・交通など

■ 地球環境

- 廃棄物・リサイクル、資源・エネルギー、地球温暖化など

■ 環境教育

- 環境活動(ボランティア)、環境教育、環境情報、普及啓発など

(2)推進主体

本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民、事業者、行政の三者協働での推進が不可欠です。各推進主体の役割を以下に示します。

●表1-2 推進主体の役割

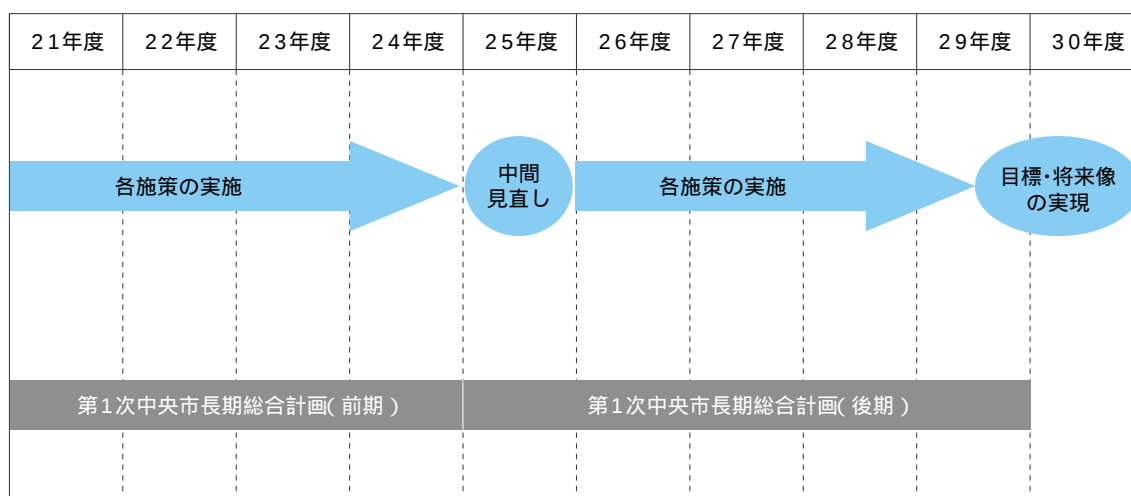
市民の役割	・本計画に基づき、日常生活での環境負荷の低減、環境保全に努める。 ・地域の環境活動等に積極的に参加する。 ・市の施策に協力する。
事業者の役割	・本計画に基づき、事業活動における環境負荷の低減、環境保全に努める。 ・地域の環境活動等に積極的に参加する。 ・市の施策に協力する。
市の役割	・身近な自然、生活環境を守るため、地球環境を保全するため、総合的な施策を策定し実施する。 ・環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境への負荷の低減、環境保全に努める。

4 計画の期間

中央市環境基本計画の目標期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

ただし、「第1次中央市長期総合計画」との整合性を考慮し、中間年の平成25年度に目標・計画の見直しを行います。また、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

● 図1-2 年次計画



第2章 本市の概況

1 位置・地勢

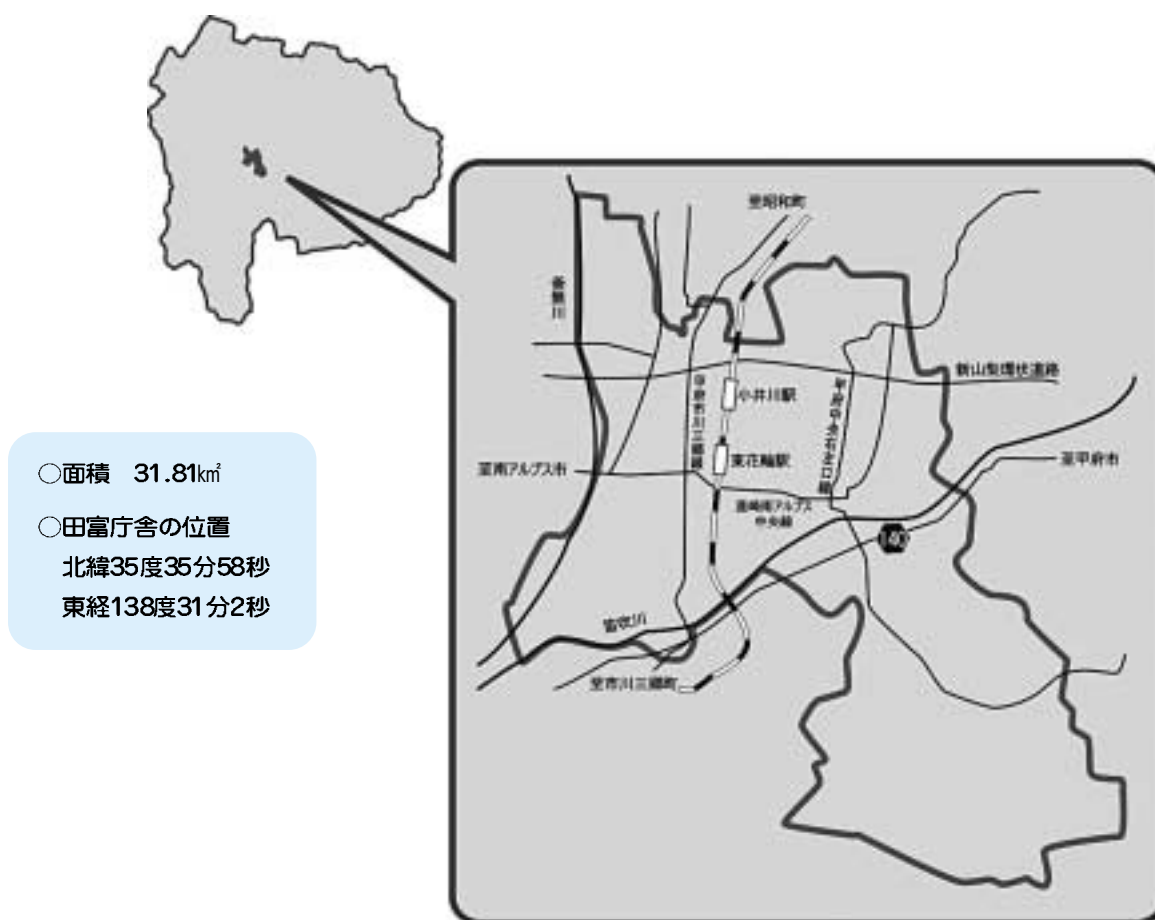
本市は甲府盆地の南西に位置し、東は甲府市に、北はJR身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接しています。東京都心からの距離は概ね120kmです。

釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられています。平坦部は玉穂、田富の2地区が笛吹川と釜無川に挟まれた形で位置しており、豊富は山間部に広がる地域となっています。

交通面ではJR身延線が玉穂、田富地区の中間を南北に走っており、それに並行して主要地方道甲府市川三郷線が通っています。また、玉穂地区から豊富地区にかけて甲府中央右左口線が通っており、笛吹川に沿って走る国道140号線と交差しています。

本市の総面積は、31.81km²で、山梨県全体の0.71%を占めています。

● 図2-1 中央市の位置

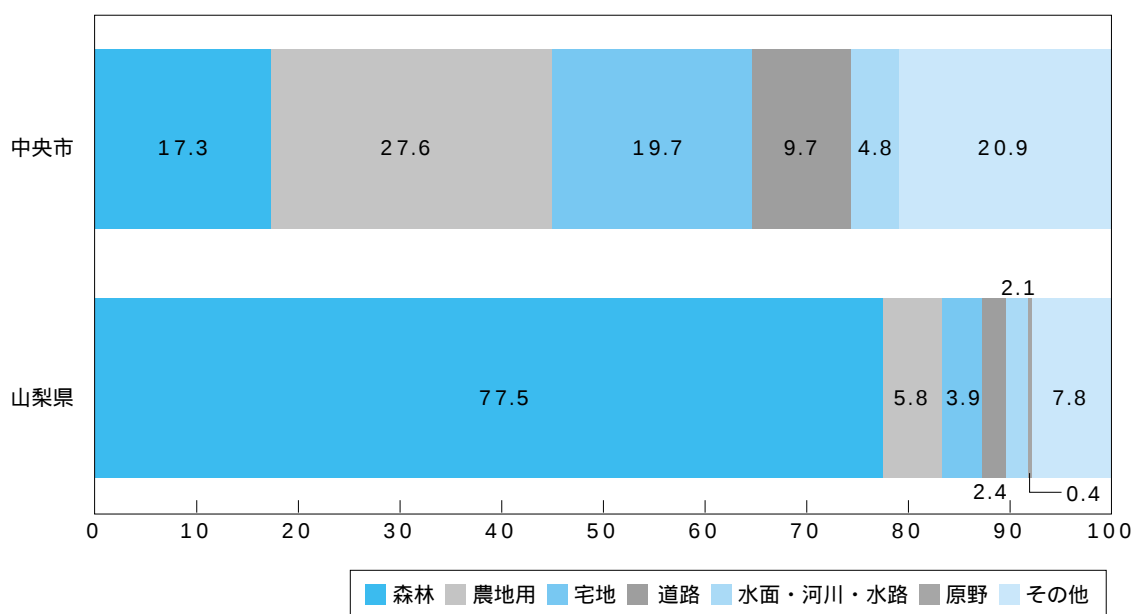


2 土地利用の現況

本市の土地利用状況を構成比でみると、「農用地(27.6%)」が最も多く、次いで「その他(公共公益施設等)(20.9%)」、「宅地(19.7%)」、「森林(17.3%)」となっています。

県全体との比較でみると、森林の割合は低く、農用地、宅地の割合が高くなっており、居住や産業に利活用されている平坦地が多いことが分かります(図2-2)。

● 図2-2 土地利用の現況



出典：平成17年土地利用現況調査

3

森林

本市の地形はほとんどが平地で、森林の地域は市の南部に位置し、その占める割合は約17%となっています。県全体の森林割合が約78%であることを考えると、本市の森林割合が少ないことが分かります。県内では昭和町に次いで2番目に森林面積及び割合が少ない市町村です。

●表2-1 森林の面積(森林割合の多い順)

No.	市町村	総面積(ha)	森林面積(ha)	割合(%)
1	丹波山村	10,155	9,872	97.2
2	早川町	36,986	35,447	95.8
3	小菅村	5,265	4,934	93.7
4	道志村	7,957	7,447	93.6
5	南部町	20,063	17,653	88.0
6	大月市	28,030	24,321	86.8
7	鳴沢村	8,956	7,762	86.7
8	鯉沢町	4,681	3,972	84.9
9	都留市	16,158	13,616	84.3
10	上野原市	17,065	13,995	82.0
11	山梨市	28,987	23,683	81.7
12	身延町	30,200	24,350	80.6
13	甲州市	26,401	21,141	80.1
14	増穂町	6,517	5,195	79.7
15	西桂町	1,518	1,207	79.5
16	北杜市	60,289	45,910	76.1
17	南アルプス市	26,406	19,331	73.2
18	富士河口湖町	15,851	11,482	72.4
19	富士吉田市	12,183	8,518	69.9
20	韮崎市	14,373	9,259	64.4
21	市川三郷町	7,507	4,830	64.3
22	甲府市	21,241	13,633	64.2
23	笛吹市	20,192	11,835	58.6
24	山中湖村	5,281	3,032	57.4
25	忍野村	2,515	1,353	53.8
26	甲斐市	7,192	3,152	43.8
27	中央市	3,181	552	17.4
28	昭和町	915	0	0.0

出典：平成18年度山梨県林業統計書

●表2-2 林種別森林面積

	総面積	森林面積合計	国有林	県有林	民有林
山梨県	446,537	347,482	4,648	153,291	189,543
中央市	3,181	552	0	186	366

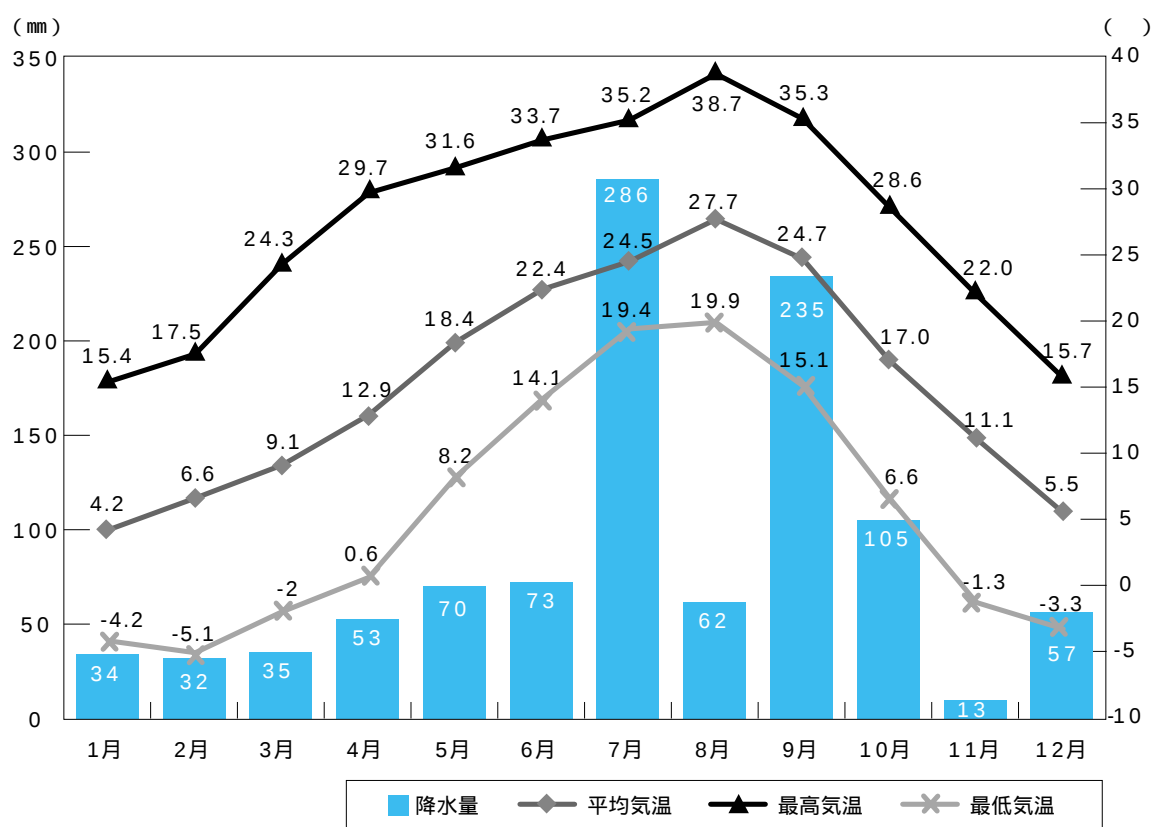
出典：平成18年度林業統計書

4 気象

(1) 気温と降水量

平成19年の甲府地方気象台(山梨県甲府市飯田4-7-29)の観測値によると、最高気温は8月の38.7、最低気温は2月の-5.1と1年を通じて寒暖の差が激しくなっています。また、降水量は7月が286mmと最も多く、次いで9月の234.5mm、10月の105mmとなっています。それ以外の月は冬場を中心に比較的降水量は少ない状況です。

● 図2-3 平成19年甲府地方気象台観測値(気温・降水量)



月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量(mm)		34	32	35	53	70	73	286	62	235	105	13	57
気温 (°C)	平均	4.2	6.6	9.1	12.9	18.4	22.4	24.5	27.7	24.7	17.0	11.1	5.5
	最高	15.4	17.5	24.3	29.7	31.6	33.7	35.2	38.7	35.3	28.6	22.0	15.7
	最低	- 4.2	- 5.1	- 2.0	0.6	8.2	14.1	19.4	19.9	15.1	6.6	- 1.3	- 3.3

出典：甲府地方気象台

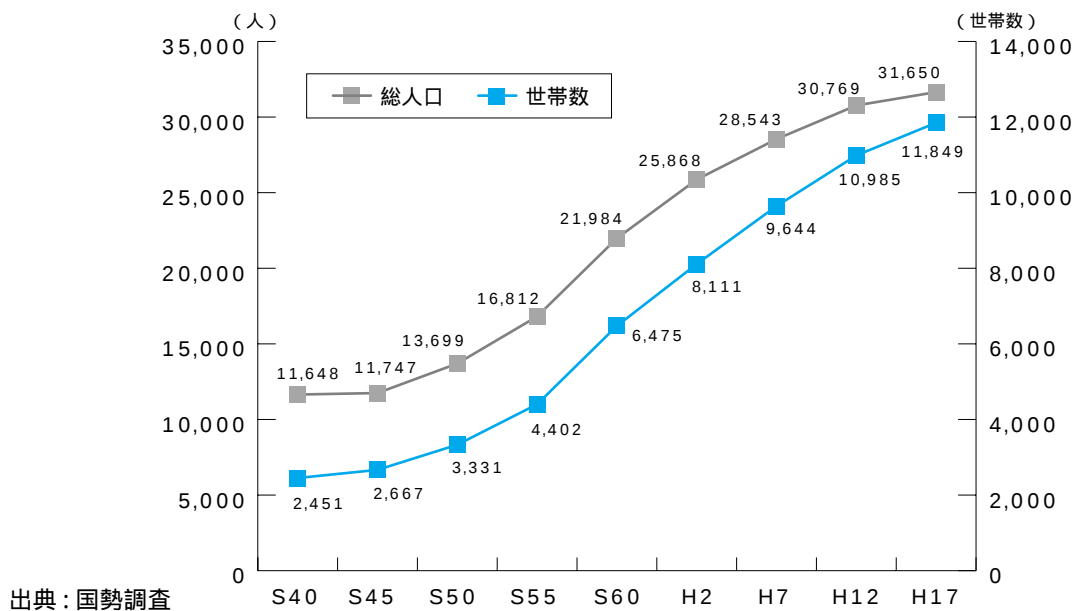
5 人口

(1) 人口推移

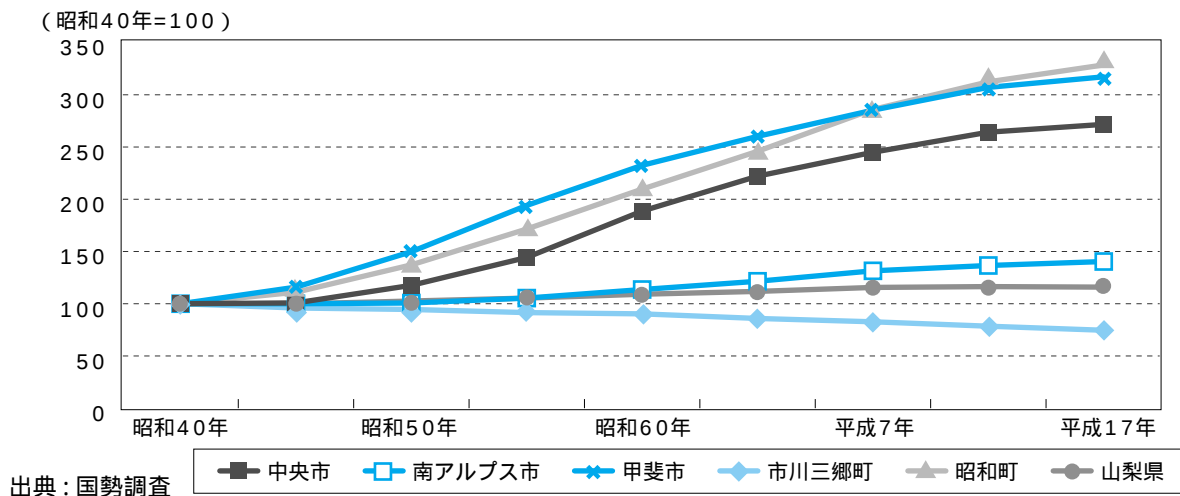
本市の人口は、現在のところ増加傾向にありますが、その伸び率は年々低くなってきており、頭打ちの状況が見えています。平成17年の国勢調査では31,650人と平成12年と比較して2.9%の増加となっています(図2-4)。

山梨県全体の人口の伸びが緩やかなのに対して、本市は甲斐市や昭和町と同様、昭和40年以降一貫して人口が増加を続けており、山梨県の中でも特に人口増加の著しい地域に含まれています(図2-5)。特に、宅地開発が進んだ田富地区及び玉穂地区の増加数が多くなっています(表2-3)。

● 図2-4 人口及び世帯数の推移



● 図2-5 人口増加の状況(近隣類似人口規模自治体及び山梨県比較)



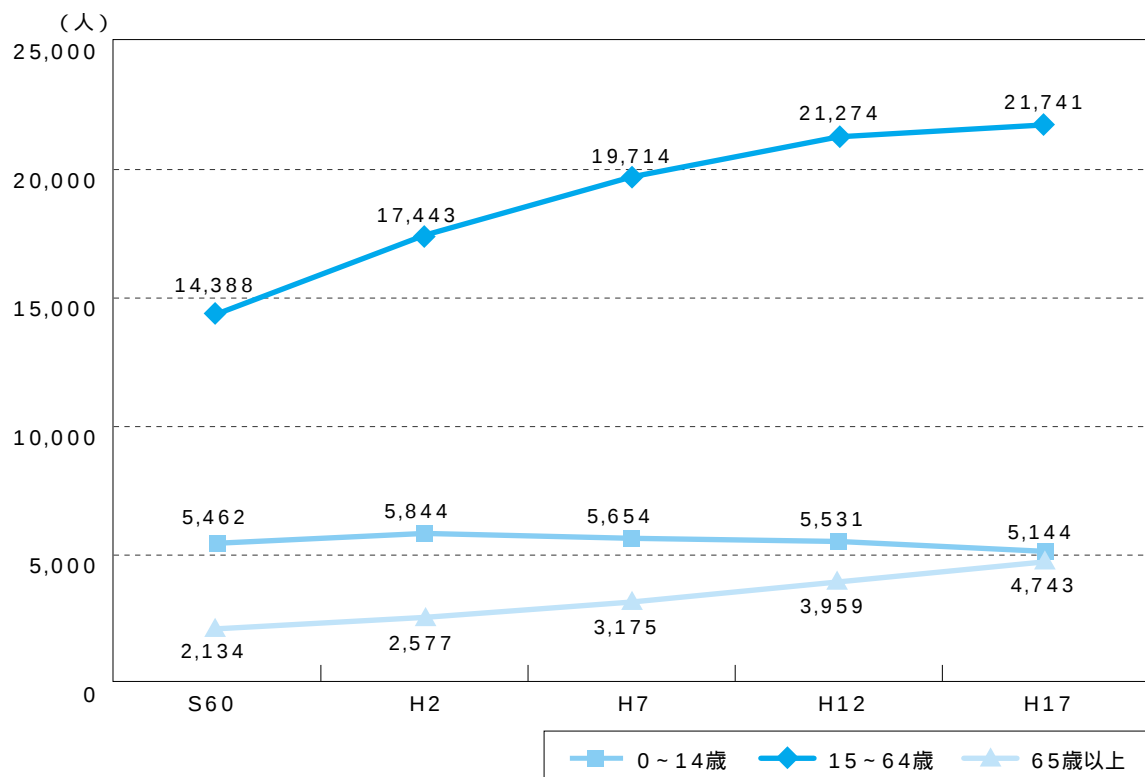
●表2-3 地区別人口推移

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
中 央 市	11,648	11,747	13,699	16,812	21,984	25,868	28,543	30,769	31,650
旧玉穂町	2,858	2,779	3,380	4,156	6,784	8,325	9,460	10,443	10,787
旧田富町	4,938	5,321	6,814	9,228	11,854	14,150	15,674	16,694	17,267
旧豊富村	3,852	3,647	3,505	3,428	3,346	3,393	3,409	3,632	3,596

出典：国勢調査

年齢3区分別人口をみると、最も多いのは15～64歳の「生産年齢人口」ですが、その伸びは鈍化傾向にあります。一方、65歳以上の「高齢人口」は平成17年時点では最も少ない人数ですが、一貫して増加を続けており、減少傾向にある0～14歳の「年少人口」と同水準に達しています(図2-6)。

●図2-6 年齢3区分別人口推移



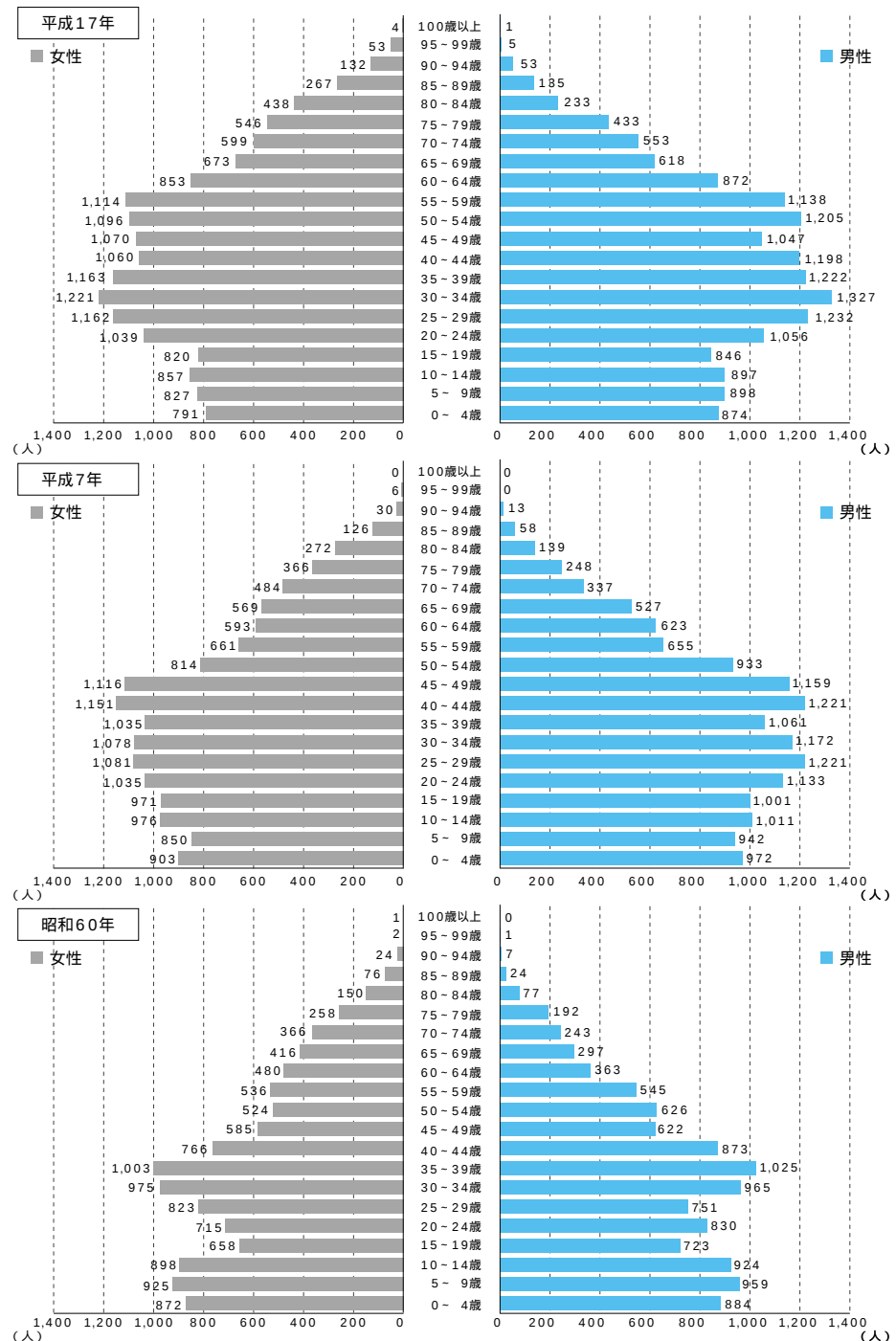
出典：国勢調査(年齢不詳を含まず)

(2)人口構成の推移

本市の人口構成を10年おきにみると、男女とも最も人口が多い年齢層は、昭和60年が「35～39歳」、平成7年には「40～44歳」、そして平成17年は「30～34歳」と推移しており、本市では壮年期(25歳～44歳)人口が最も多い状況が続いています。これはこの年齢層の流入が多いことを示しています。

一方、昭和60年には年少人口も突出していましたが、出生人口の減少とともに縮小傾向がみとれます。(図2-7)

● 図2-7 人口ピラミッド



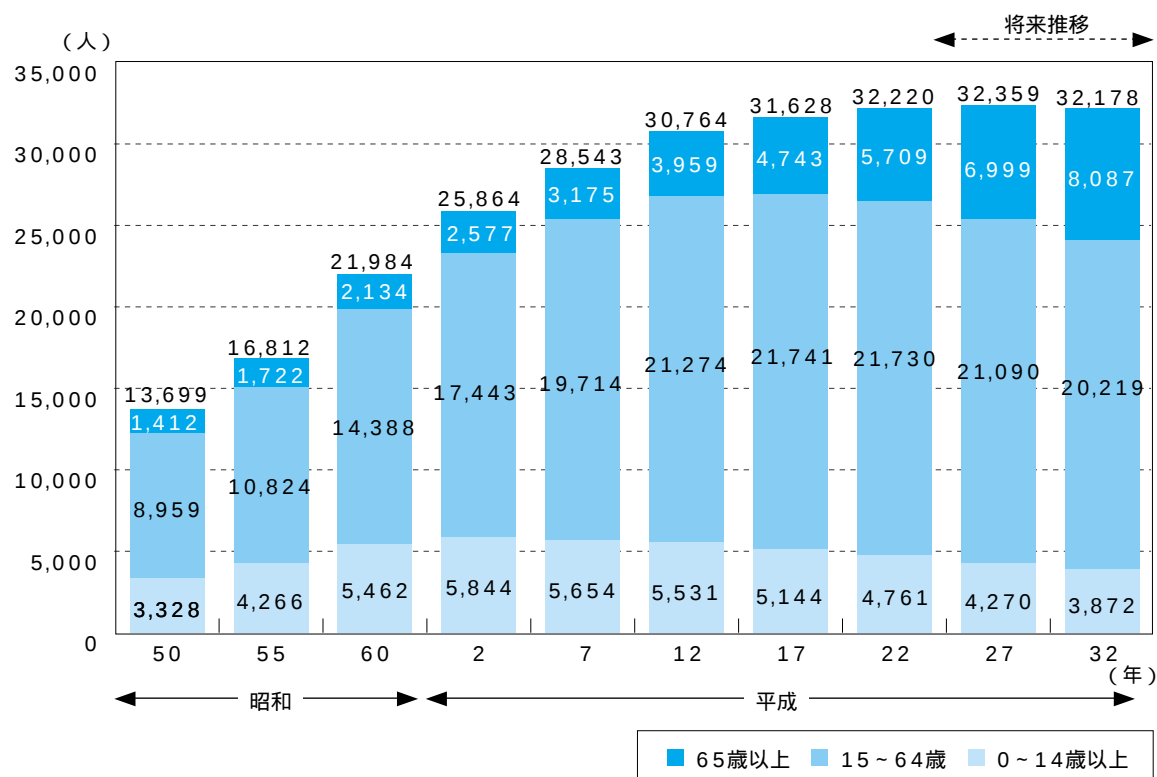
出典：国勢調査

(3)人口将来推計

国勢調査を基に、本市の将来人口を推計したところ、平成27年頃までは緩やかに増加を続けますが、それ以降減少に転じる見込みです。年齢3区分ごとの内訳をみると、年少人口は減少を続け、平成27年には平成17年比で約17%減少する見込みです。

また、生産年齢人口も今後は緩やかに減少していく見通しです。一方、高齢人口は急速に増加し、平成27年には平成17年に比べ約48%増える見込みです(図2-8)。

●図2-8 人口の将来推計



出典：国勢調査を基に推計

6

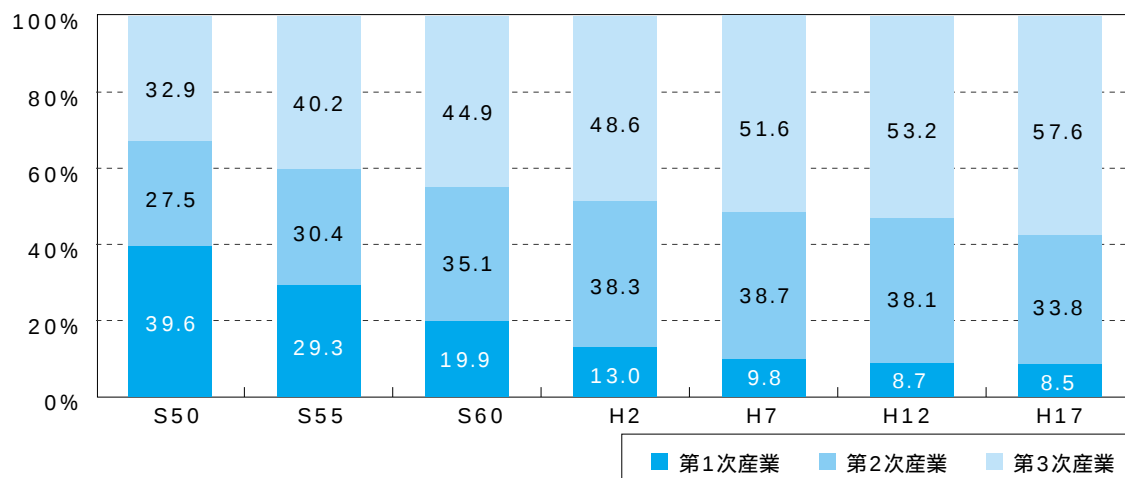
産業

(1) 産業一般

本市の産業別就業人口の構成比の推移は、第3次産業が増加する一方で、第1次産業は減少傾向にあり、第2次産業は平成7年まで増加していたものの、近年は減少に転じています。また、昭和50年には第1次産業の割合が40%近くありましたが、年々低下して平成7年に10%を切り、その代わり第3次産業が全体の半数を超えるようになりました。(図2-9)

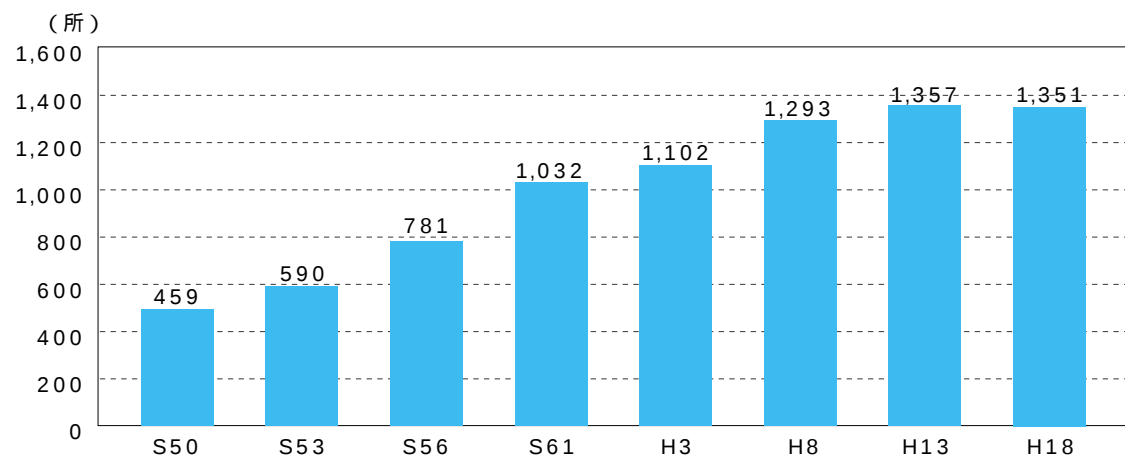
事業所の立地状況をみると、平成13年まで増加傾向にありましたが、平成18年には若干減少しています。(図2-10)

● 図2-9 産業別就業人口の構成比の推移



出典：国勢調査

● 図2-10 事業所総数の推移



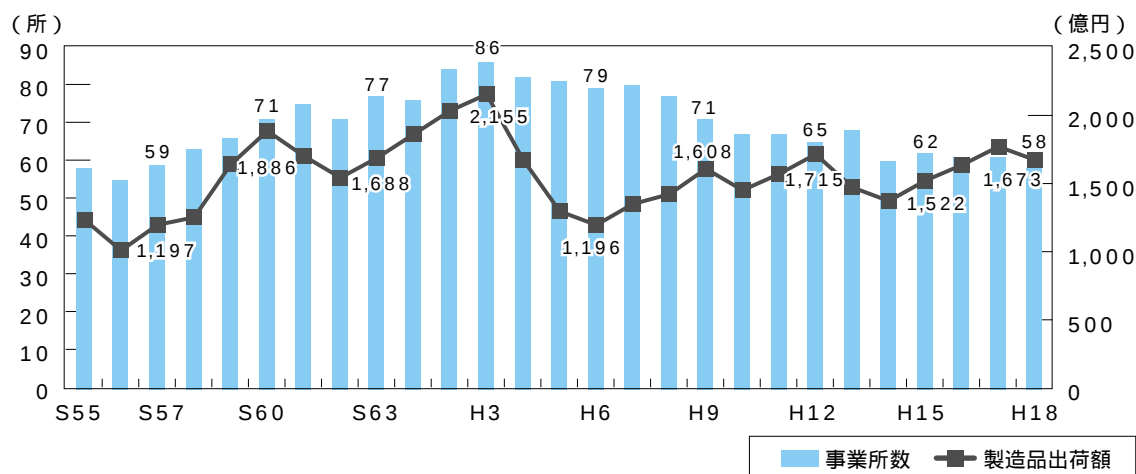
出典：山梨県事業所企業統計調査報告

(2) 商工業

製造業では、事業所数は平成3年をピークに減少傾向にあり、製造品出荷額等¹は平成6年に最も少なくなっていますが、その後は多少持ち直しつつあります。(図2-11)

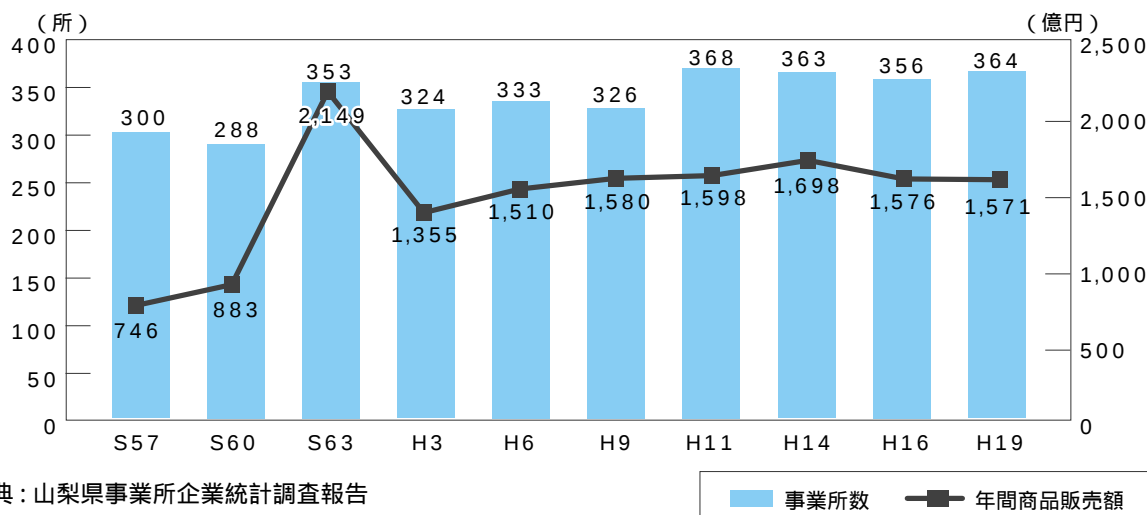
また、商業関係の事業所数は、昭和63年から伸び悩みの状況にあります。一方、年間商品販売額は昭和63年に大幅に増え、その後減少して横ばいの状態が続いています。これは昭和62年に甲府リバーサイドタウンに大型ショッピングセンターができたためと考えられます。(図2-12)

● 図2-11 製造品出荷額等の推移



出典：国勢調査

● 図2-12 年間商品販売額等の推移



出典：山梨県事業所企業統計調査報告

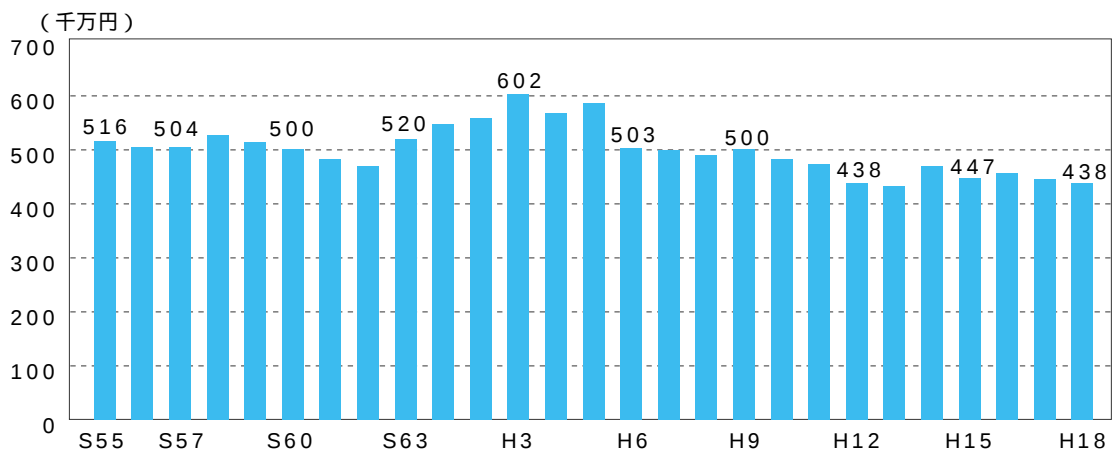
1 1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他（冷蔵保管料、新聞広告料、製造工程から出たくず、廃物等）の収入額の合計を言います。

(3) 農業

農業では、農業産出額²が平成3年をピークにやや減少傾向が見られましたが、ここ数年は横ばいの状態で推移しています。(図2-13) 農業産出額を種別にみると、野菜(49.8%)の割合が高く、次いで、畜産(17.8%)、花き(13.5%)、果実(9.6%)の順となっています。(図2-14)

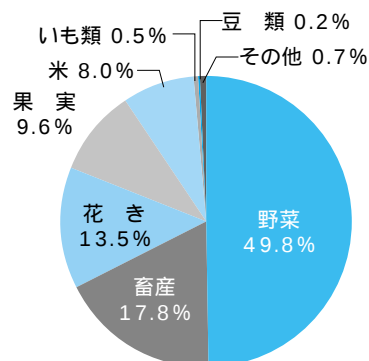
また、耕作放棄地の面積は平成7年にかけて増加傾向にありましたが、平成7年以降は横ばいの状態で76haにとどまっています。しかし、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率は上昇しています。(図2-15)

● 図2-13 農業産出額の推移



出典：農林水産省生産農業所得統計

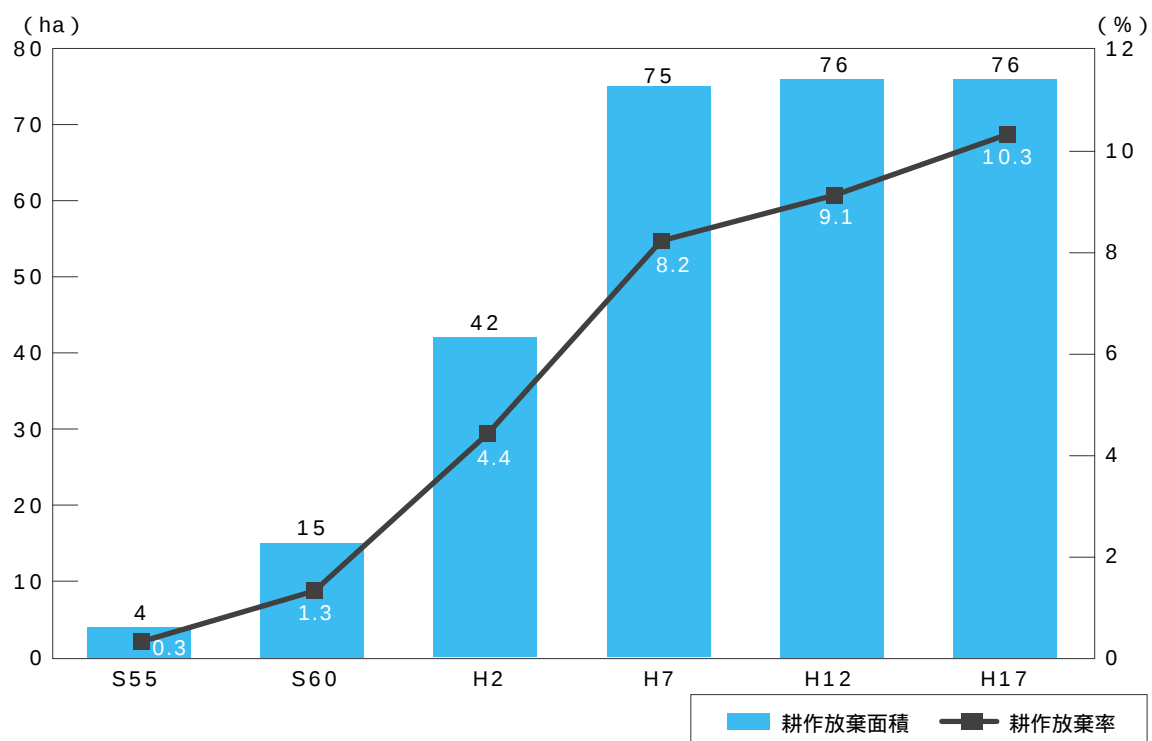
● 図2-14 農業産出額の種別割合



平成18年農林水産省生産農業所得統計

² 農家の人が稲作、野菜栽培、養蚕、畜産などの農業生産によって得られた農畜産物と、その農畜産物を原料として作られた加工農産物を販売して得た利益額のことを言います。

● 図2-15 耕作放棄地面積等の推移



出典：農林業センサス

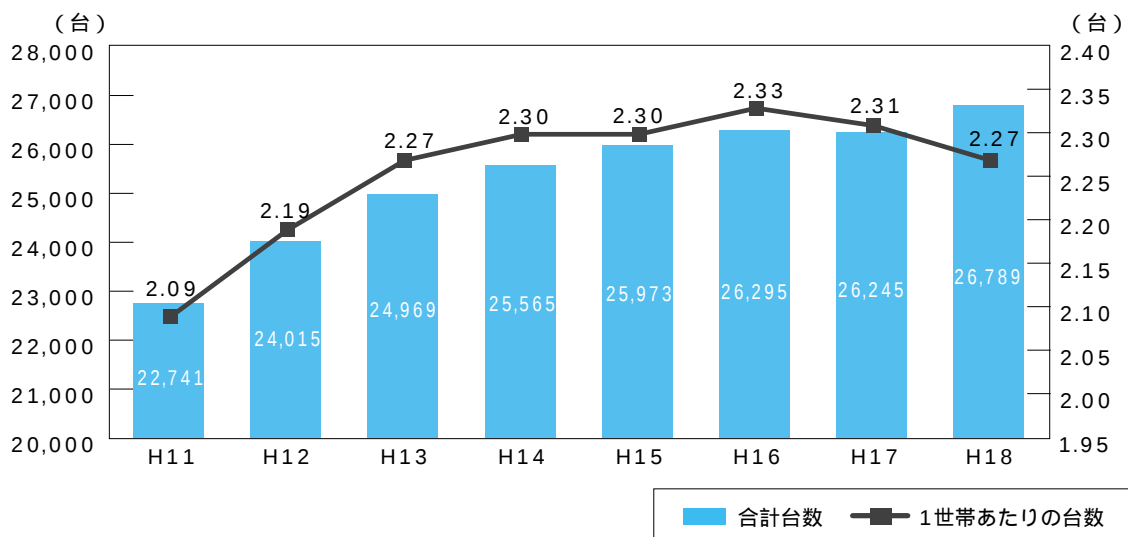
{ 耕作放棄率 = 耕作放棄面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄面積) }

7

自動車登録台数

自動車の登録台数は、平成17年には若干減少していますが、それ以外は増加傾向にあります。また、一世帯当たりの保有台数は、平成16年を境に減少していますが、これは世帯数の増加によるものと考えられます。(図2-16)

● 図2-16 自動車登録台数の推移(二輪車は除く)



出典：県勢ダイジェスト(関東運輸局山梨運輸支局・山梨県軽自動車協会データより)

● 表2-4 自動車登録台数の推移(二輪車は除く)

	乗用車	軽自動車	合計台数	1世帯あたりの台数
H11	15,901	6,840	22,741	2.09
H12	16,597	7,418	24,015	2.19
H13	16,856	8,113	24,969	2.27
H14	17,060	85,05	25,565	2.30
H15	17,175	8,798	25,907	2.30
H16	17,176	9,119	26,295	2.33
H17	17,187	9,058	26,245	2.31
H18	17,241	9,548	26,789	2.27

出典：県勢ダイジェスト(関東運輸局山梨運輸支局・山梨県軽自動車協会データより)

8 市内の主な公共施設について

市内の主な公共施設には次のものがあります。

●行政施設

中央市役所(田富庁舎、玉穂庁舎、豊富庁舎) 玉穂総合会館、田富総合会館、豊富郷土資料館、田富図書館、玉穂生涯学習館

●商業施設

道の駅とよとみ、農産物直売所 た・から

●小中学校

三村小学校、玉穂南小学校、田富小学校、田富北小学校、田富南小学校、豊富小学校、玉穂中学校、田富中学校

●保育園

玉穂保育園、田富第一保育園、田富第二保育園、田富第三保育園、田富北保育園、豊富保育園

●児童館

玉穂中央児童館、玉穂北部児童館、玉穂西部児童館、田富中央児童館、田富わんぱく児童館、田富ひばり児童館、田富杉の子児童館、田富ひまわり児童館、田富つくし児童館、田富すみれ児童館、豊富児童館

●保健施設

玉穂勤労健康管理センター、田富健康管理センター、田富保健センター、田富福祉センター、田富福祉公園コミュニティーセンター、豊富保健センター、豊富保健福祉センター、豊富デイサービスセンター

●スポーツ施設

玉穂市民体育館、玉穂B & G海洋センター、田富市民体育館、田富市民プール、与一弓道場、浅利テニスコート、農業者トレーニングセンター

●その他

玉穂学校給食共同調理場、(財)シルクの里振興公社、豊富農業者研修センター、田富小・中学校給食室、豊富中央公民館、田富よし原処理センター、豊富クリーンセンター、田富コミュニティ防災センター

● 図2-17 市内の主な公共施設等



第3章 環境に関する状況

1 自然環境

本市は笛吹川を挟んで南部の御坂山系からなる地域と、釜無川により形成された沖積平野部に分けることができます。県の中では、森林の割合が低く、農用地、宅地の割合が多くなっていますが、身近なところで様々な動植物を観察することができます。

(1) 動物

山梨県が平成7年度から13年度にかけて実施した環境資源調査によると次の動植物が本市に分布していると確認されています。

哺乳類

アズマモグラ、アブラコウモリ、ハタネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ホンドイタチ

鳥類（笛吹川中道橋、風土記の丘周辺）

アオサギ、イカルチドリ、イワツバメ、ウグイス、エナガ、オオジュリン、オオヨシキリ、オナガ、オナガガモ、カシラダカ、カルガモ、カワウ、カワセミ、カワラヒワ、キジ、キジバト、キセキレイ、ゴイサギ、コガモ、コゲラ、コサギ、シジュウカラ、ジョウビタキ、スズメ、セグロセキレイ、ダイサギ、チョウゲンボウ、ツグミ、ツバメ、ドバト、トビ、ノスリ、ハクセキレイ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、バン、ヒドリガモ、ヒバリ、ヒヨドリ、ホオジロ、マガモ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤマガラ

魚類

アブラハヤ、ウグイ、オイカワ、カダヤシ、カマツカ、カワヨシノボリ、ギンブナ、シマドジョウ、タモロコ、ドジョウ、ニゴイ、ホンモロコ、モツゴ、ヨシノボリ

両生類・爬虫類

ニホンアマガエル、ウシガエル、ニホンカナヘビ、ニホントカゲ、ニホンアマガエル、アズマヒキガエル、ヤマカガシ

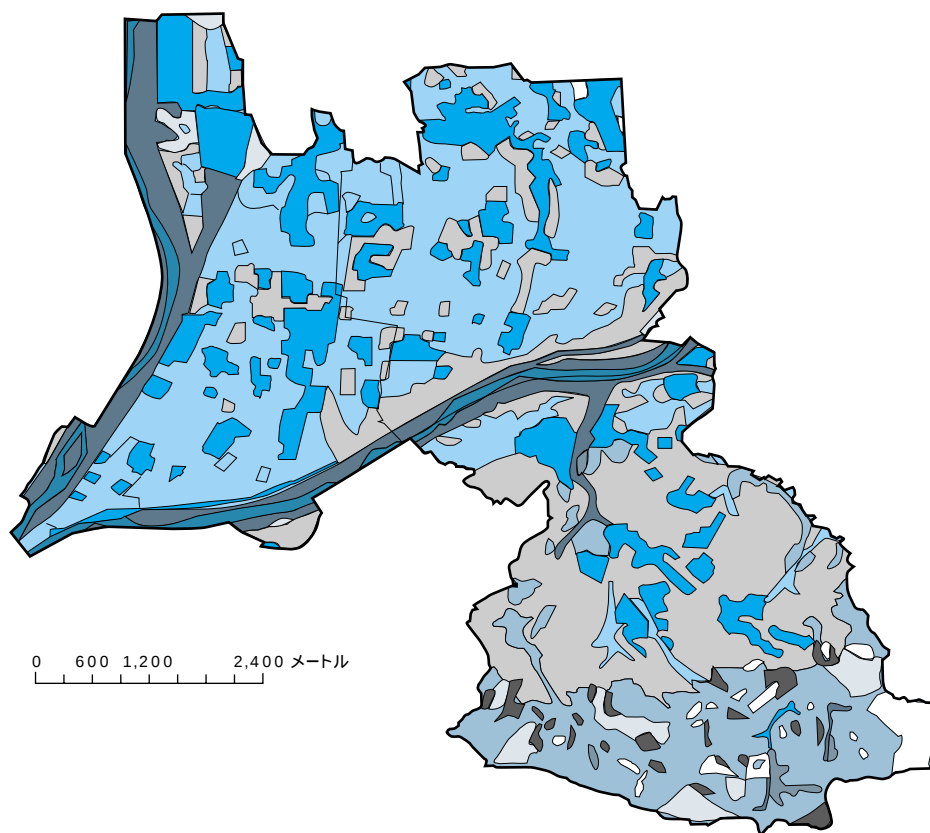
昆虫類（チョウの仲間）

イチモンジセセリ、ウラナミシジミ、キアゲハ、キタテハ、キチョウ、スジグロシロチョウ、ツバメシジミ、ヒメアカタテハ、ヒメウラナミジャノメ、ベニシジミ、ホソオチョウ、モンキキョウ、ヤマトシジミ

(2) 植物

本市の標高は、地図上で推計すると南西部釜無川の241mから南東部御坂山地の929mの間で分布しています。旧豊富村内の御坂山地には、スギ、ヒノキ、アカマツなどの針葉樹のほか、クヌギ、コナラなどの広葉樹が分布しています。また、市街地近くでも、春先の農耕地にれんげ草が咲き、美しい半自然景観が広がります。

● 図3-1 植生自然度



凡例

- 自然草原:高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
- 自然林:エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
- 二次林:クリ・ミズナラ群集、クスギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
- 植林地:常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
- 二次草原(背の高い草原):ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
- 二次草原(背の低い草原):シバ群落等の背丈の低い草原
- 農耕地(樹園地):果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
- 農耕地(水田・畑)・緑の多い住宅地:畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
- 市街地・造成地等:市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
- 開放水域

出典：環境省生物多様性情報システム、自然環境保全基礎調査

2 生活・都市環境

(1) 大気汚染の状況

山梨県では、大気汚染の状況を把握するために、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局1局、合計11局で大気汚染状況の常時監視を行っています。本市内に測定局はありませんが、近隣の南アルプス測定局の結果を参考までに紹介します。

●表3-1 平成19年度環境基準の達成状況

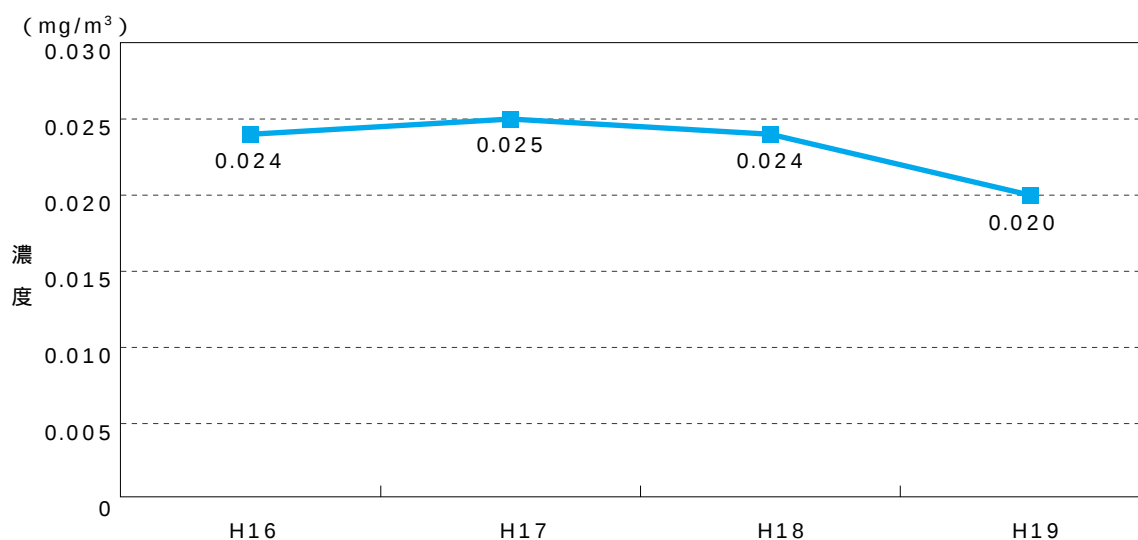
	環境基準	測定値が基準を超えた日数・時間数	評価
SPM	1時間値の日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	0日 0時間	○
NO ₂	1時間値の日平均値が $0.04 \sim 0.06\text{ppm}$ までのゾーン内またはそれ以下であること	0日	○
Ox	1時間値が 0.06ppm 以下であること	141日 901時間	×

SPM：浮遊粒子状物質、NO₂：二酸化窒素、Ox：光化学オキシダント
出典：平成20年度版やまなしの環境(山梨県)

光化学オキシダントを除いて、環境基準は達成されています。光化学オキシダントについては全国的に見ても達成率が低く、測定濃度は漸増傾向にあります。原因物質の排出量自体は減少傾向にあるため、その原因の究明が続けられています。

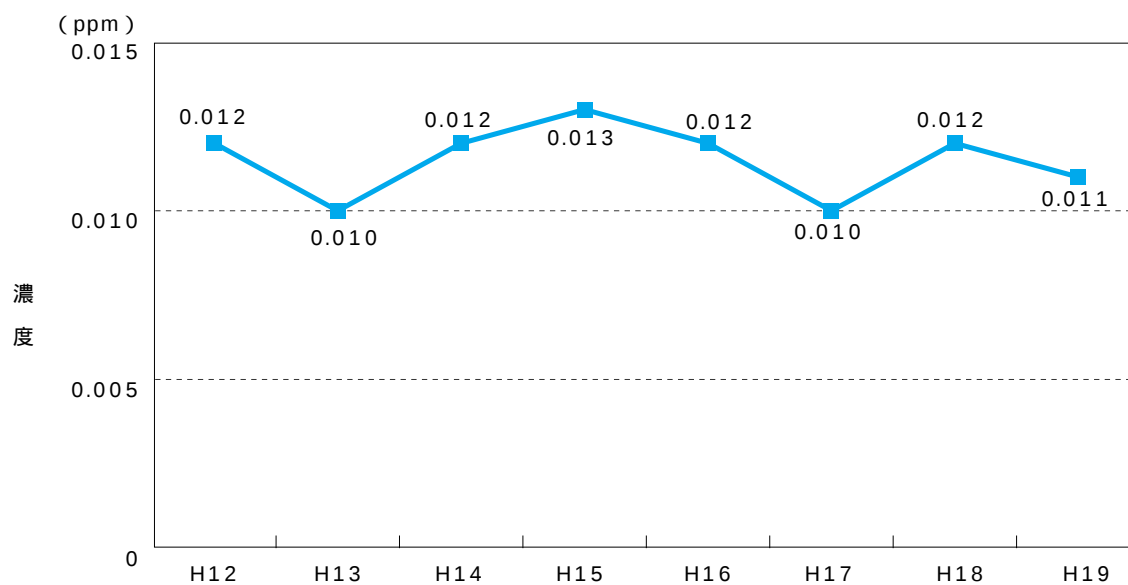
汚染物質ごとの経年変化を以下に示します。

●図3-2 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の年平均値の経年変化



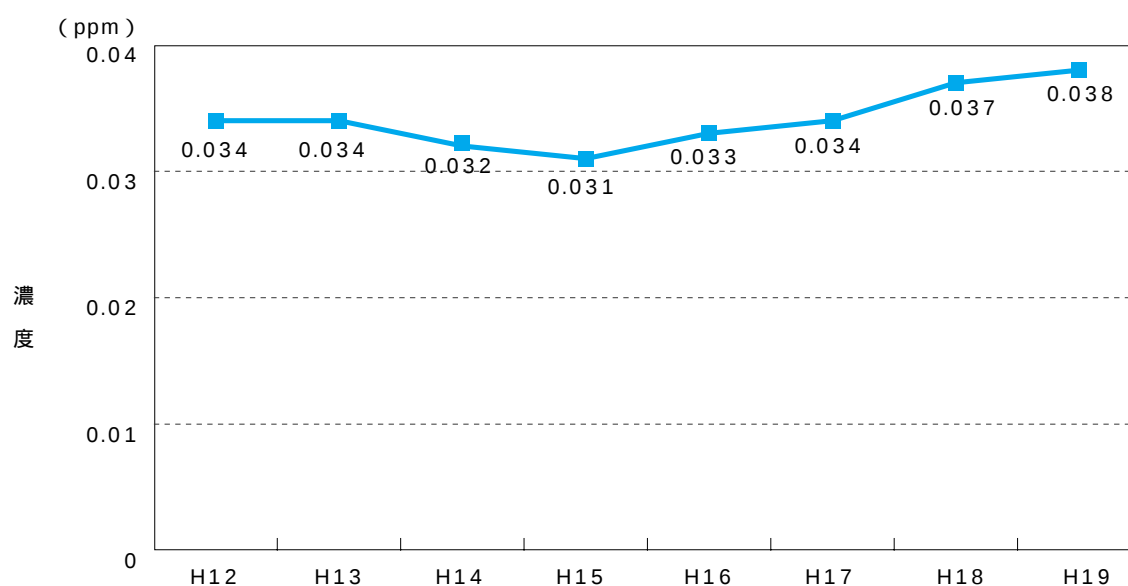
出典：平成20年度版やまなしの環境(山梨県)

● 図3-3 二酸化窒素(NO₂)濃度の年平均値の経年変化



出典：平成20年度版やまなしの環境(山梨県)

● 図3-4 光化学オキシダント(Ox)濃度の経年変化

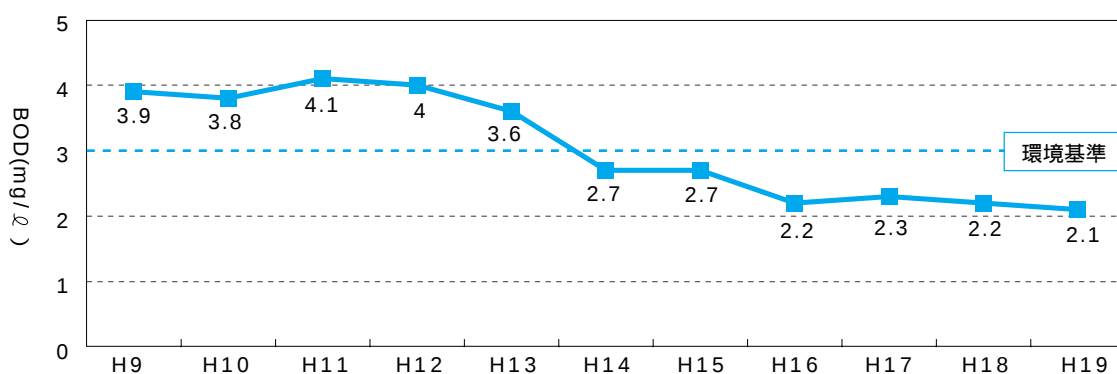


昼間の1時間値の年平均値
出典：平成20年度版やまなしの環境(山梨県)

(2) 河川水質汚濁の状況

市内を北から南に流れる小河川は市の南側を笛吹川に沿うように流れる鎌田川に流れ込みます。鎌田川の水質をみることによって、市内の河川の水質汚濁状況を概観することができます。山梨県が行っている公共用水域水質測定結果から、鎌田川流末のBOD³の経年変化をみると、平成13年度までは環境基準を上回っていましたが、それ以後改善傾向にあると推測できます(図3-5)。

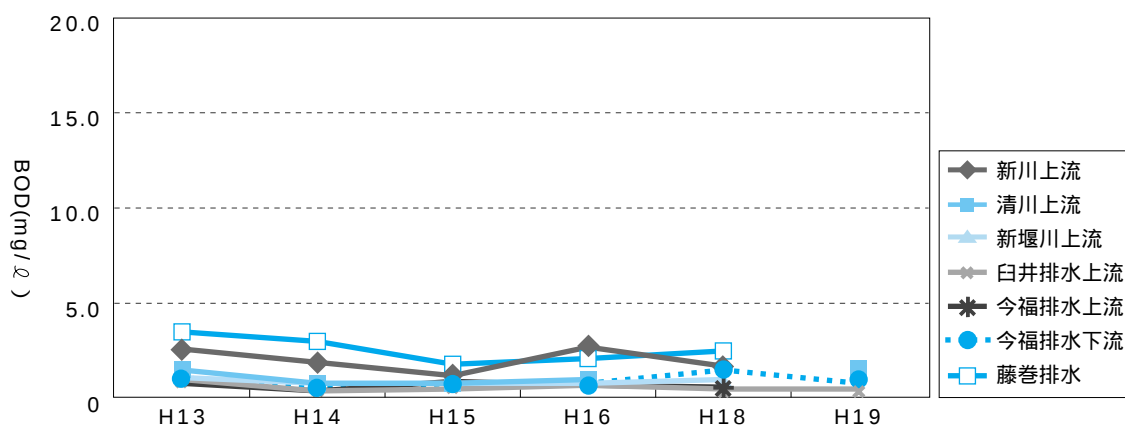
● 図3-5 鎌田川流末のBODの経年変化



出典：平成20年度版やまなしの環境(山梨県)

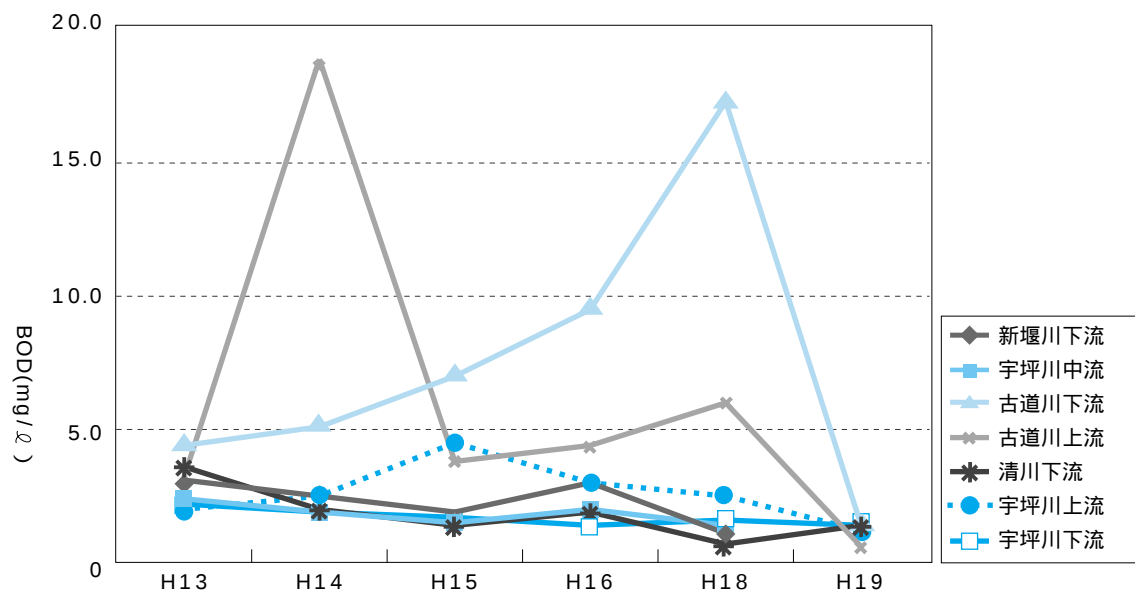
次に、本市が行った市内河川の水質測定結果を図3-6、3-7、3-8に示します。一部BOD値が高い河川が見られますが、水量が少ない河川であり、測定日における一時的な排水の流入等が原因であると推定されます。

● 図3-6 市内河川のBODの経年変化(1)

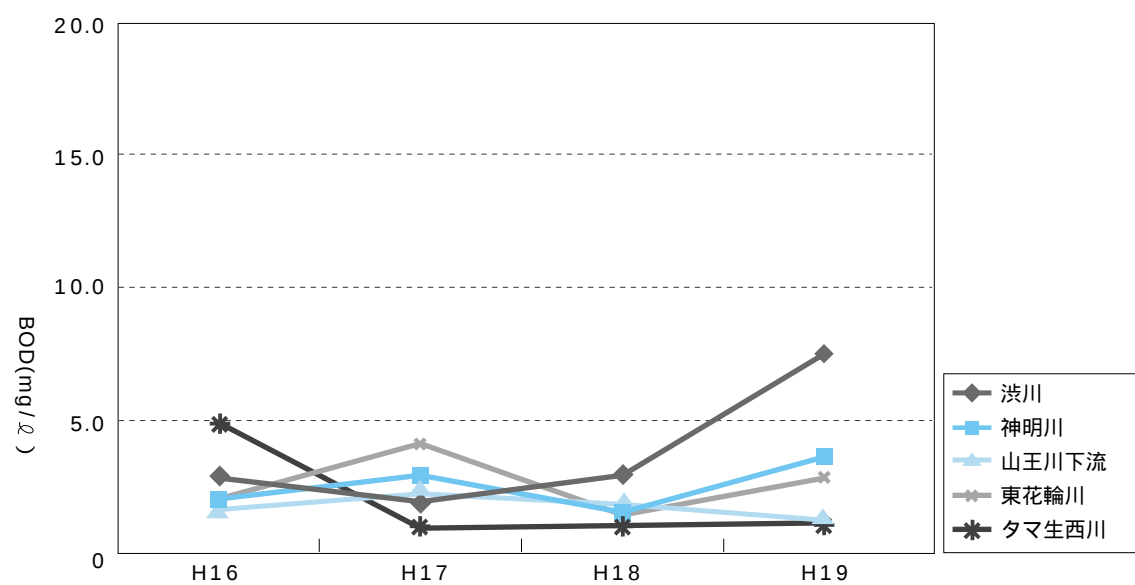


3 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

● 図3-7 市内河川のBODの経年変化(2)



● 図3-8 市内河川のBODの経年変化(3)



出典：市環境課資料より作成

(3) 地下水の状況

山梨県では地下水の水質保全を図るために年度ごとに測定計画を定め、地下水水質の監視を行っています。平成18年度、市内では2箇所において測定を行い、いずれの地点でも環境基準は達成されていました。

また、市では25ヶ所の井戸において、大腸菌郡数等の測定を行っていますが、平成19年度の測定で大腸菌が検出された井戸はありませんでした。

●表-3-2 市内井戸の地下水水質測定結果

物質名		環境基準値	井戸の所在地		環境基準 達成状況
		mg/ℓ	布施	中楯	
環境基準項目	カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	○
	全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	○
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	○
	六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	○
	砒素	0.01	<0.005	<0.005	○
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	○
	P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	○
	その他19項目				○

出典：平成18年度山梨県公共用水域・地下水水質測定結果

(4)騒音

自動車騒音の状況

平成19年度山梨県が実施した自動車騒音常時監視では市内の5ヶ所において、沿線住宅の騒音発生状況が測定されました。主要地方道韮崎南アルプス中央線の臼井阿原～一町畑間、一般県道臼井阿原竜王線及び主要地方道甲府市川三郷線の山之神などにおいて環境基準(昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下)を上回る騒音が発生しています。

●表3-3 自動車騒音常時監視結果

対象道路路線名	区 域	住居等 戸数	達成戸数・割合							
	始点終点		昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値超過		夜間のみ 基準値超過		昼夜間とも 基準値超過	
			(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)
主要地方道 甲府市川三郷線	布 施	363	359	98.9	2	0.6	0	0.0	2	0.6
	西花輪									
主要地方道 甲府市川三郷線	山之神	8	5	62.5	3	37.5	0	0.0	0	0.0
	山之神									
主要地方道韮崎 南アルプス中央線	臼井阿原	231	206	89.2	0	0.0	0	0.0	25	10.8
	一町畑									
主要地方道 甲府中央右左口線	中 楯	137	136	99.3	0	0.0	0	0.0	1	0.7
	成 島									
一般県道 臼井阿原竜王線	山之神	80	48	60.0	0	0.0	11	13.8	21	26.3
	山之神									

出典：平成19年度 山梨県自動車騒音常時監視結果

(5)公害苦情

山梨県中北林務環境事務所が受けた市内の公害苦情の件数は次のとおりです。大気汚染や水質汚濁、不法投棄などに関するものが多くなっています。

●表3-4 公害苦情件数(山梨県中北林務環境事務所受分)

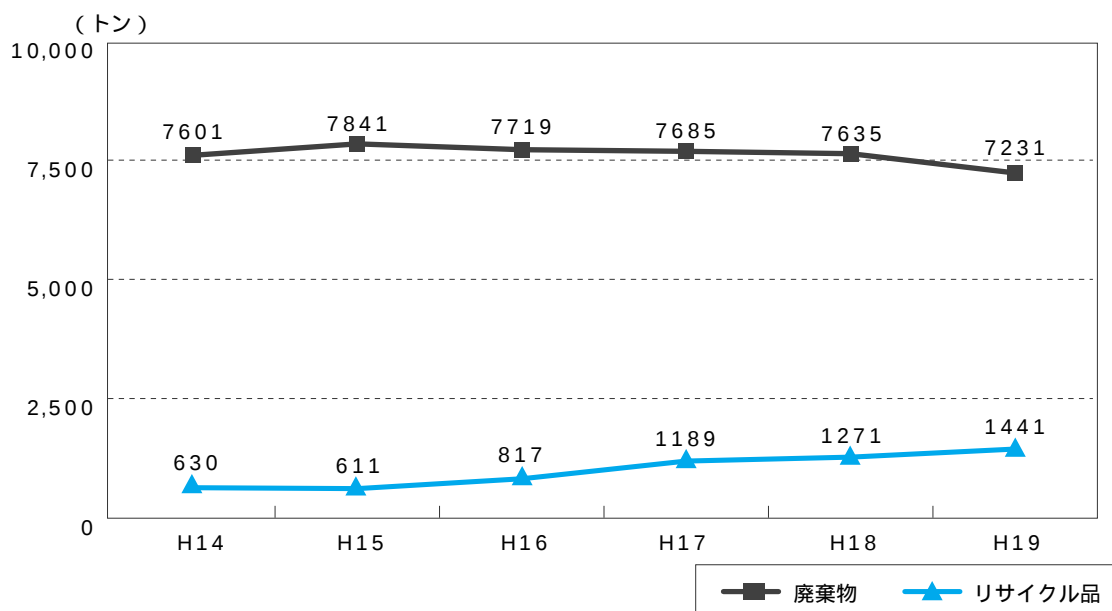
種 別	H17	H18	H19	計
大 気	3	3	1	7
水 質	2	2	3	7
騒 音	0	0	0	0
振 動	0	0	0	0
悪 臭	1	1	1	3
廃棄物不法投棄	3	3	1	7
その他	0	0	0	0
計	9	9	6	24

(6) 廃棄物

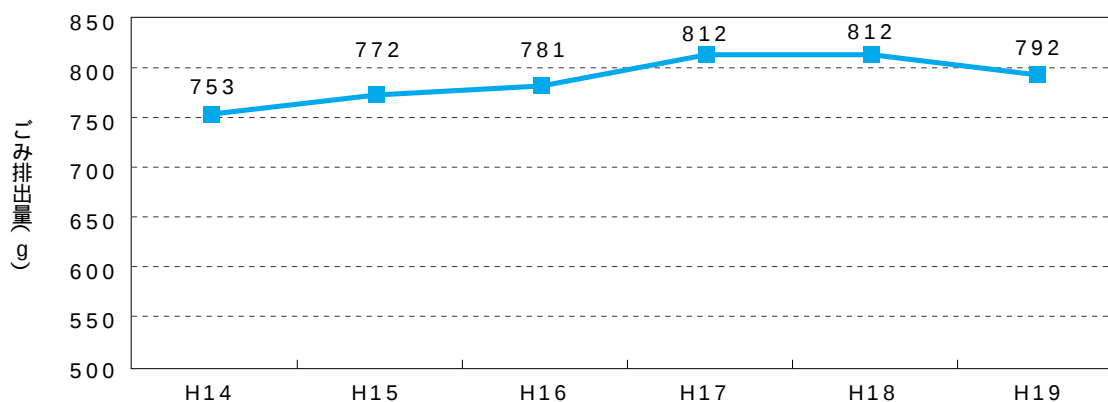
① ごみ処理の状況

本市では、燃えるごみや燃えないごみのいわゆる「一般ごみ」のほかに、ペットボトルやアルミ缶、ダンボールや新聞紙などの「リサイクル品」、市の指定袋に入りきらない「粗大ごみ」の大きく分けて3つの収集区分があります(市で収集しない廃棄物は除く)。リサイクル品は、平成14年からの5年間で2倍以上に増えています。また、一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は高止まり傾向にありましたが、平成19年度に減少に転じています。

● 図3-9 ゴミ処理量の推移



● 図3-10 一人一日当たりのごみ排出量



出典：市環境課資料より作成(図3-9、3-10)

本市で発生するごみのうち、田富・玉穂地区のものは中巨摩地区広域事務組合清掃センターで焼却処理をされた後、焼却灰は県外において埋め立て処分されています。豊富地区のものは、可燃ごみが県外において処理・処分、不燃ごみが富士河口湖町の大和田清掃センターにおいて処理されています。リサイクルについては、各自治会と各庁舎に設置されているリサイクルステーションにおいて行われています。

●表3-5 廃棄物リサイクル状況

単位：t

区 分		H 17	H 18	H 19
生ごみ堆肥化	豊富地区生ごみ	67.01	61.35	62.55
リサイクル	スチール缶	31.33	28.20	30.04
	アルミ缶	17.24	19.55	20.21
	無色ビン	30.16	29.82	32.75
	茶色ビン	34.54	32.46	29.83
	その他ビン	8.80	9.91	12.36
	ペットボトル	27.78	31.60	38.90
	その他プラ	15.51	28.08	49.44
	計	165.36	179.62	213.53
資源ごみ	ダンボール	120.86	137.77	166.92
	紙パック	3.37	3.58	6.44
	新聞紙	360.79	377.02	396.85
	雑誌・チラシ	452.46	493.17	549.22
	ミックス紙	19.01	18.87	46.11
	計	956.49	1030.41	1165.54

出典：市環境課



玉穂庁舎に併設されている24時間リサイクルステーション

②生活排水処理の状況

生活排水処理は、下水道、農業集落排水設備、合併処理浄化槽などにより行われています。本市の生活排水クリーン処理率（生活排水が処理施設により処理される人口の割合）は平成20年3月現在、87.4%となっており、県全体の平均を14ポイントほど上回っています。

本市で発生するし尿のうち下水道に入るものは、増穂町にある釜無川浄化センターにおいて、葦崎市、南アルプス市、甲斐市、増穂町、鯉沢町、昭和町、市川三郷町の汚水とともに一括処理されます。市内の下水処理人口（処理区域内水洗化人口）は、平成20年3月現在、16,815人となっています。

●表3-6 生活排水処理の状況

単位：人（平成20年3月31日現在）

	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
中央市	29,994	16,815	3,510	2,656	3,239		26,220	87.4%
県	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2%

出典：山梨県大気水質保全課

浄化槽から発生する汚泥は、田富・玉穂地区のものが中巨摩地区広域事務組合衛生センターにおいて処理されます。豊富地区から発生するものは、ほとんどが豊富クリーンセンターにおいて堆肥化されますが、一部は富士河口湖町の大和田清掃センターにおいて処理されます。また、田富地区のリバーサイドタウンと流通団地においては、地区内のコミュニティプラント、よし原処理センターで処理されます。

し尿（浄化槽汚泥、くみ取りし尿）の処理状況を表3-7、図3-11に示します。

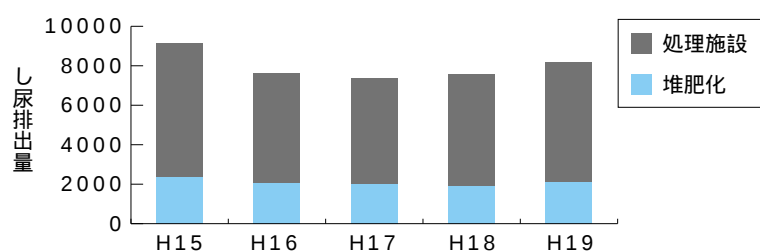
●表3-7 し尿処理状況（浄化槽汚泥＋くみ取りし尿）

単位：kL

区 分	H15	H16	H17	H18	H19
堆肥化	2,360	2,072	1,984	1,925	2,114
処理施設	6,756	5,526	5,388	5,674	6,071
計（し尿排出量）	9,116	7,598	7,372	7,599	8,185

●図3-11 し尿処理状況（浄化槽汚泥＋くみ取りし尿）

単位：kL



出典：市環境課（表3-7、図3-11）
（農業集落排水処理施設分及びよし原処理センター分を除く）

③不法投棄の状況

山梨県中北林務環境事務所が確認した不法投棄の状況は次表のとおりです。山間部の林道沿いに多量に投棄されるケースや河川へのポイ捨てが多く見受けられます。

●表3-8 不法投棄の状況

投棄量：kg

	H18		H19	
	箇所数	投棄量	箇所数	投棄量
不法投棄残量	4	3,890	3	3,520
新規確認	34	4,700	23	1,549
撤 去	35	5,070	10	1,390
年度末残量	3	3,520	16	3,679

出典：山梨県中北林務環境事務所

(7)公園・緑地

本市には大小さまざまな公園があり、市民の憩いの場となっています。なかでも稲穂祭りなど大きなイベントも開催される田富ふるさと公園をはじめ、玉穂ふるさとふれあい広場、シルクの里公園は市を代表する公園です。また、笛吹川の河川敷や良好な田園の風景といった水と緑の織りなす景観が市民に安らぎを与えています。

●表3-9 市内の都市公園等と面積

公園名	面積(ha)
中巨摩第2公園	2.20
若宮公園(1,2,3号) 阿原2号公園	1.22
田富ふるさと公園	1.93
常永川河川緑地	0.95
鍛冶新居1号公園	0.21
シルクの里公園	2.30
玉穂ふるさとふれあい広場	2.60
田富福祉公園	1.40
リバーサイド1号公園(田富北保育園西側)	0.17
ひばり児童館公園	0.32
リバーサイド水源公園	0.08
リバーサイド2号公園(アピタ南)	0.07
防災公園	0.16
眺望の丘公園	0.29
浅利農村公園	0.14
木原八王子公園(関原若宮公園)	2.33
計	16.37

出典：市環境課



シルクの里公園



3

エネルギー消費状況と二酸化炭素(CO₂)排出量

はじめに

本市のエネルギー消費状況とCO₂排出量を推計しました。市内において、どの程度のエネルギーが消費されているのか、またCO₂が排出されているかを各部門にわけて把握します。

(1)消費部門別・エネルギー源別エネルギー消費量

①エネルギー消費量の区分

資源エネルギー庁編「地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定ガイドブック」より需要側を民生家庭、民生業務、産業、運輸の4部門に区別して推計します。またエネルギーの種類も電力、LPガス、都市ガス、石油製品(ガソリン、灯油、軽油、重油)に区分して推計します。

②エネルギー消費量の推計方法

エネルギー消費量の推計については、本市の数量を直接把握する資料がないため、国、県単位の各種統計データから本市の消費量を部門ごとに次により推計します。

民生家庭：世帯数により按分

民生業務：業務部門(第3次産業)就業者数により按分

産 業：製造品出荷額により按分

運 輸：LPガス・ガソリンについては乗用車台数、軽油については乗用車以外の台数により按分。鉄道については、JR身延線の資料が未公表のため、推計から除外します。

算出式、使用資料については、章末の参考資料に示します。

なお、使用するデータについては、全ての項目に関して入手可能な平成17年度のものを使用しています。

③使用する単位について

電力、LPガス、都市ガスなどの各エネルギーは、種類によって単位が異なります。そのため、各エネルギー源別に単位を熱量換算することにより統一し、消費量の推計を行います。熱量変換単位は表3-10に示します。

●表3-10 エネルギーの単位変換

	固有単位	発熱量
電気	kWh(キロワットアワー)	3.6MJ/kWh
LPG	kg(キログラム)	50.2MJ/kg
都市ガス	Nm ³ (リッポウメートル)	43.1MJ/Nm ³
ガソリン	L(リットル)	34.6MJ/L
灯油	L(リットル)	36.7MJ/L
軽油	L(リットル)	38.2MJ/L
重油	L(リットル)	39.1MJ/L

N(ノルマル)は標準状態(摂氏0度、圧力101.325キロパスカル)の略

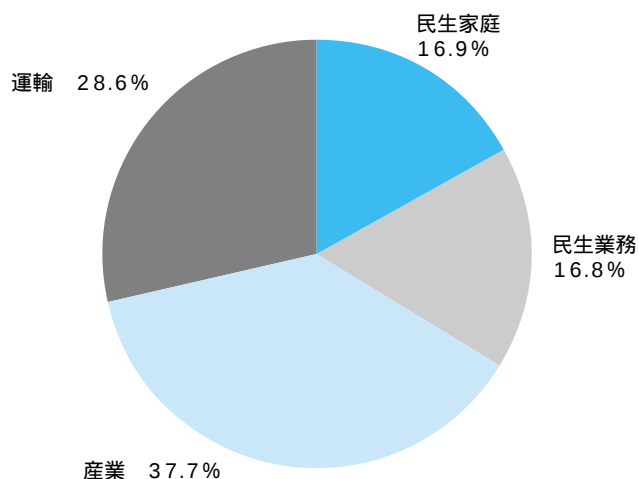
④エネルギー消費構造の推計結果

消費部門別のエネルギー消費量は、図3-11のとおりです。産業部門が37.7%と最も多く、次いで運輸の28.6%となっています。統計資料年度の関係から、本章では平成17年度データを使用していますが、本市では、平成20年度に大規模商業施設が設置されるなど、産業部門のエネルギー消費の割合は近年拡大していると推測されます。

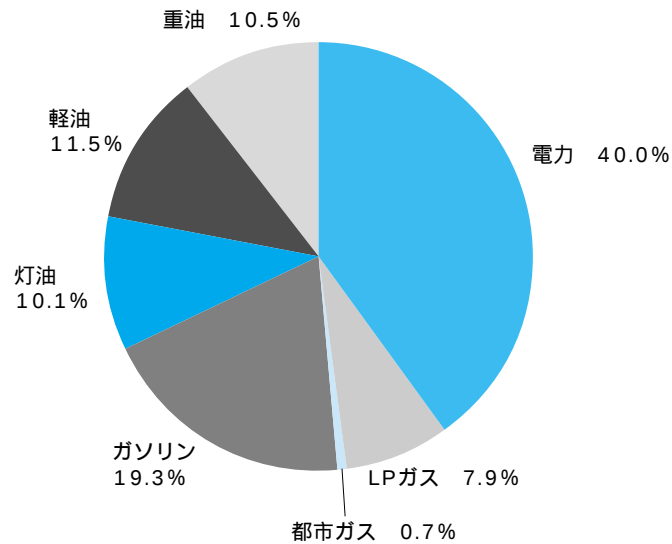
次に図3-12のエネルギー源別消費量を見ると、電力が40.0%を占めています。次いでガソリン19.3%、軽油、重油がそれぞれ11.5%、10.5%となっています。

以上のように、本市では産業部門を中心として、エネルギー源別の消費では、電力を中心とした消費構造になっていることがわかります。

●図3-11 消費部門別エネルギー消費量構成比



●図3-12 エネルギー源別消費量構成比



●表3-11 消費部門別及びエネルギー源別のエネルギー消費量

(GJ)

	電 力	L Pガス	都市ガス	ガソリン	灯 油	軽 油	重 油	合 計
民生家庭	265,532	95,164	1,449	-	125,447	20,910	-	508,502
民生業務	232,988	91,107	1,838	-	102,062	-	77,781	505,776
産 業	706,957	49,665	17,331	3,186	75,646	43,930	238,635	1,135,350
運 輸	-	3,498	-	577,653	-	281,308	-	862,459
合 計	1,205,477	239,434	20,618	580,839	303,155	346,148	316,416	3,012,087

本市1世帯当たりの電力消費量	22.4 G J
----------------	----------

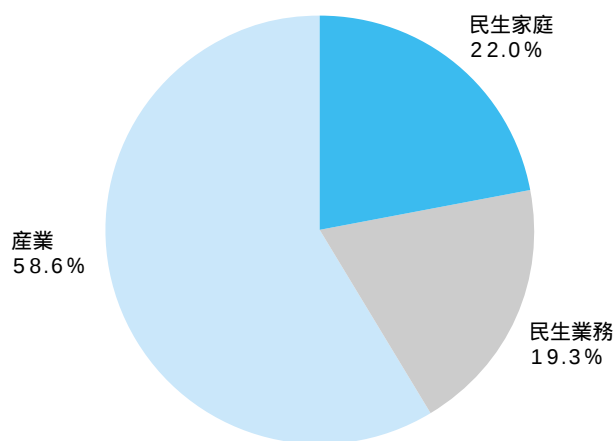
⑤エネルギー消費動向

■電力

本市で最もエネルギーを消費している電力部門について、その消費部門別の電力消費構造を図3-13に示します。

本市の電力消費量の構成は、産業部門が58.6%をしめています。次いで、民生家庭22.0%、民生業務19.3%となっています。

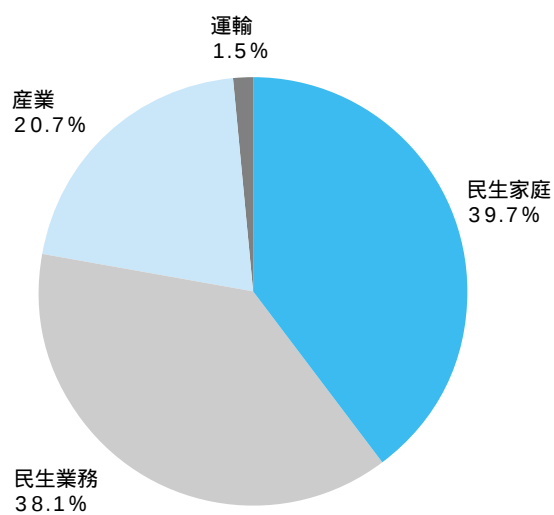
● 図3-13 消費部門別電力消費量構成比



■ LPガス

図3-14のとおり、LPガスの消費部門別構成比は、民生家庭が39.7%、次いで民生業務が38.1%となっています。

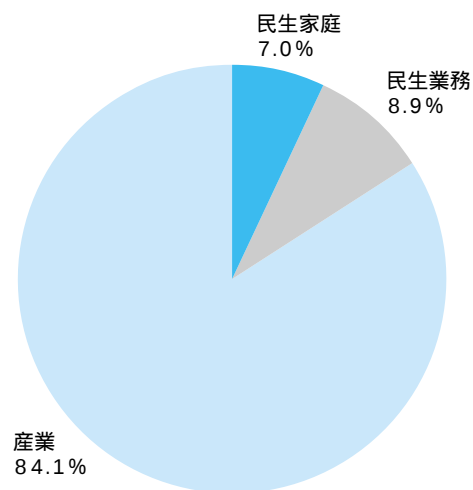
● 図3-14 消費部門別LPガス消費量構成比



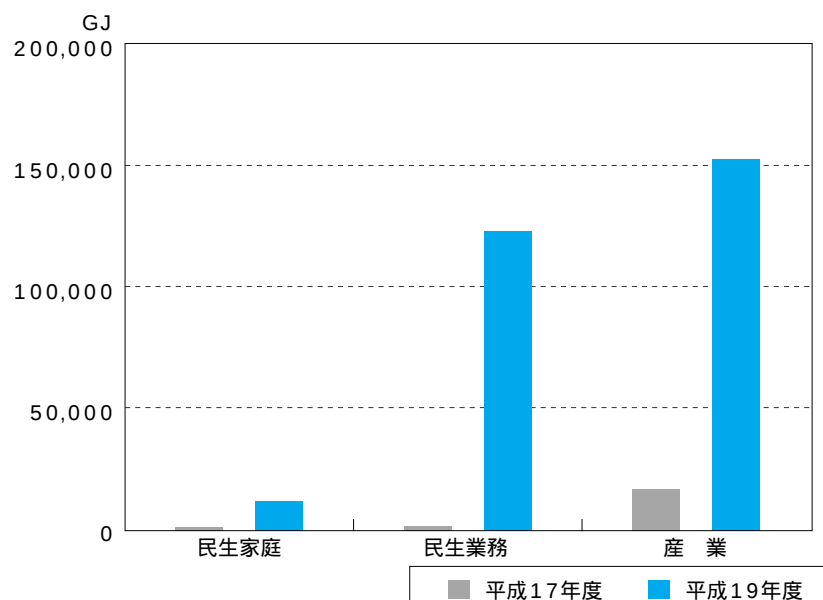
■ 都市ガス

本市の都市ガス消費量の消費部門別構成比では、産業が84.1%を占めています。平成17年度現在で、都市ガスのエネルギー源別消費量に占める割合は約1%と多くありません。しかし図3-16のとおりに、平成19年度の消費量は、平成17年度より14倍ほど拡大しています。とりわけ、民生業務、産業部門での消費量が拡大しています。

● 図3-15 消費部門別都市ガス消費量構成比



● 図3-16 都市ガス消費量の変遷



■ 石油製品(ガソリン、灯油、軽油、重油)

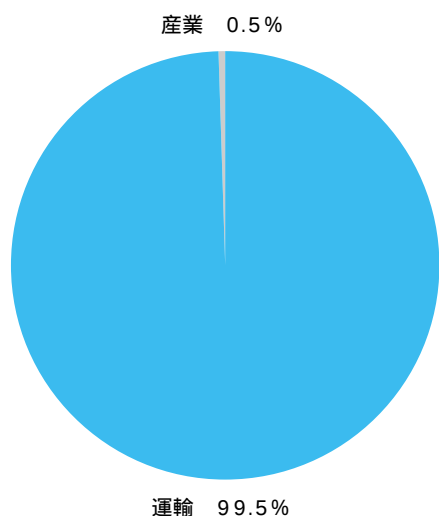
ガソリンの消費部門別のエネルギー消費量をみると、運輸部門での消費が99.5%を占めています。

灯油の消費部門別のエネルギー消費量をみると、民生家庭部門が41.4%、民生業務部門が33.7%となっています。

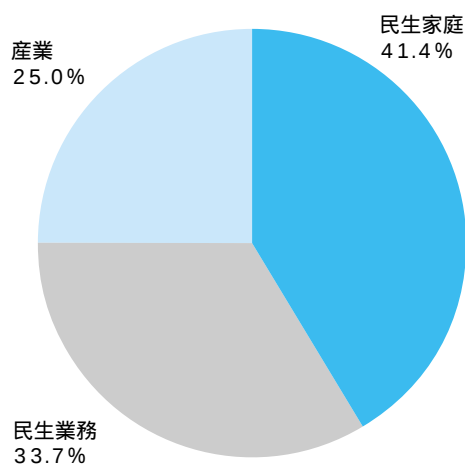
軽油の消費部門別のエネルギー消費量は、運輸部門が81.3%を占めています。

重油の消費部門別のエネルギー消費量は、産業部門が75.4%を占めています。

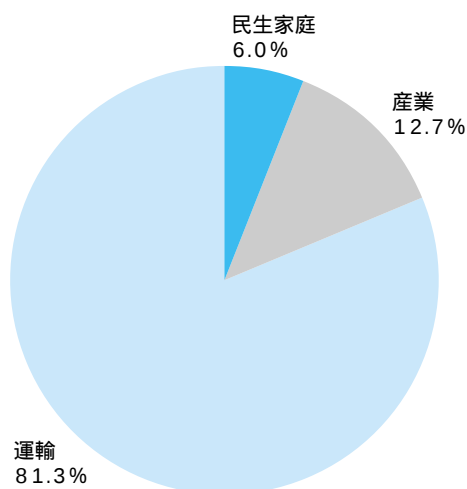
● 図3-17 消費部門別ガソリン消費量構成比



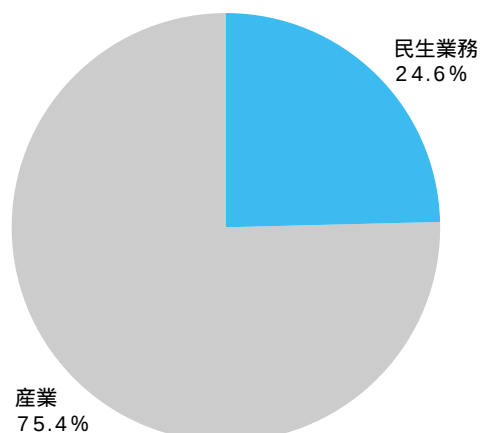
● 図3-18 消費部門別灯油消費量構成比



● 図3-19 消費部門別軽油消費量構成比



● 図3-20 消費部門別重油消費量構成比



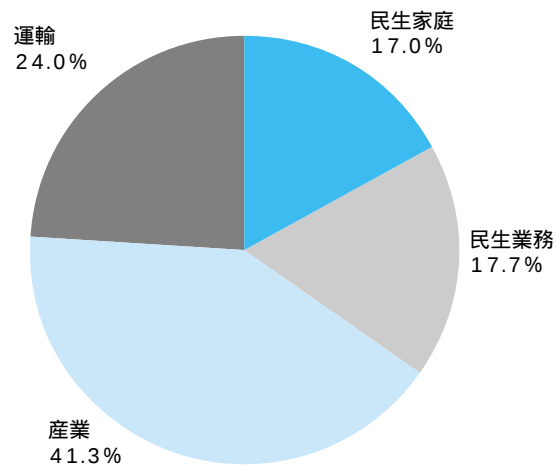
(2)エネルギー起源のCO₂排出量

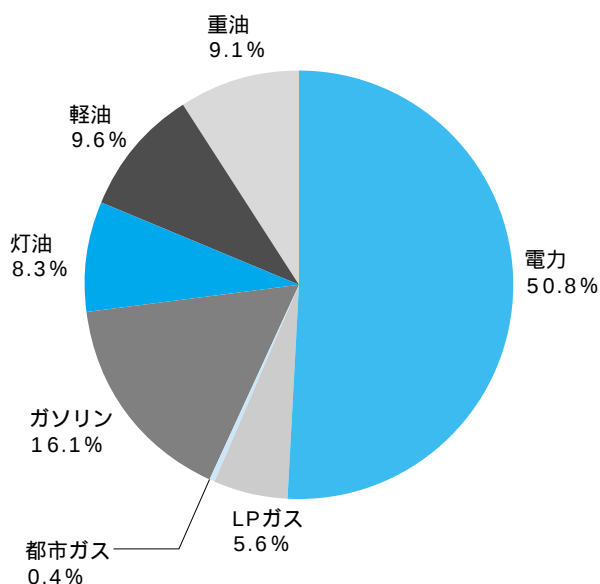
本市のCO₂の排出量を推計します。推計に関しては、エネルギー源別の消費量に、下表に示すCO₂排出係数を乗じて算出します。

●表3-12 使用したエネルギー源別CO₂排出量原単位

エネルギー種別	排出係数	単 位
電力	0.378	kg-CO ₂ /kWh(東京電力平均値2006年)
LPガス	0.0586	kg-CO ₂ /MJ
都市ガス	0.0506	kg-CO ₂ /MJ
ガソリン	0.0688	kg-CO ₂ /MJ
灯油	0.0685	kg-CO ₂ /MJ
軽油	0.0692	kg-CO ₂ /MJ
重油	0.0716	kg-CO ₂ /MJ

●図3-21 消費部門別CO₂排出量構成比



● 図3-22 エネルギー源別CO₂排出量構成比● 表3-13 消費部門別・エネルギー源別のCO₂排出量

	電力	L P ガス	都市ガス	ガソリン	灯油	軽油	重油	合計
民生家庭	27,880	5,577	73	-	8,593	-	-	42,123
民生業務	24,463	5,339	93	-	6,991	1,477	5,569	43,932
産業	74,229	2,910	876	219	5,182	3,040	16,096	102,552
運輸	-	205	-	39,961	-	19,467	-	59,633
合計	126,572	14,031	1,042	40,180	20,766	23,984	21,665	248,240

図3-21、図3-22から明らかなように、本市のCO₂排出量は、部門別では、産業部門が41%を占め、また、エネルギー源別では、電力が50.8%を占めています。

平成17年度、本市の1世帯当たりのCO₂排出量は21.0t、一人当たりCO₂排出量は7.87tでした。

● 表3-14 中央市、山梨県、全国のCO₂排出状況

	総排出量(a) t-CO ₂	人口(b) 人	一人当たり(a)/(b) t-CO ₂ /人
中央市(2005年)	249,222	31,650	7.87
山梨県(2005年)	7,376千トン	884,515	8.33
全 国(2005年)	1293百万トン	127,756,815	10.1

出典：山梨県：「山梨県地球温暖化対策推進計画」 全国：環境省「地球温暖化対策推進本部」HP

参考資料

中央市エネルギー消費量推計算出式と使用資料

①電力消費量

消費部門	算出式と使用資料
民生家庭	■ 算出式=山梨県電灯使用量 × (中央市世帯数/山梨県世帯数)
	出典： 『県勢ダイジェスト(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『国勢調査(平成17年度版)』総務省統計局
民生業務	■ 算出式=山梨県業務用電力使用量 ×(中央市第3次産業就業者数/山梨県第3次産業就業者数)
	出典： 『県勢ダイジェスト (平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑 (平成19年度版)』統計データバンク
産 業	■ 算出式=山梨県産業用電力消費量 ×(中央市製造品出荷額/山梨県製造品出荷額)
	出典： 『県勢ダイジェスト(平成19年度)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑(平成19年度版)』山梨県統計データバンク

②LPガス消費量

消費部門	算出式と使用資料
民生家庭	■ 算出式=山梨県世帯当たり L P ガス消費原単位 × 中央市世帯数
	出典： 『LPガス都道府県別販売量 (2005年度)』日本 L P ガス協会 『国勢調査 (平成17年度版)』総務省統計局
民生業務	■ 算出式=山梨県第3次産業従事者1人当たり L P ガス消費量 × 中央市第3次産業従事者
	出典： 『LPガス都道府県別販売量 (2005年度)』日本 L P ガス協会 『山梨県統計年鑑 (平成19年度版)』山梨県統計データバンク
産業	■ 算出式=山梨県製造品出荷額当たり L P ガス消費原単位 × 中央市製造品出荷額
	出典： 『LPガス都道府県別販売量 (2005年度)』日本 L P ガス協会 『山梨県統計年鑑 (平成19年度版)』山梨県統計データバンク
運輸	■ 算出式=山梨県自動車当たり L P ガス消費原単位 × 中央市 L P ガス自動車台数
	出典： 『自動車保有車両数 (平成17年度)』自動車検査登録協会の 『LPガス都道府県別販売量 (2005年度)』日本 L P ガス協会 『県勢ダイジェスト (平成17年度版)』山梨県統計データバンク

③都市ガス消費量

民生家庭・民生業務・産業とも東京ガス(甲府支社販売量)提供資料より作成

④石油製品

④-1.ガソリン消費量

消費部門	算出式と使用資料
産 業	■ 算出式=山梨県製造品出荷額当たりガソリン消費原単位×中央市製造品出荷額 出典： 『統計情報やまなし(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表(2005年)』資源エネルギー庁
	■ 算出式=山梨県自動車当たりガソリン消費原単位×中央市ガソリン自動車台数 出典： 『統計情報やまなし(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表(2005年)』資源エネルギー庁 『市町村別自動車登録課税台数(平成17年度)』山梨県統計データバンク 『県勢ダイジェスト(平成17年度版)』山梨県統計データバンク
運 輸	

④-2.灯油消費量

消費部門	算出式と使用資料
民生家庭	■ 算出式=山梨県世帯当たり灯油消費原単位×中央市世帯数 出典： 『灯油消費実態調査(平成14,16,18年度版)』日本エネルギー経済研究所石油情報センター 『国勢調査(平成17年度版)』総務省統計局
	■ 算出式=山梨県第3次産業従業者当たり灯油消費原単位×中央市第3次産業従業者数 出典： 『統計情報やまなし(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表(2005年)』資源エネルギー庁
民生業務	
産 業	■ 算出式=山梨県製造品出荷額当たり灯油消費原単位×中央市製造品出荷額 出典： 『統計情報やまなし(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑(平成19年度版)』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表(2005年)』資源エネルギー庁

④-3.軽油消費量

消費部門	算出式と使用資料
民生業務	■ 算出式=山梨県第3次産業従業者当たり軽油消費原単位×中央市第3次産業従業者数
	出典： 『統計情報やまなし（平成19年度版）』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表（2005年）』資源エネルギー庁 『山梨県統計年鑑（平成19年度版）』山梨県統計データバンク
産 業	■ 算出式=山梨県製造品出荷額当たり軽油消費原単位×中央市製造品出荷額
	出典： 『統計情報やまなし（平成19年度版）』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表（2005年）』資源エネルギー庁 『山梨県統計年鑑（平成19年度版）』山梨県統計データバンク
運 輸	■ 算出式=山梨県自動車当たり軽油消費原単位×中央市貨物等自動車台数
	出典： 『統計情報やまなし（平成19年度版）』山梨県統計データバンク 『山梨県統計年鑑（平成19年度版）』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表（2005年）』資源エネルギー庁 『市町村別自動車登録課税台数（平成17年度）』山梨県統計データバンク

④-4.重油

消費部門	算出式と使用資料
民生業務	■ 算出式=山梨県第3次産業従業者当たり重油消費原単位×中央市第3次産業従業者数
	出典： 『統計情報やまなし（平成19年度版）』山梨県統計データバンク 『エネルギーバランス表（2005年）』資源エネルギー庁 『山梨県統計年鑑（平成19年度版）』山梨県統計データバンク
産 業	■ 算出式=山梨県製造品出荷額当たり重油消費原単位×中央市製造品出荷額

注）LPガス、都市ガス石油製品は販売量をもとにした推計値

4 環境活動の状況

(1) 事業者の取組

近年、ISO14001環境マネジメントシステムなどの認証を取得し、事業活動において自主的に環境保全対策を行う事業者が増えてきました。平成20年9月現在、全国で20,602、山梨県では128の組織がISO14001の認証を取得しており、市内では6件の登録があります。

●表3-15 ISO14001認証取得状況(H20.9現在)

	全国	山梨県	中央市
認証取得件数	20,602	128	6

出典：財団法人 日本適合性認定協会

(2) 住民の取組

地球温暖化問題などを背景として、日常生活において省エネ・省資源やその他の環境保全活動を行う人々も相当数増加していると考えられます。個人的に普段の生活の中で取り組む人、仲間とともに取り組む人、その活動形態は様々です。本市において非営利の団体を組織し、環境保全活動を行ってグループもあります。その一例を紹介します。

団体名	まちづくり時習塾
設立・会員数	1995年 86名
設立目的	身近な自然を大切にしたいまちづくりを目指す。町内に生息する小さなメダカをレンズにして、住みよい社会とはどうあるべきか考え、学校、地域と関わりを持ちながら、自然にふれ、親しみ、守る拠点となること。
活動の分野	自然保護、消費・生活、環境教育、まちづくり
活動の内容	1.「川原の四季」自然観察会開催年6回 2.めだかの里、広場の管理 3.小学校との米作り 4.河川の水質調査 5.シンポジウム講演会、勉強会の開催 6.チャリティ映画会の開催

出典：環境NGO総覧(独立行政法人 環境再生保全機構)

本市では、住民による一斉清掃活動が行われています。自治会、子どもクラブ、老人クラブなどから大勢の人が参加します。平成19年度に行われた環境美化活動には6,215人の参加者がありました。

●表3-16 平成19年度 環境美化活動参加人数

	田富地区	玉穂地区	豊富地区	計
子ども	498	578	108	1,184
一般	4,075	585	371	5,031
計	4,573	1,163	479	6,215

出典：市環境課

第4章 環境に関するアンケート調査結果

環境に関するアンケート結果(市民)

■ アンケートの概要	53
■ 回答者の属性について	54
性別、年齢、居住地、居住年数、家族構成、職業	54
■ 中央市の環境や環境配慮活動について	56
問1 周辺環境に関する満足度、環境の変化	56
問2 最近不安に感じた環境問題(複数回答).....	57
問3 市が重点的に進めるべき施策(複数回答).....	58
問4 地球規模の環境問題に対する認知度	60
問5 日常生活における環境配慮活動実施状況	61
問6 環境にやさしい生活をするために必要な情報(複数回答).....	62
問7 地域や市の取り組みへの参加意向	62



アンケートの概要

(1) 調査の目的

「中央市環境基本計画」を策定するに当たり、市民の意向及び動向を把握し、現状に即した実効性のある計画づくりの基礎資料とするために実施。

(2) 調査時期

発 送：平成20年9月5日(金)

回答期限：平成20年9月16日(火)

(3) 調査対象

住民基本台帳をもとに18歳以上の市民を対象に、旧町村別の人口に配慮した比例配分に応じて抽出。

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

(5) 回収結果

送 付 数：1,000

有効回収数：468 回収率46.8%

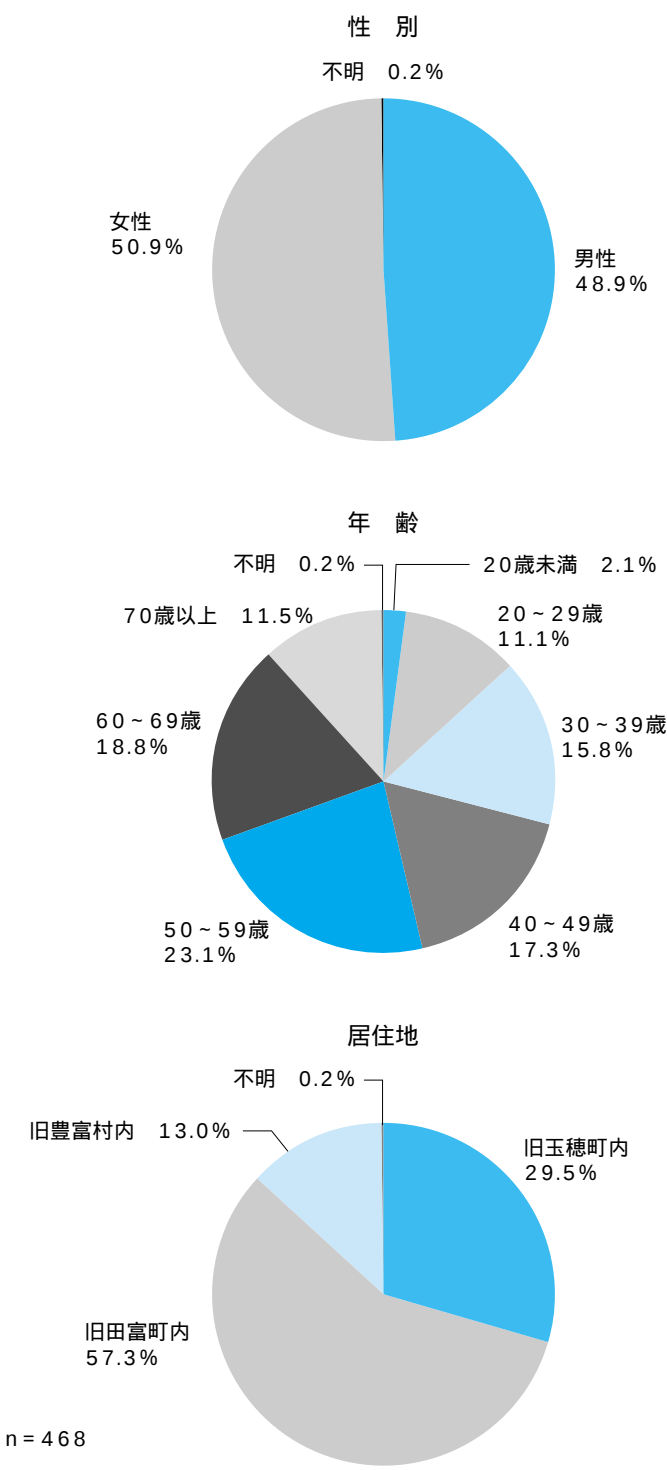
(6) アンケート結果を見るうえでの注意点

- ・ 質問には単数回答と複数回答の設問があり、複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。
- ・ アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単数回答であっても合計が100%にならない場合があります。
- ・ グラフ中のn=○○の数字は対象件数を表します。

回答者の属性について

性別、年齢、居住地、居住年数、家族構成、職業

回答者の性別、年齢、居住地等を平成17年国勢調査のデータを比較してみました。これらの属性についての回答者の分布は実態と大きな乖離は見られない結果となっています。



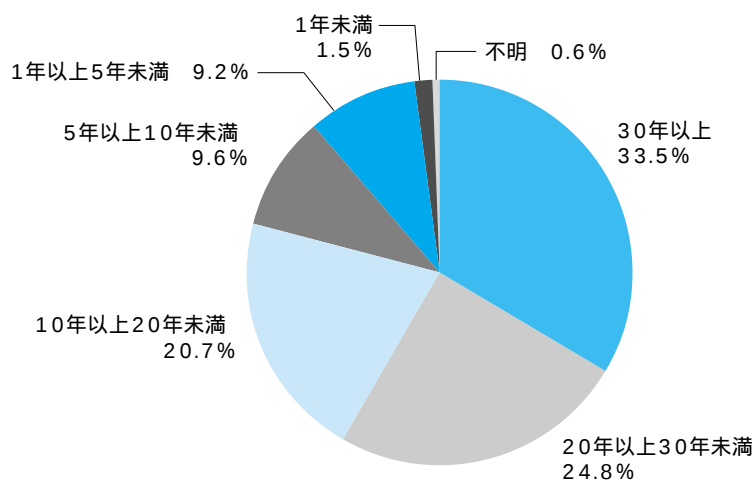
《参考データ》
平成17年国勢調査より

	人口比(%)
男性	50.1
女性	49.9

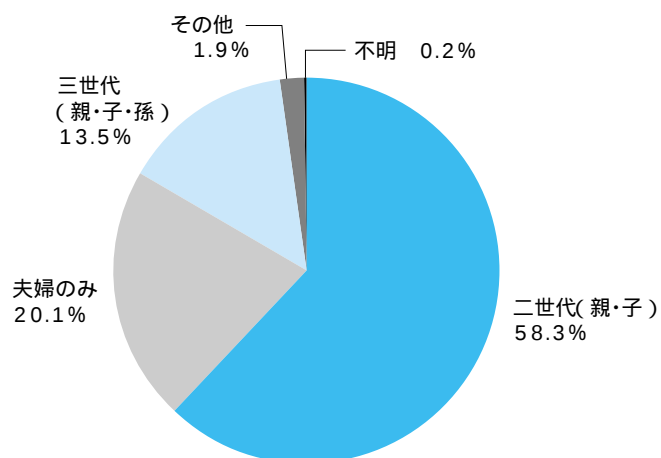
	人口比(%)
18～19歳	2.6
20～29歳	18.1
30～39歳	19.9
40～49歳	17.6
50～59歳	18.3
60～69歳	12.2
70歳以上	13.9

	人口比(%)
旧玉穂町	34.4
旧田富町	54.2
旧豊富村	11.4

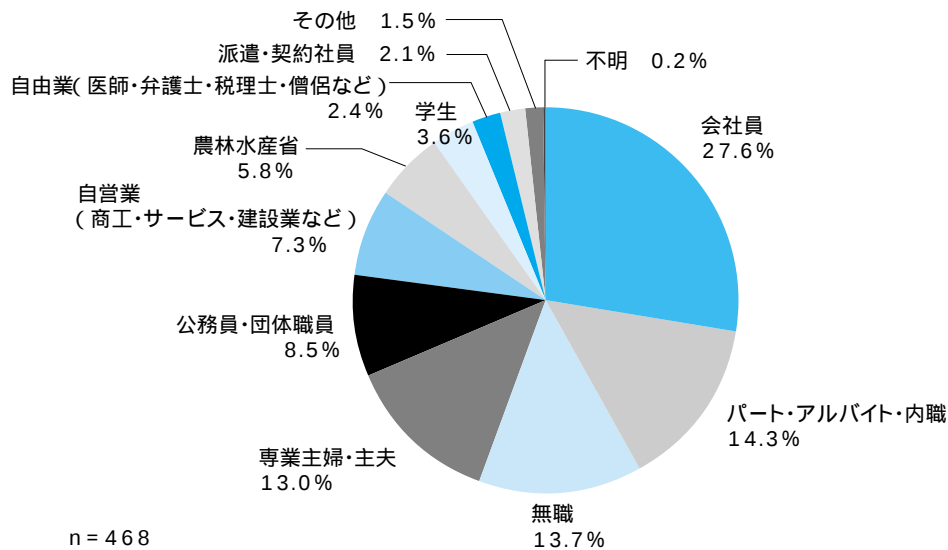
中央市在住通算年数



家族構成



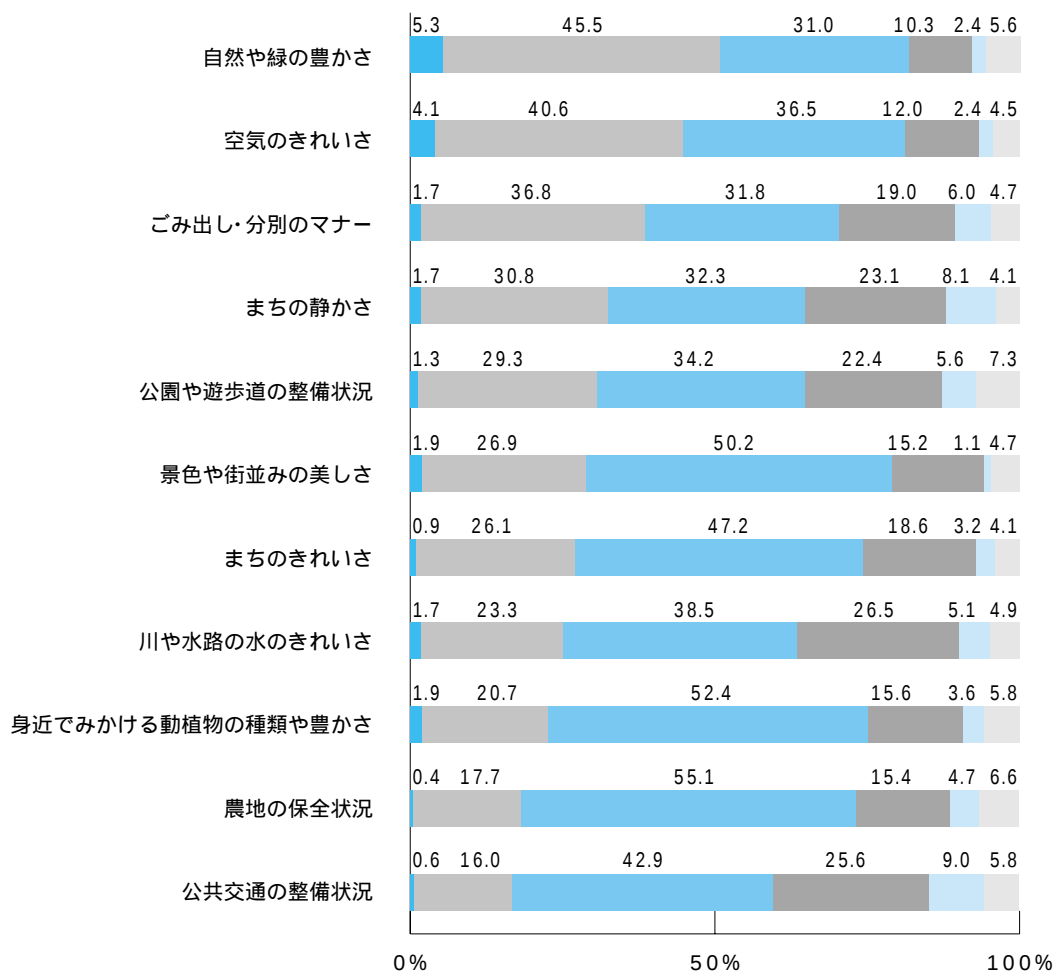
家族構成



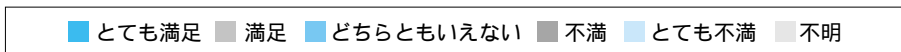
中央市の環境や環境配慮活動について

問 1 周辺環境に関する満足度、環境の変化

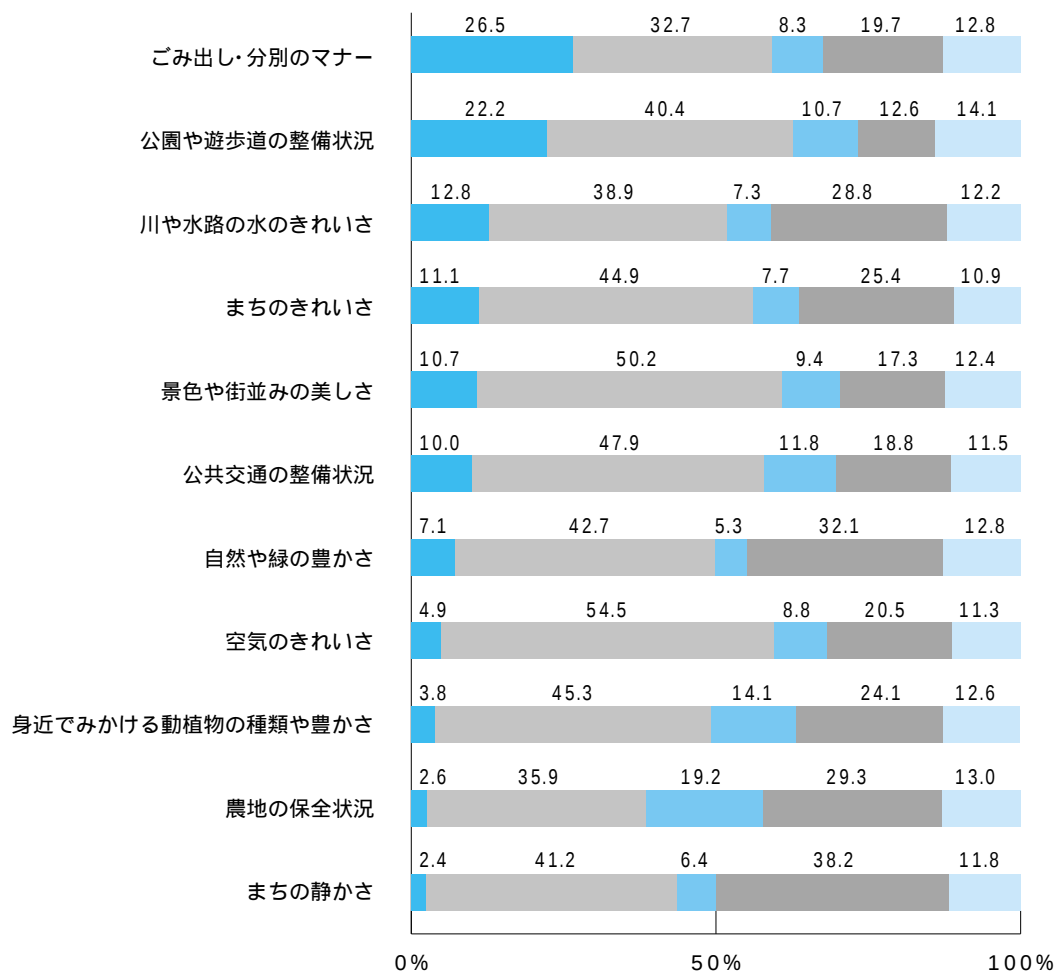
Q1-1：住まい周辺環境に対する満足度



n = 468



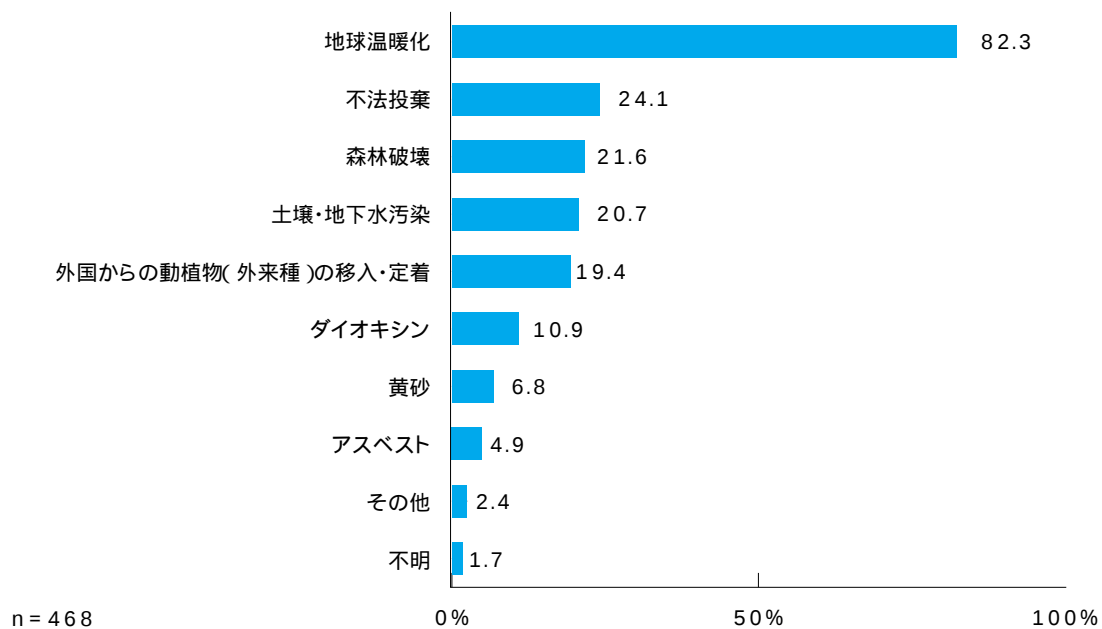
Q1-2：住まい周辺の環境の変化



n = 468

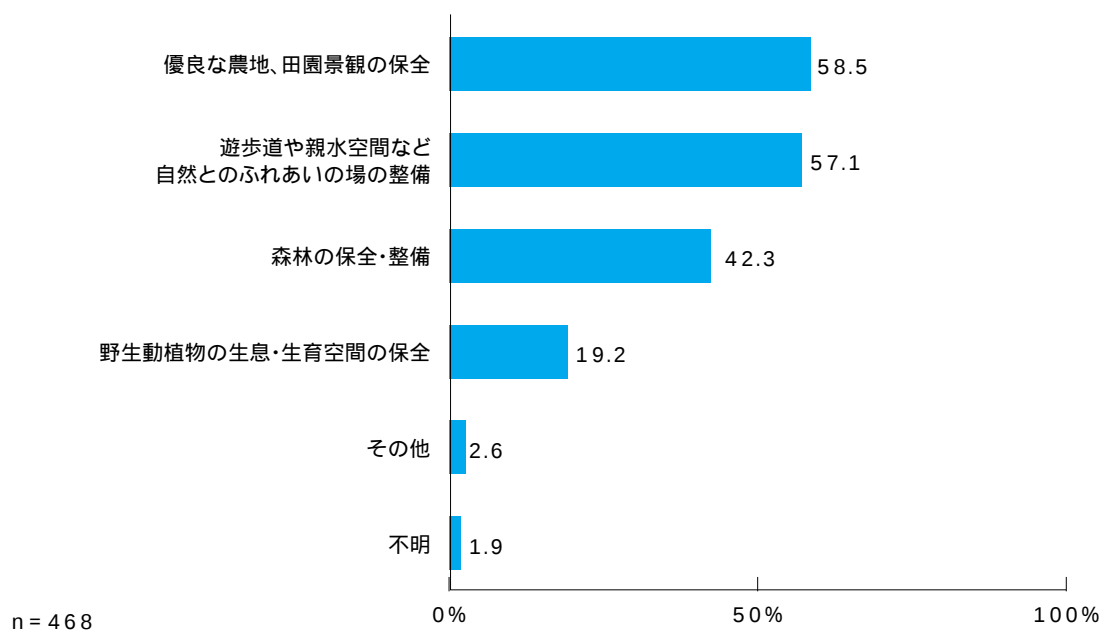
■ 良くなったと思う
 ■ 変わらない
 ■ わからない
 ■ 悪くなったと思う
 ■ 不明

問2 最近不安に感じた環境問題（複数回答）

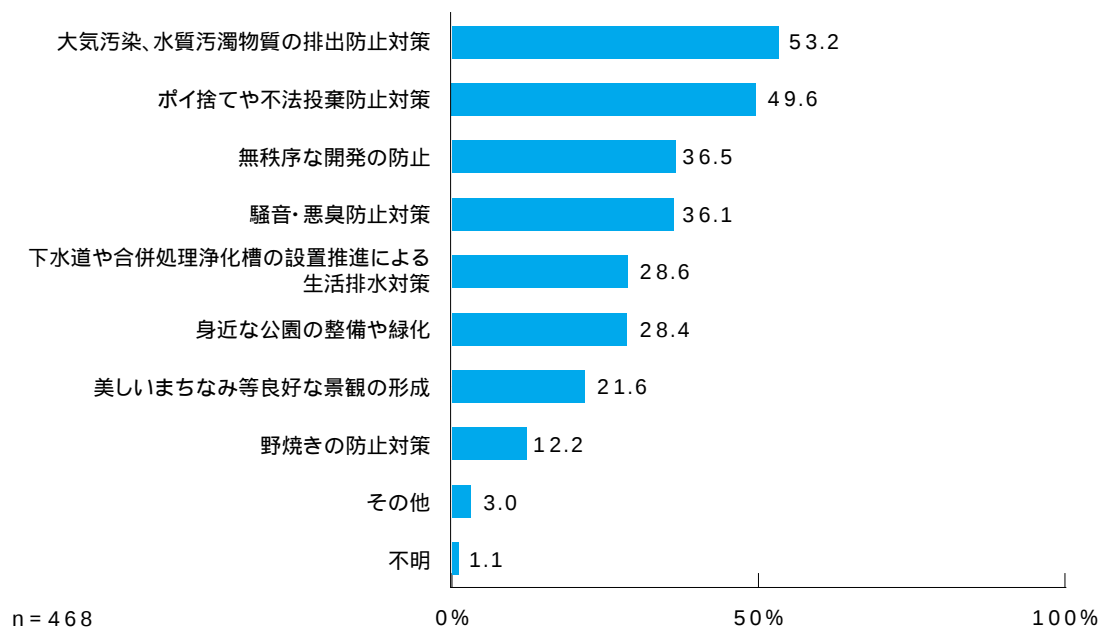


問3 市が重点的に進めるべき施策（複数回答）

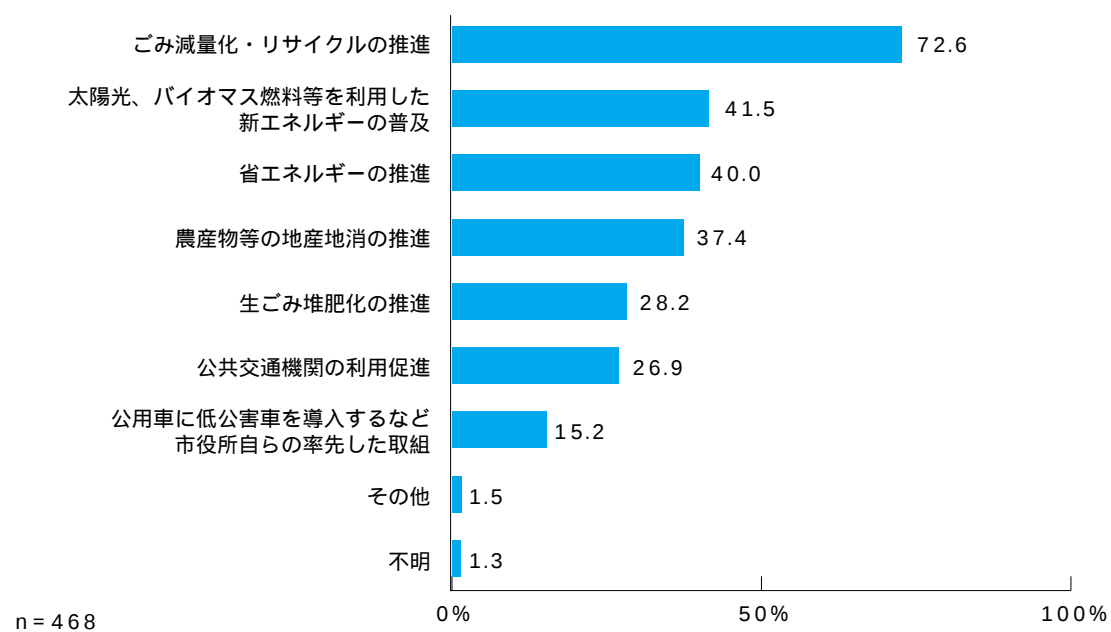
【自然環境分野】



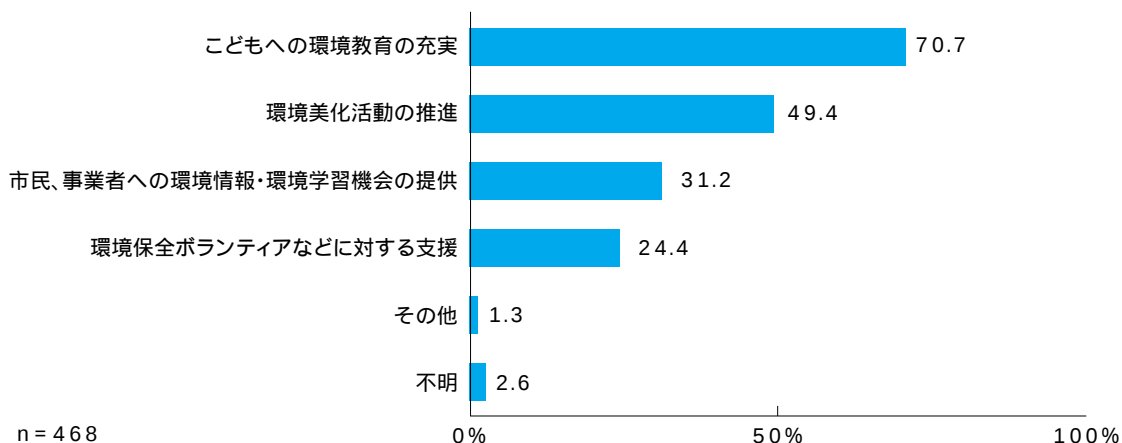
【生活・都市環境分野】



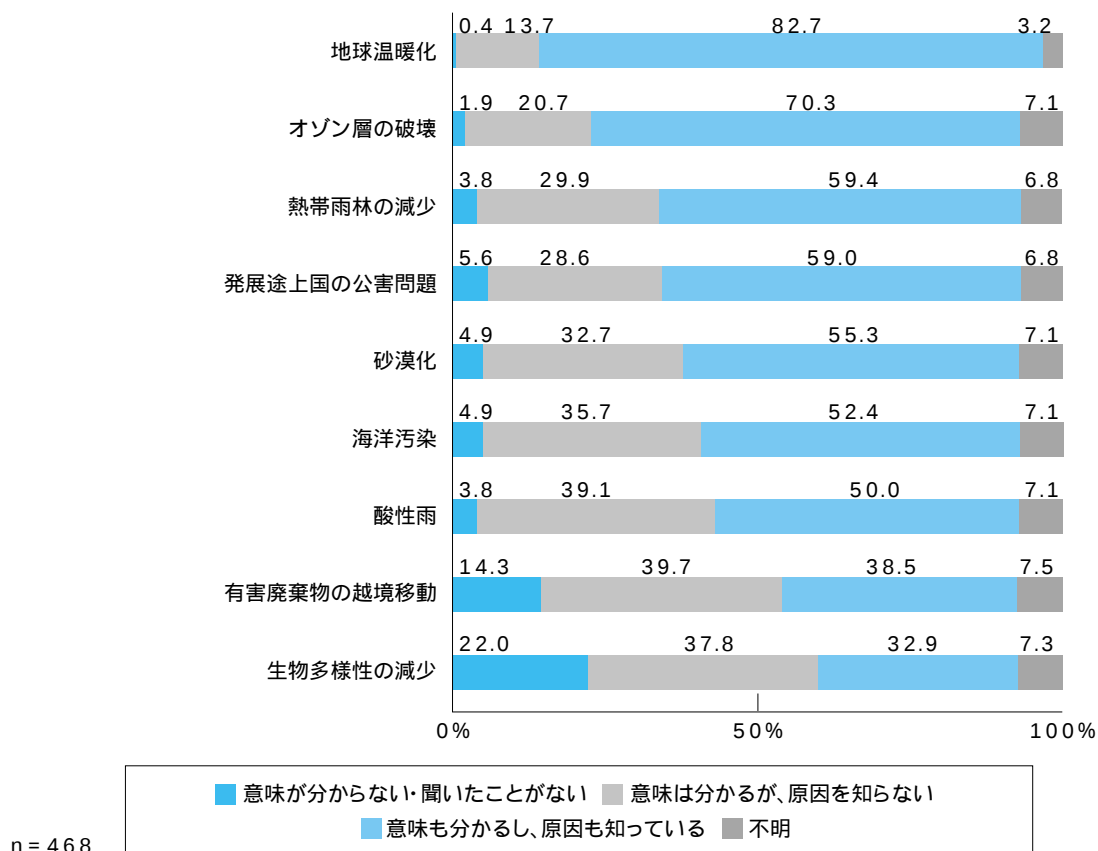
【地球環境分野】



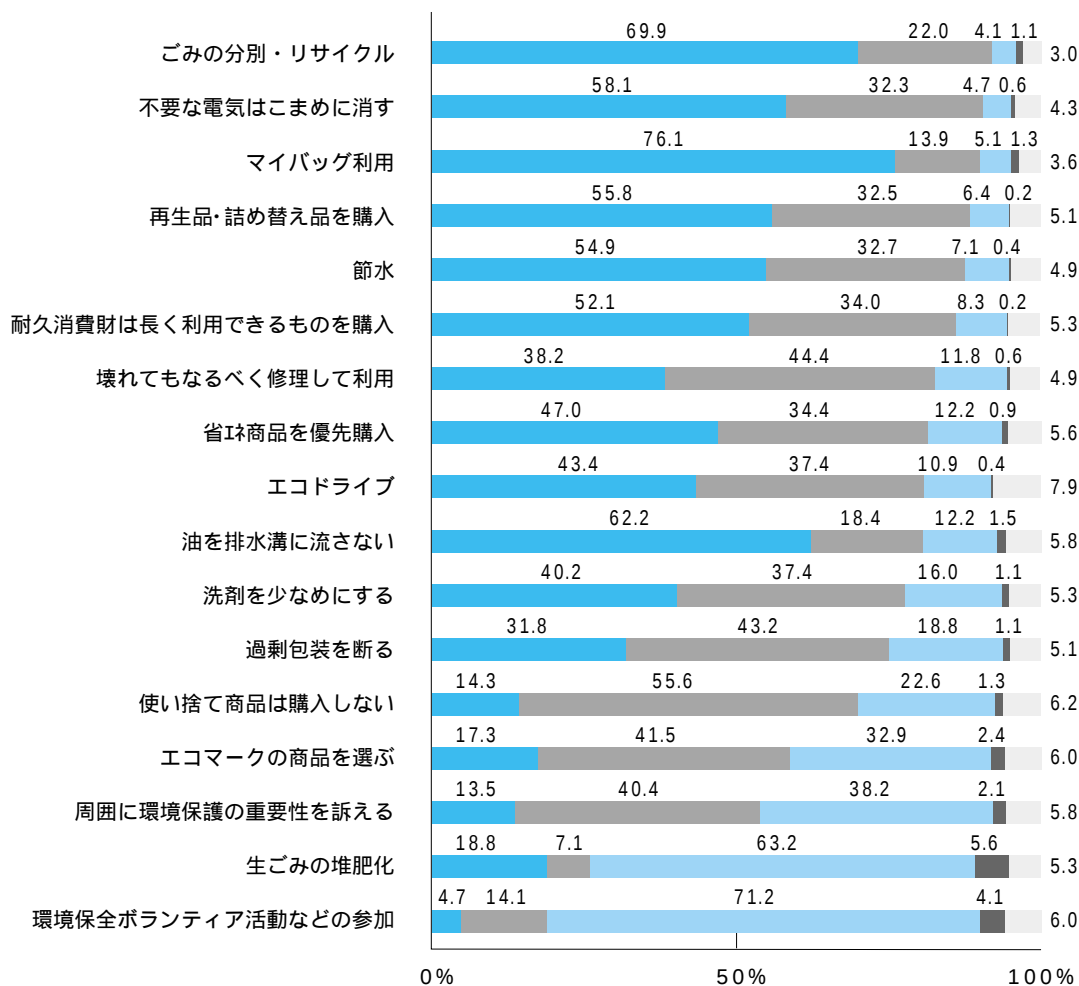
【環境教育分野】



問4 地球規模の環境問題に対する認知度



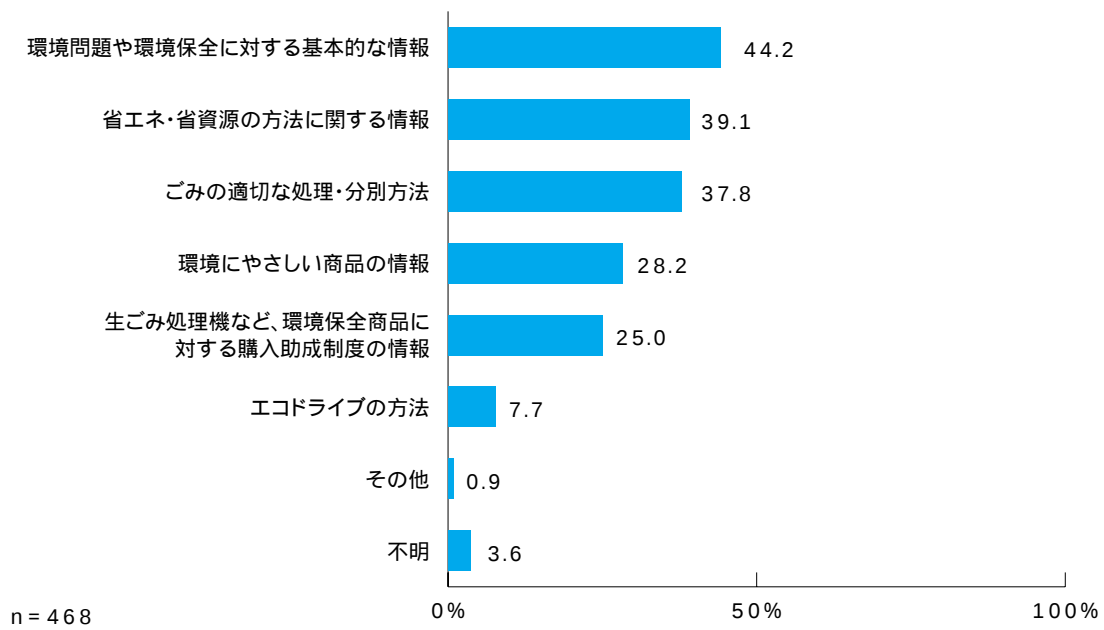
問5 日常生活における環境配慮活動実施状況



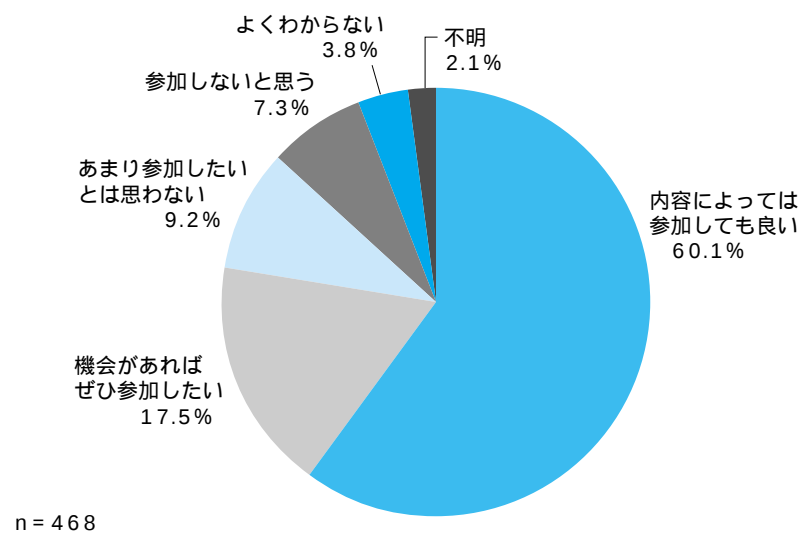
n = 468

■ いつも行っている ■ 時々行っている ■ ほとんど行っていない ■ 行う必要はない ■ 不明

問6 環境にやさしい生活をするために必要な情報（複数回答）



問7 地域や市の取り組みへの参加意向



環境に関するアンケート結果(事業者)

■ アンケートの概要	64
■ 回答事業所の属性について	65
業種、従業員数、所在地、市内在所年数、本社機能の位置	65
■ 事業所の環境配慮活動等について	67
問1 環境に配慮した経営手法	67
問2 環境配慮活動に関わる組織体制	68
問3 環境保全活動への取組状況	69
問4 環境保全活動において困難なこと	70
問5 企業の環境への取組と企業活動のあり方	70
問6 企業の環境保全活動をより活発にするために市に期待すること ...	71
問7 事業所として住民や市に対してできること	71



アンケートの概要

(1) 調査の目的

「中央市環境基本計画」を策定するに当たり、事業者の意向及び動向を把握し、現状に即した実効性のある計画づくりの基礎資料とするために実施。

(2) 調査時期

発 送：平成20年9月5日(金)

回答期限：平成20年9月16日(火)

(3) 調査対象

市内事業所を対象に200件を抽出した。抽出方法は、大規模な事業所が少ないことから従業員数の多い事業所を優先的に抽出し、中小規模の事業所については、同時期に実施した「中央市地域新エネルギービジョン」策定のためのアンケート対象との重複を避けつつ無作為に抽出。

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

(5) 回収結果

送 付数：200

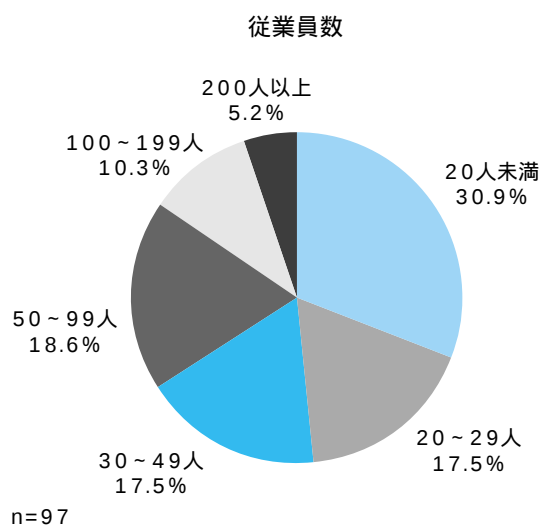
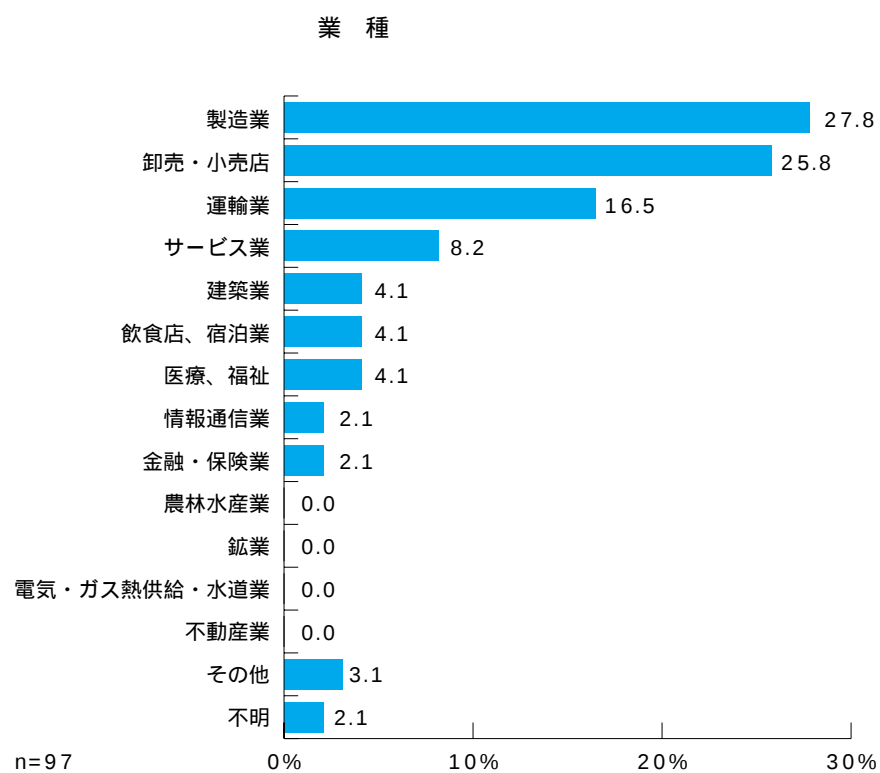
有効回収数：97 回収率48.5%

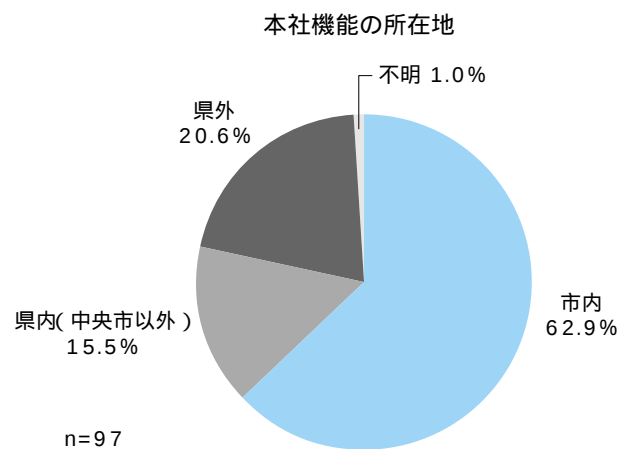
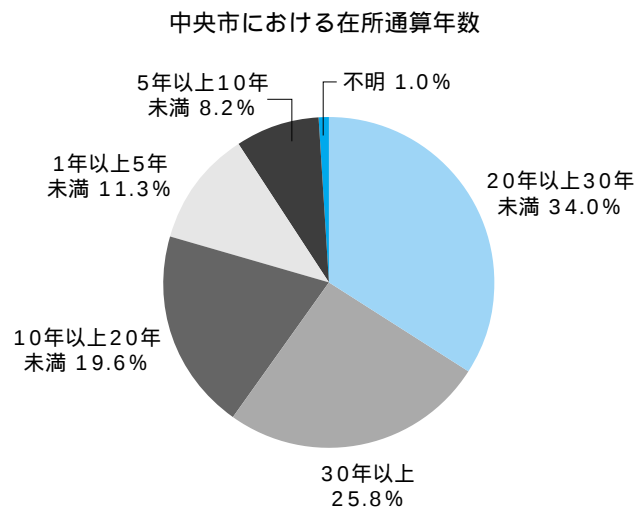
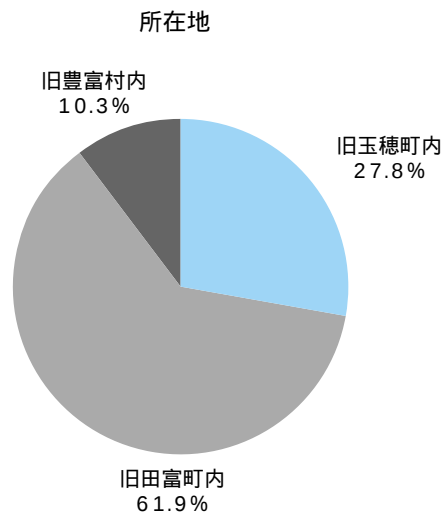
(6) アンケート結果を見るうえでの注意点

- ・ 質問には単数回答と複数回答の設問があり、複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。
- ・ アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単数回答であっても合計が100%にならない場合があります。
- ・ グラフ中のn=○○の数字は対象件数を表します。

回答事業所の属性について

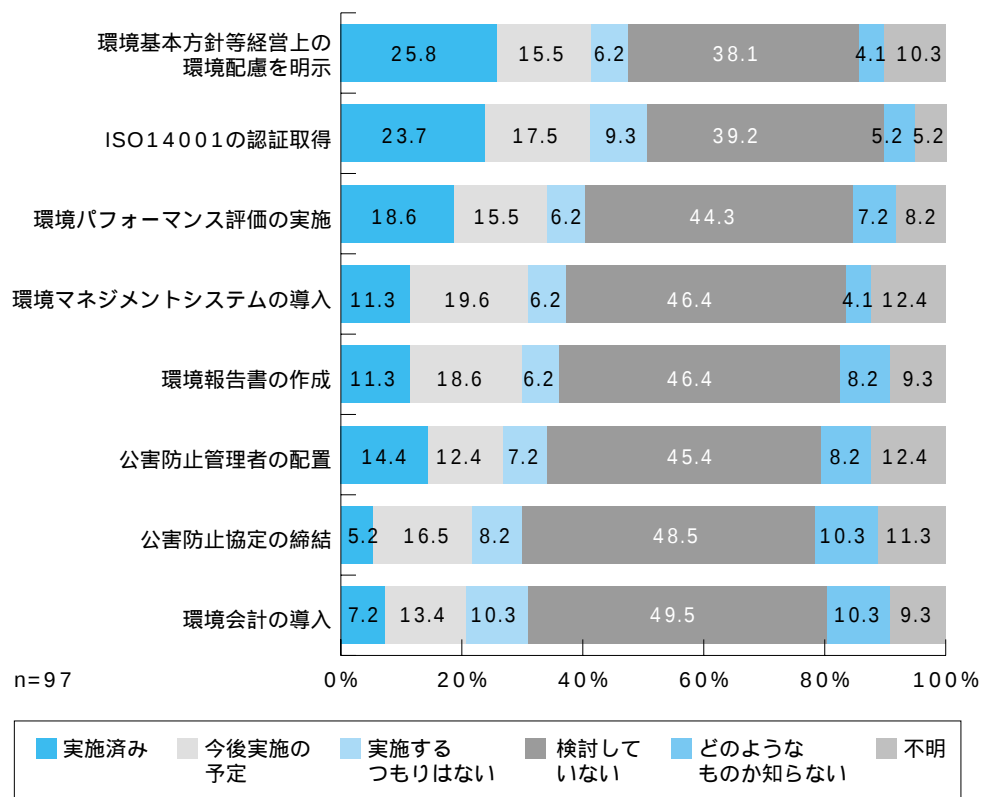
業種、従業員数、所在地、市内在所年数、本社機能の位置



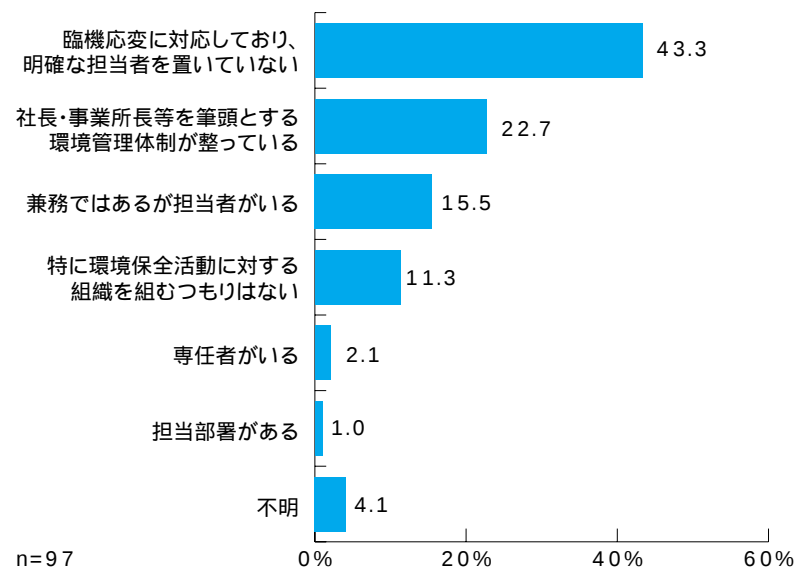


事業所の環境配慮活動等について

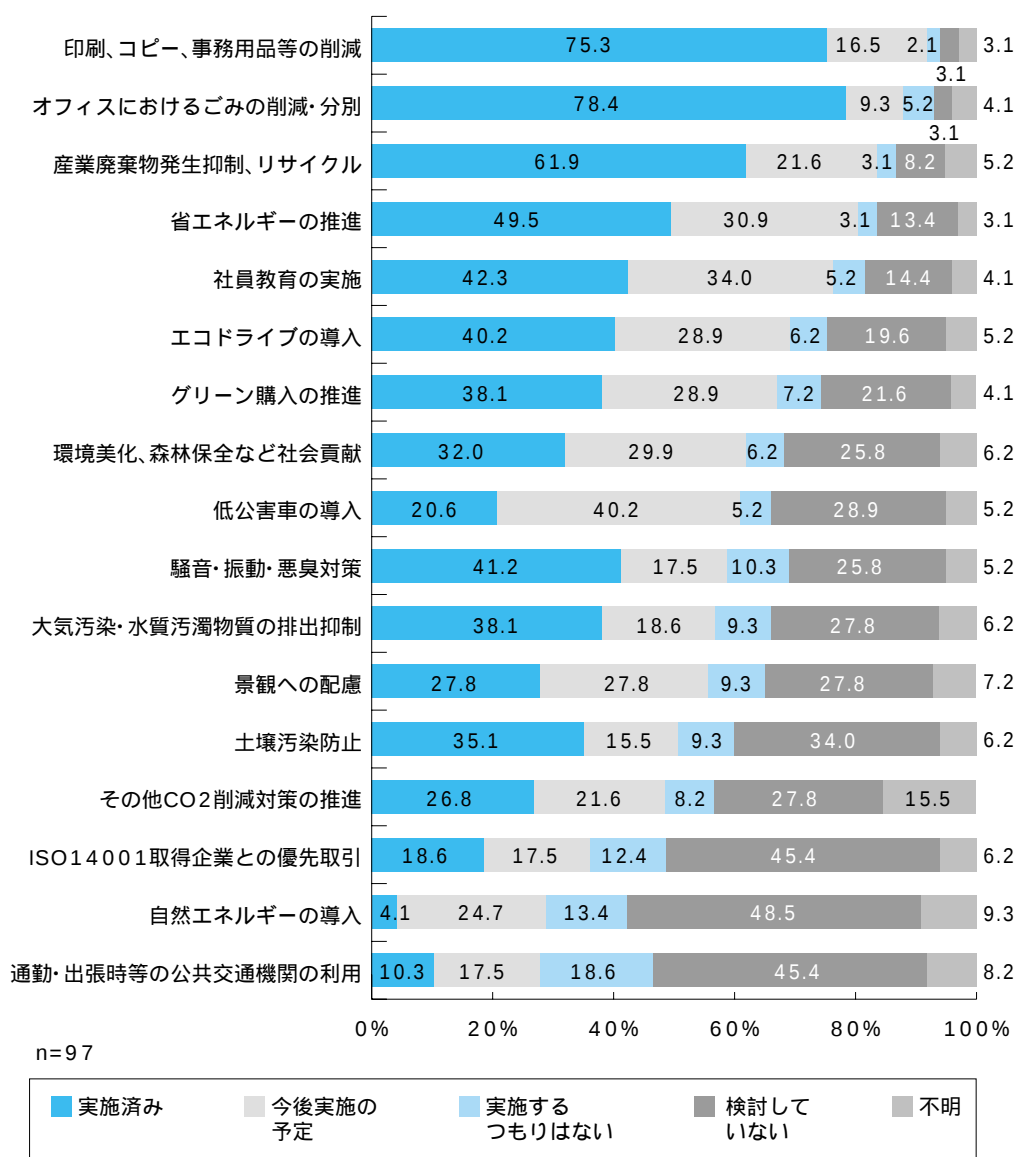
問1 環境に配慮した経営手法



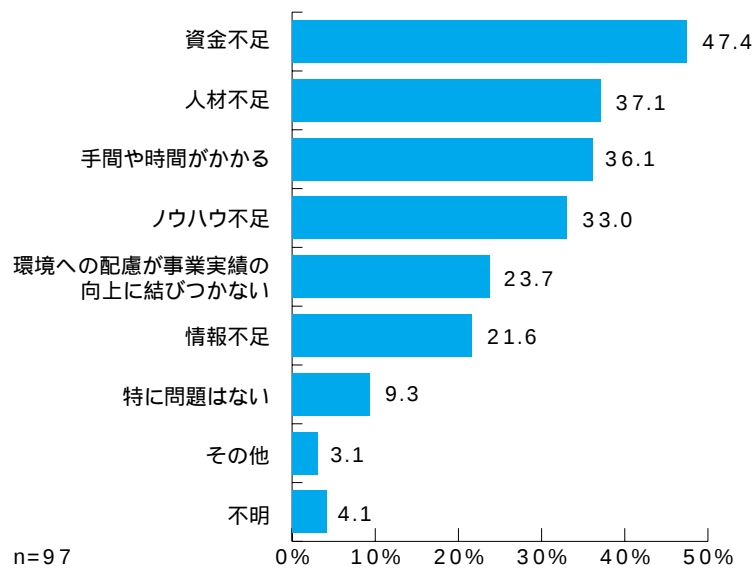
問2 環境配慮活動に関わる組織体制



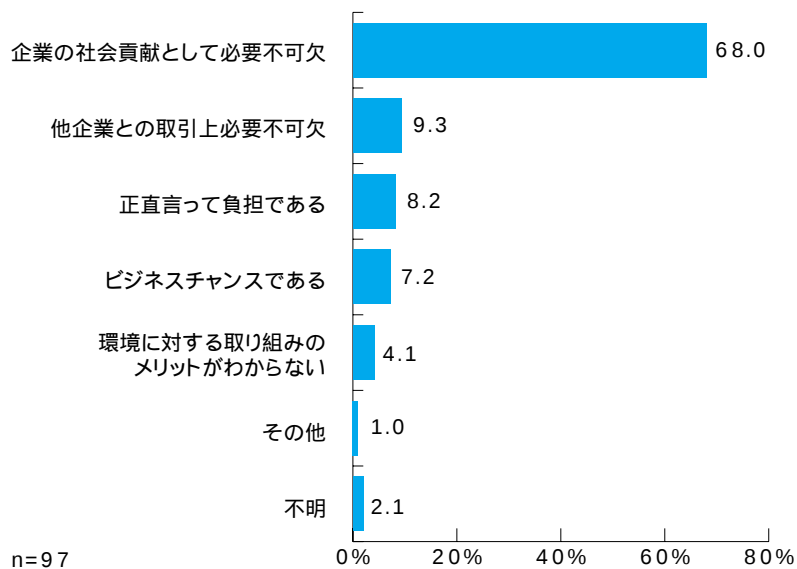
問3 環境保全活動への取組状況



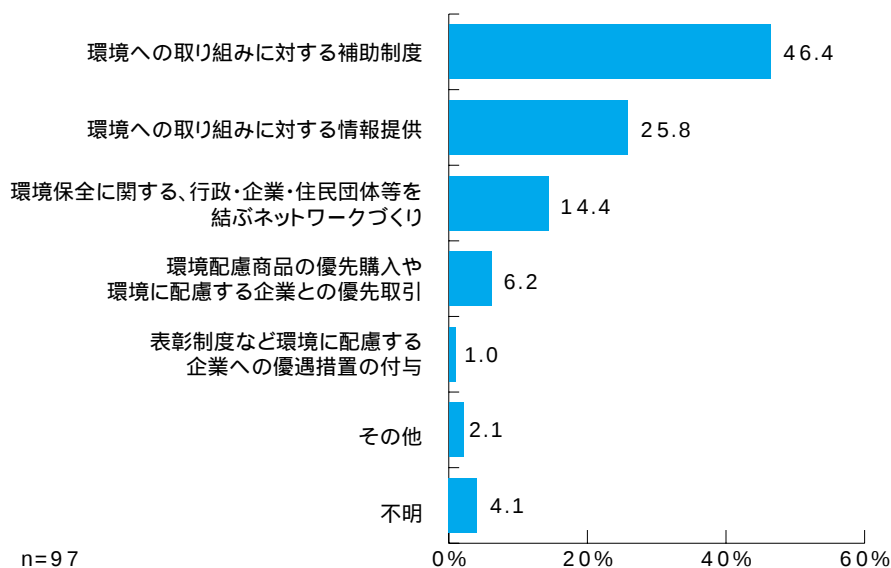
問4 環境保全活動において困難なこと



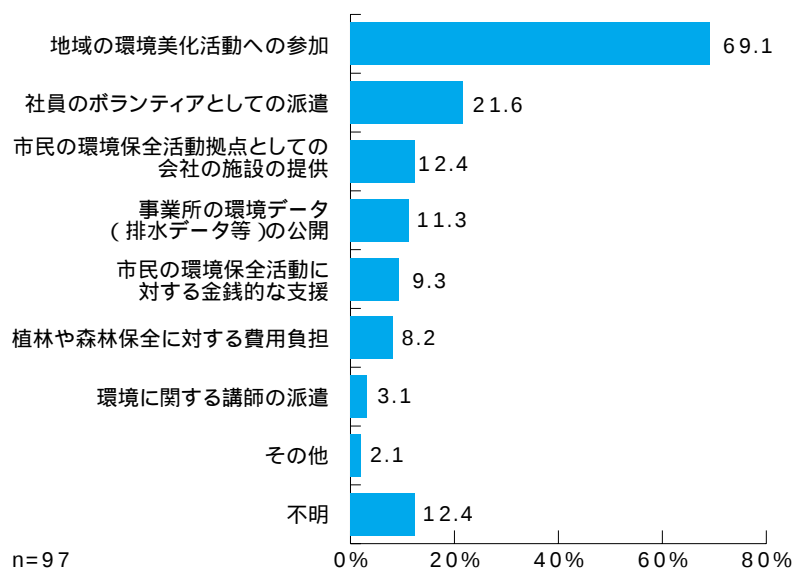
問5 企業の環境への取組と企業活動のあり方



問6 企業の環境保全活動をより活発にするために市に期待すること



問7 事業所として住民や市に対してできること



環境に関するアンケート結果(児童・生徒)

■ アンケートの概要	73
■ 回答者の属性について	74
性別、年齢、居住地	74
■ 環境について思うことや環境配慮活動について	75
問1 身の回りの環境についてどう思っているか	75
問2 日ごろ心がけていること	76
問3 環境を守り、よくしていくために大事なこと(複数回答)	77

アンケートの概要

(1) 調査の目的

「中央市環境基本計画」を策定するに当たり、児童・生徒の意向及び動向を把握し、将来を見据えた計画づくりの基礎資料とするために実施。

(2) 調査時期

平成20年9月初旬～中旬

(3) 調査対象

市内の小学校6年生、中学校2年生全員。

(4) 調査方法

各学校に配布・回収

(5) 回収結果

配布数：648

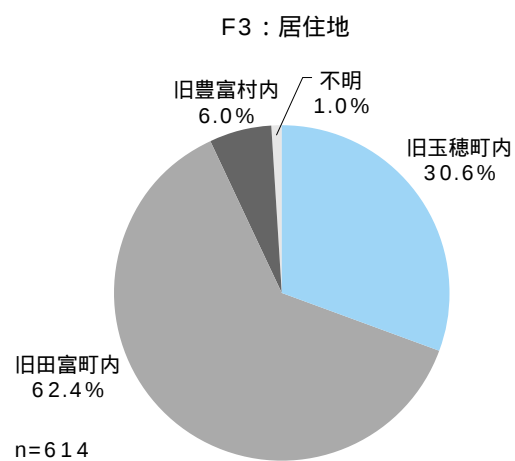
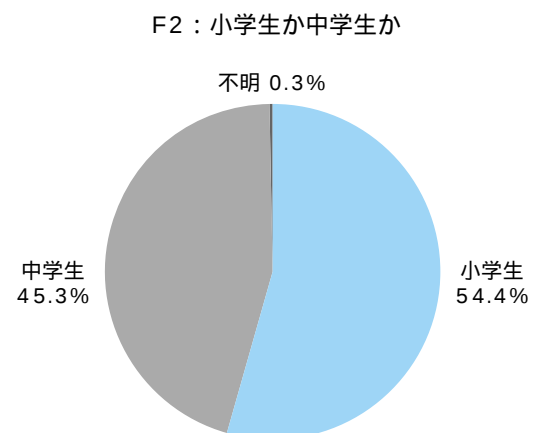
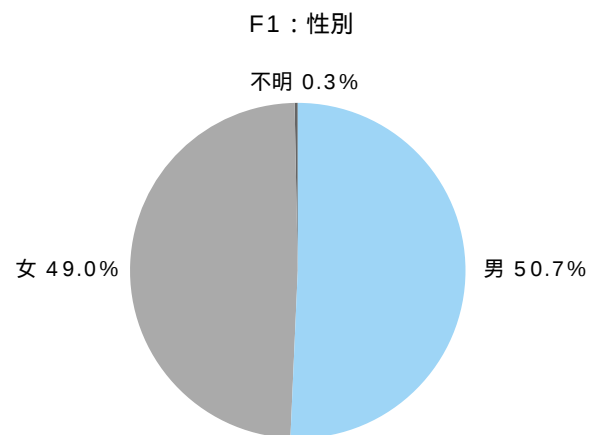
有効回収数：614 回収率：94.8%

(6) アンケート結果を見るうえでの注意点

- ・ 質問には単数回答と複数回答の設問があり、複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。
- ・ アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単数回答であっても合計が100%にならない場合があります。
- ・ グラフ中のn=○○の数字は対象件数を表します。

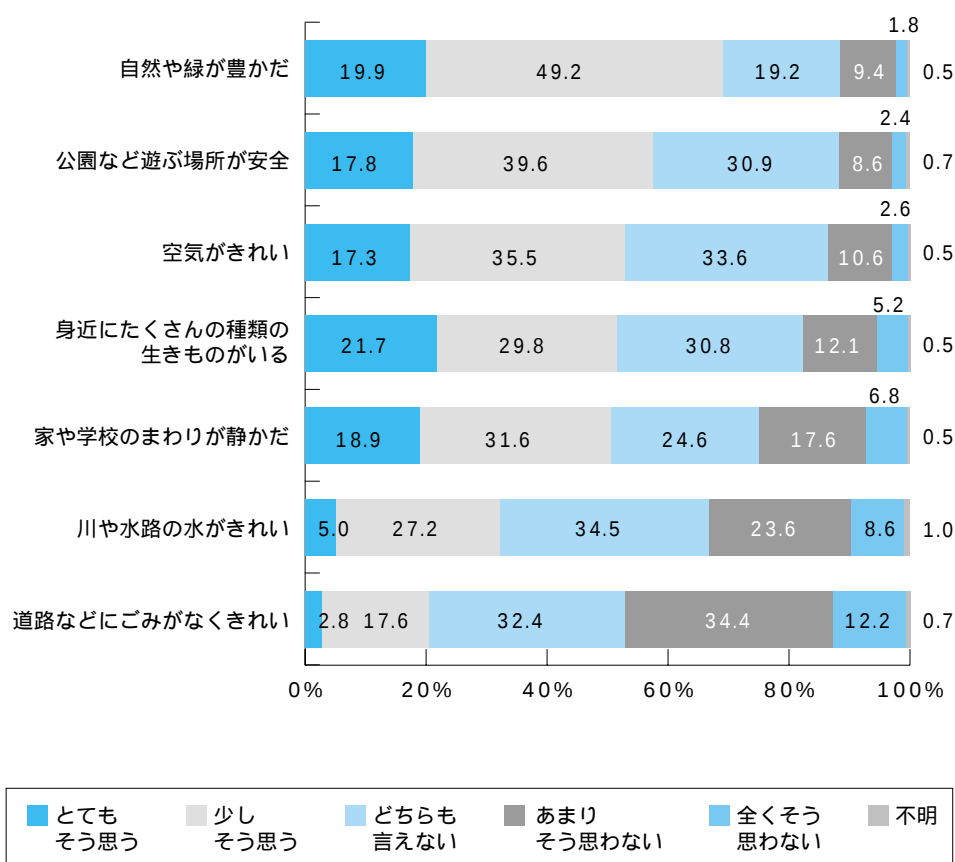
回答者の属性について

性別、年齢、居住地

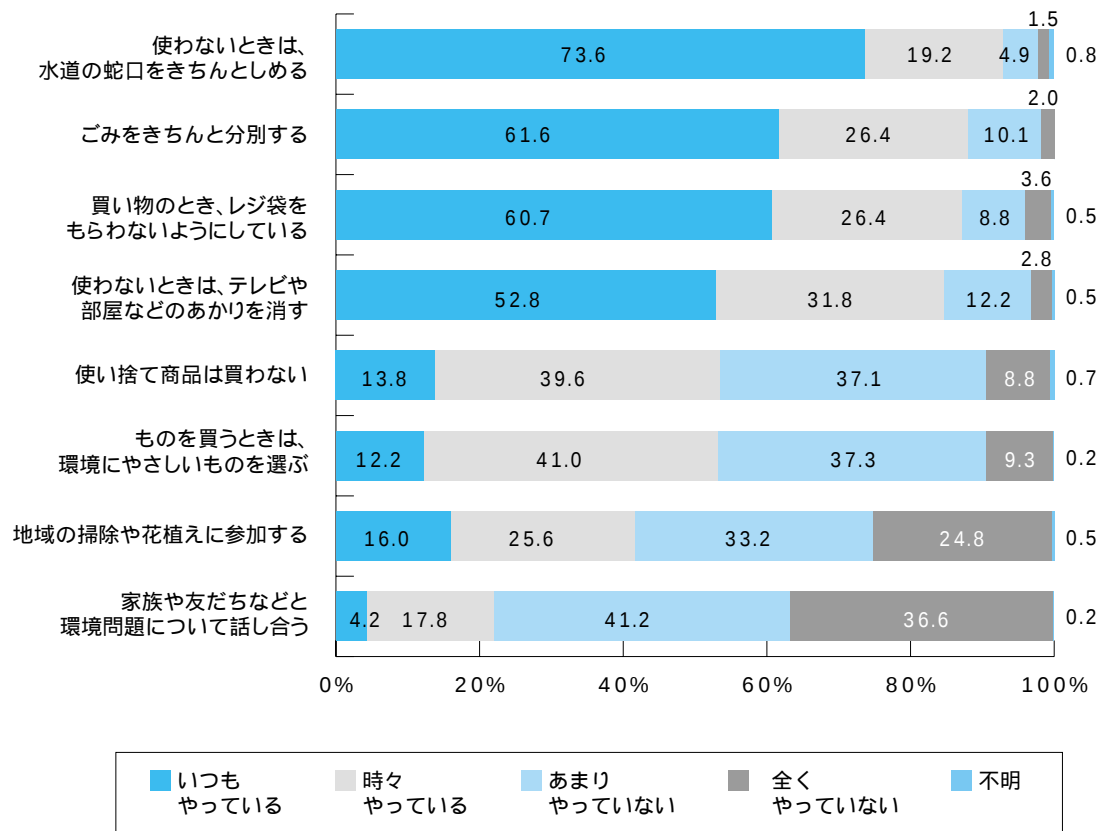


環境について思うことや環境配慮活動について

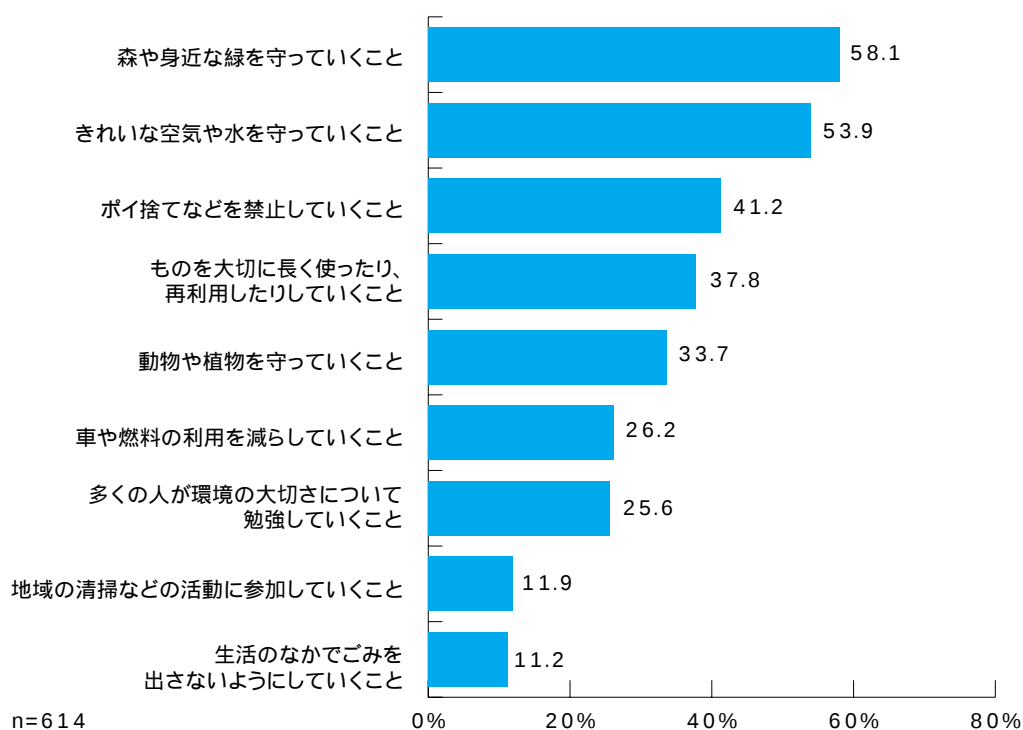
問1 身の回りの環境についてどう思っているか



問2 日ごろ心がけていること

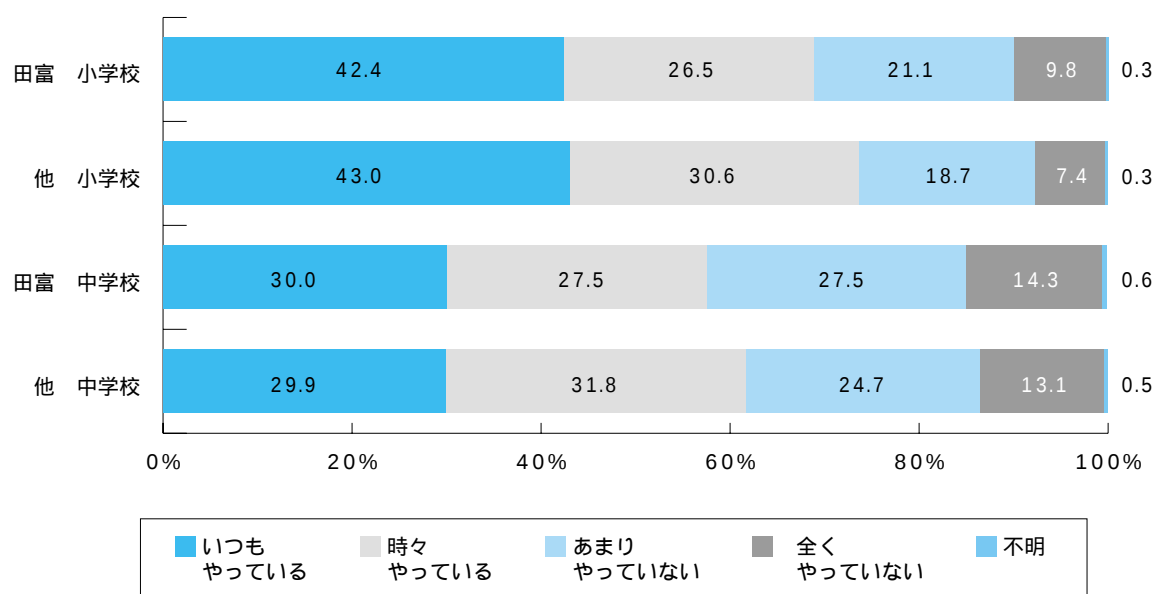


問3 環境を守り、よくしていくために大事なこと（複数回答）



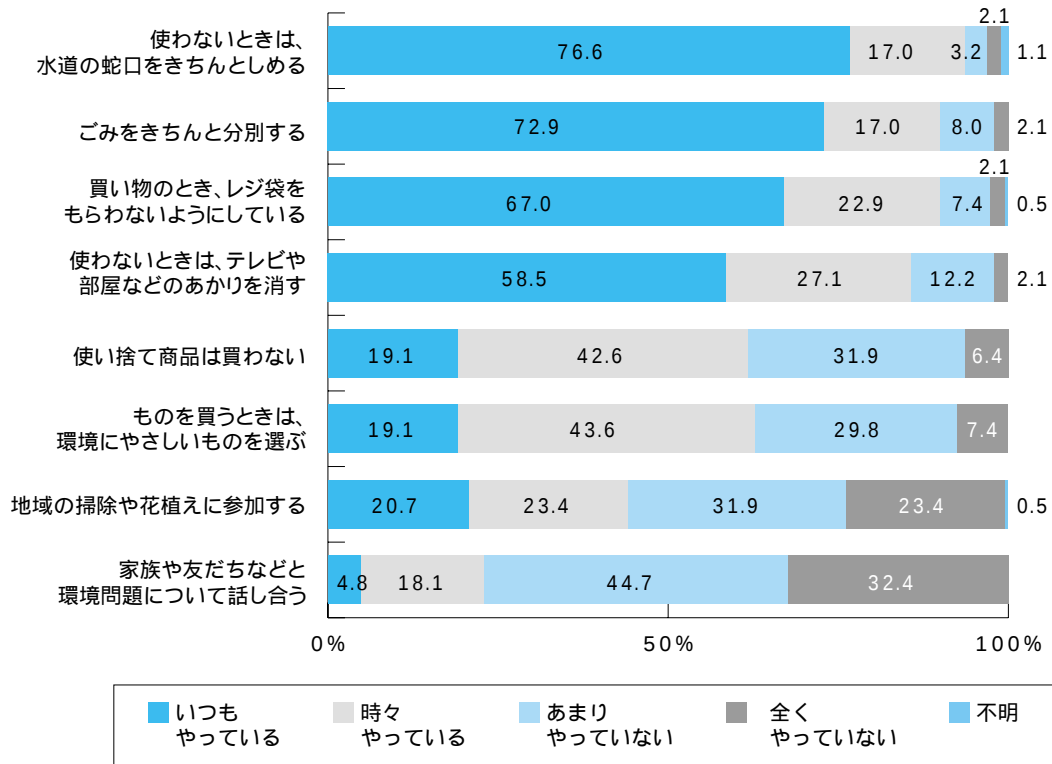
旧田富町内小学生と他の児童・生徒との環境配慮行動比較

全行動トータル

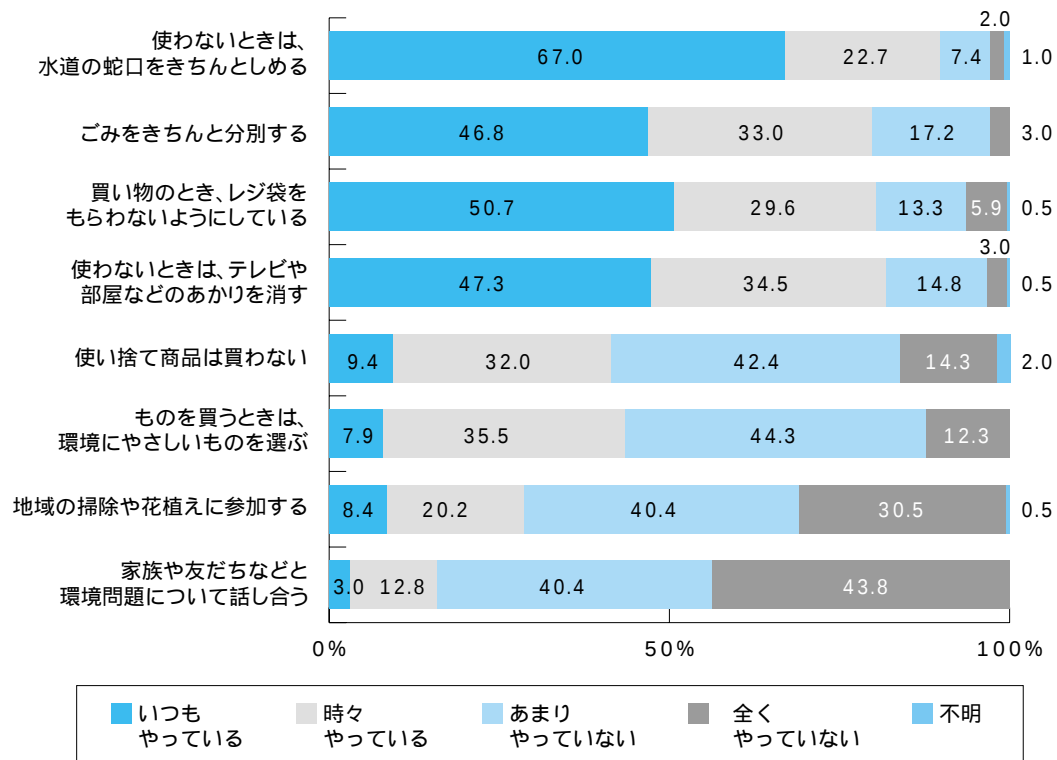


各行動別

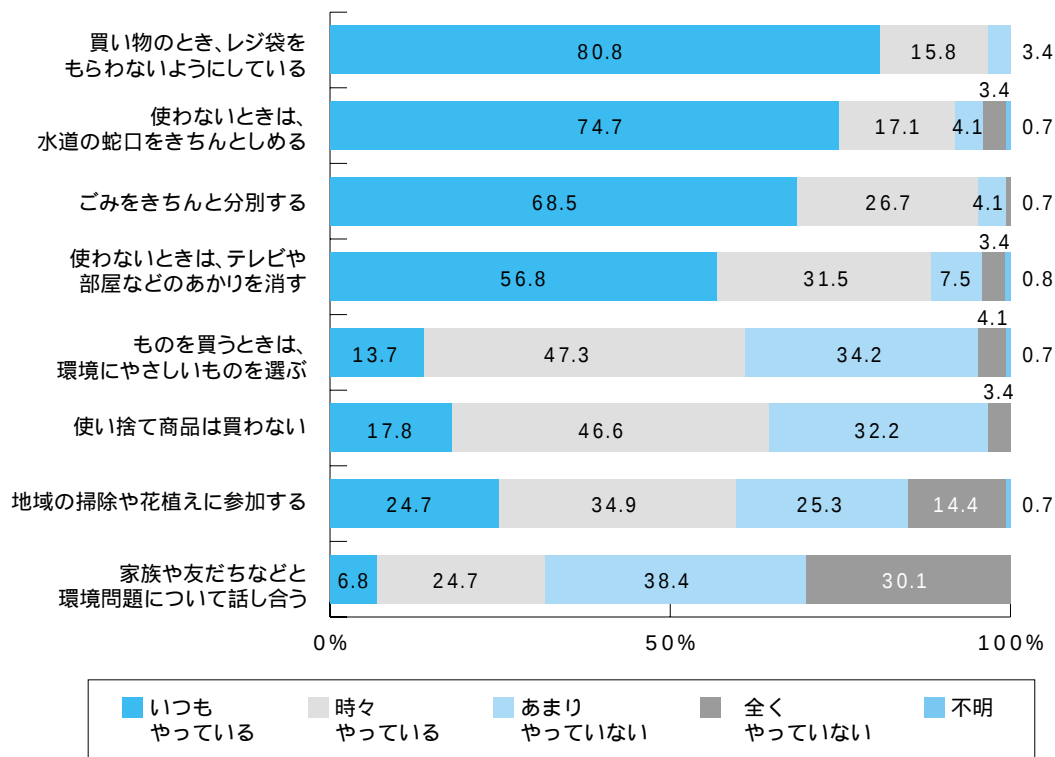
Q2:田富小学校(エコ教育経験あり)



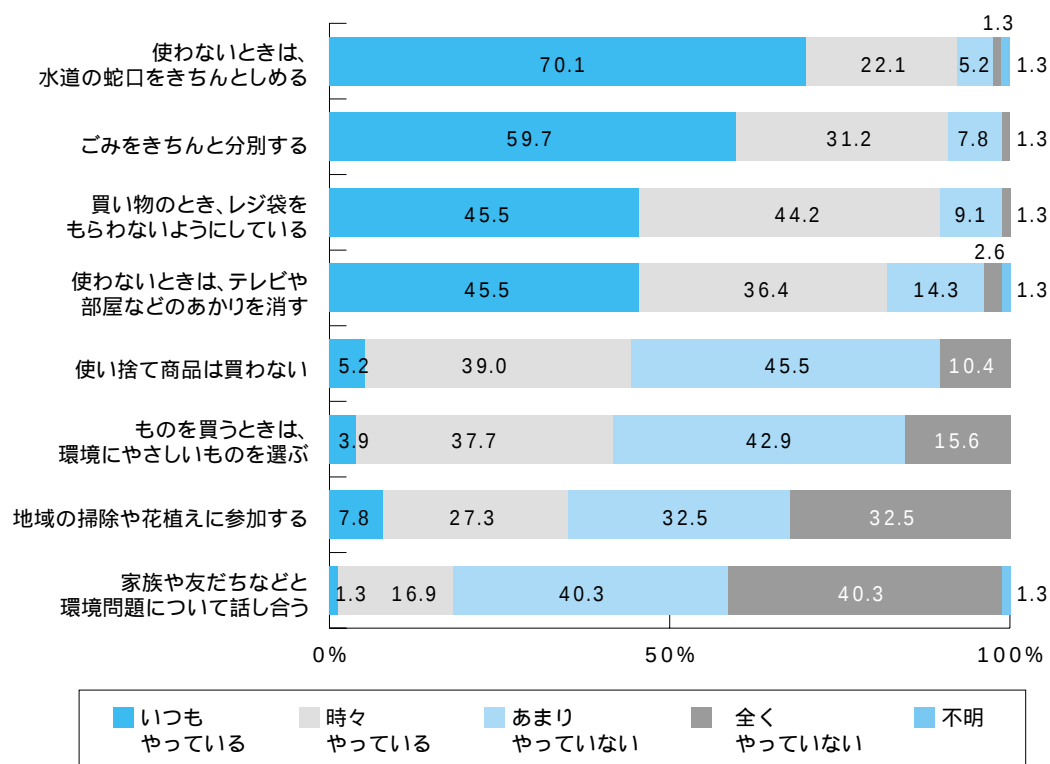
Q2:田富中学校(エコ教育経験あり)



Q2：他 小学校(エコ教育経験なし)



Q2：他 中学校(エコ教育経験なし)



第5章 基本理念と目指すべき方向

1 基本理念

本市では、平成18年2月、「中央市環境基本条例」を施行しました。条例では、良好な環境の保全及び創造について、次の3つの基本理念を定めています。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

本計画はこの基本理念に基づき策定するものとします。その上で、本計画の上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

《市の環境像》

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

2

目指すべき方向

以上の基本理念、環境像を踏まえ、施策事業の目指すべき方向を次のとおりとします。

(1)人と自然がふれあうまちづくり

自然とのふれあいは、人々の心に感動と安らぎを与え、環境を大切にする心を育みます。本市の自然環境を保全し、身近なところで自然とふれあえるまちづくりを進めます。

(2)快適で健康な生活環境づくり

清浄な大気や良好な水質を維持し、公害の発生やごみのない快適で健康な生活をおくることができる環境づくりを進めます。

(3)地球にやさしい暮らしの確立

地球規模の問題であっても、その解決には、それぞれの地域が足元から取り組んでいくことが重要です。市民生活や事業活動を環境負荷の少ないものにシフトしていきます。

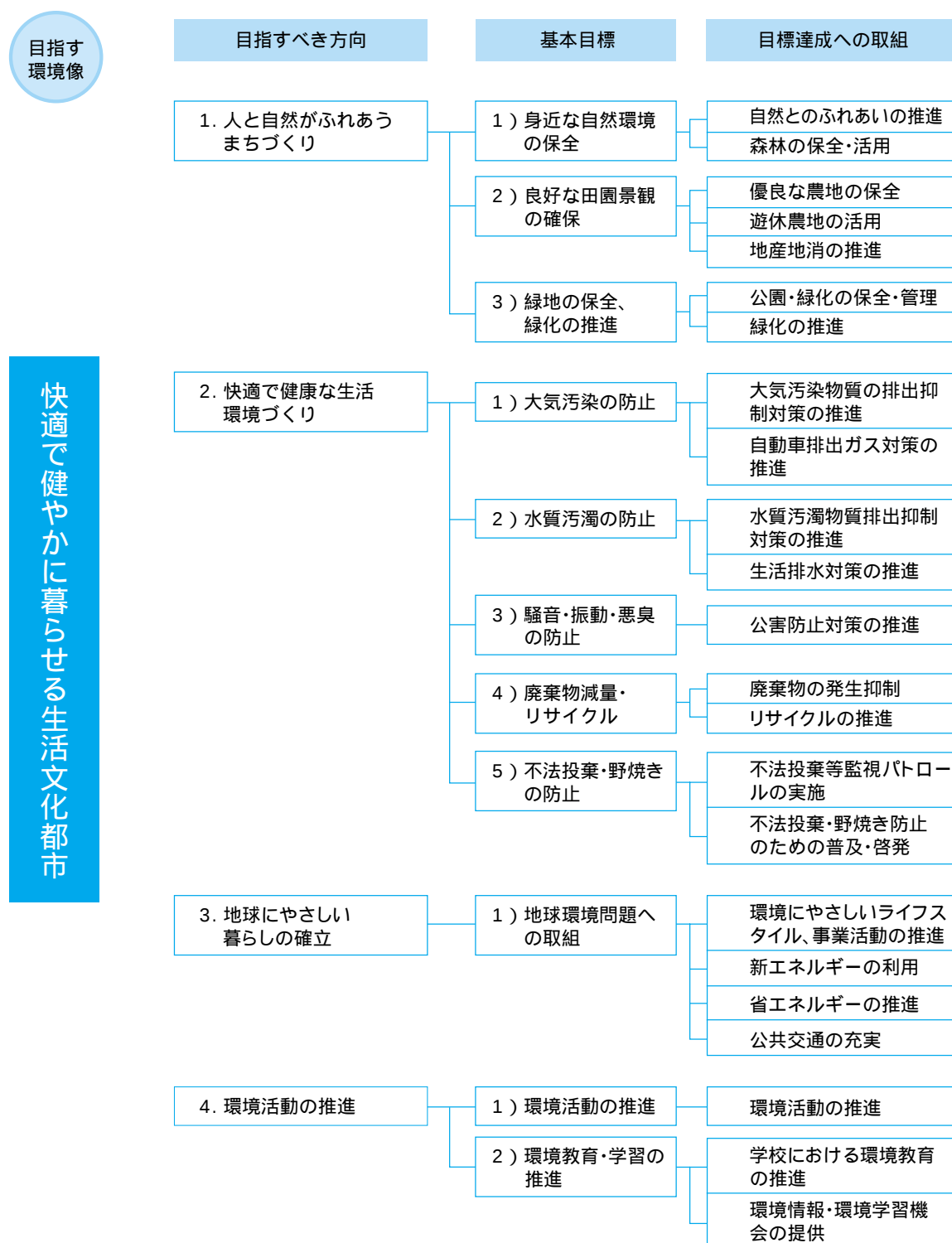
(4)環境活動の推進

人々の環境保全に対する意識が、かつてない高まりを見せています。個々人の活動をさらに促し、それらを結びつけていきます。

第6章 基本目標と目標達成への取組

第6章では、本市の地域特性や課題及び前章で設定した目指すべき方向等を踏まえ、基本的な目標と目標達成のための具体的な取組を示します。取組全体の体系は次のとおりです。

● 図6-1 取組の体系



1 人と自然がふれあうまちづくり

基本目標

(1)身近な自然環境の保全

【現況と課題】

原生的で貴重な自然ばかりでなく、私たちの身近にある自然も多様な動植物の生育・生息環境となっており、人々に安らぎと潤いを与えています。本市の自然はそのほとんどが人の生活と密接に係る二次的自然であり、そのような自然は、人の手が加わることで、良好な状態に保たれてきました。

しかし、近年は手入れの行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、身近な自然も荒廃が目立つようになってきました。

アンケートの結果からは、

- ・「以前は身近なところにいた生物を見かけなくなった」との声が多くありました。
- ・「市が重点的に進めるべき施策」の「自然環境分野」で「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」が57.1%で2番目に多くなっています。

《二次的自然》

二次的自然とは、人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のことを言います。里地里山を構成する水田やため池、雑木林、また、採草地や放牧地などの草原などがこれに当たります。二次的自然は、人が手を加え続けることによって維持されてきましたが、放棄されると遷移が進み、二次的自然に特有の動植物が生息できなくなります。近年は、里地・里山など二次的自然の放棄が進行し、以前は普通に見られたメダカやタガメも、絶滅危惧種とされるほど減少しました。

【目標達成への取組】

①自然とのふれあいの推進

私たちは、美しい自然の風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えるなどして、自然の豊かな恵みを享受しています。自然とふれあう機会を増やすことは、人間が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることにつながります。日常生活や余暇活動などで人々が気軽に自然と触れ合える機会を増やすことが重要です。

【施策事業】

■ 市民参加による身近な野生生物経年調査 《環境課》

身近な生き物や外来種などについて、市民参加のもとに調査し、野生生物に対する理解を深める機会の創出を図ります。

■ 樹木ネームプレートの整備 《農政課》

公園や遊歩道沿いの樹木などにネームプレートを設置し、実際の樹木を見て、触れて学べる場所を増やします。

■ 学校教育における自然体験学習の充実 《教育委員会、農政課、環境課》

野外活動や農林業体験などを通じて、児童生徒が自然と触れ合える機会を設け、自然体験学習の充実に努めます。

■ 環境教育指導者研修会の開催 《環境課》

自然とのふれあい推進のための人材育成として、環境教育指導者研修会を開催します。大学などと連携し、研修内容の確立やメニューの充実を図ります。

研修修了者などを環境教育指導者として登録し、様々な事業の講師として活躍の場を提供するとともに、市民グループ単位などで行なわれる環境出前講座(仮称)などに講師として派遣できるように検討します。

■ 遊歩道等の整備 《農政課、建設課、環境課》

森林や河川において安全に安心して散策できるような遊歩道を整備するとともに、自然について解説する案内板等の整備を行います。



《山の神千本桜》

標高約800mの山頂にある神社につながる参道(山道2.4km)沿いの桜並木。本市大鳥居地内にあります。麓から山頂へと順に咲き移り、陽気によっては天に昇る龍のように咲きそろう年もあります。山頂の神社までは登山道を登ること約50分。甲府盆地を隔てて望む八ヶ岳や南アルプスの山々は絶景です。

出典：市ホームページ

市民の役割	事業者の役割	市の役割
身近な自然や生物に意識を向け、市が開催する自然とのふれあいに関する事業などに機会を見つけて参加します。	市が開催する研修会などへの参加を職員に促します。	身近な自然の状況の把握に努め、市民や児童生徒の自然とのふれあい活動を促進します。

②森林の保全・活用

森林は、木材の生産のほか、水源かん養、土砂流出防止、二酸化炭素吸収などのさまざまな公益的機能を有しています。本市では、主に南部の豊富地区に豊かな森林が分布しています。野生生物の生育・生息空間としてばかりでなく、私たちの生活を守る基盤として、保全していく必要があります。

【施策事業】

■企業の森推進事業《農政課、商工観光課、環境課》

近年、企業のCSR(社会的責任)に対する関心が高まっており、環境保全、社会貢献など幅広い分野で活動が見られます。森林整備に直接的、間接的に取り組む企業も増えてきました。具体的には、

- ・社有林をフィールドミュージアムなどとして市民に開放
- ・社員ボランティアによる下刈、除伐などの作業の実施
- ・森林教室・自然観察会などの実施

などの活動が見られます。こうした活動と地域を結びつける方策について検討します。

■林業と観光の連携の推進 《農政課、商工観光課》

林業体験を観光プログラムの一つとして提供する方策を検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
森林の持つ公益的機能に対する理解を深めるとともに、自然観察会などへ機会を見つけて参加します。	企業のCSR活動の一環として森林整備事業などへの取組の導入を検討します。	森林の持つ公益的機能について啓発を行います。また、林業と観光の連携方策について検討します。

《森林の価値》

森林は地球環境や人間生活の維持において、重要な役割を果たしていますが、その便益に対して対価が支払われることはありません。しかし、ひとたびこの恵みが失われると、私たちの生活に重大な影響が及びます。

森林の価値を定量的に評価したものとしては、日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び林業の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」があり、わが国の森林の価値を約75兆円と試算しています。この報告書の評価方法に基づき、本市の森林の価値の一部を試算しました。県内では本市の森林面積は多くはありませんが、それでも多大な恩恵を受けていることが推測されます。

●表6-2 中央市の森林の価値(貨幣換算、年額)

機能の種類		評価額(千円)
地球環境保全	二酸化炭素吸収	41,931
土砂災害防止・土壌保全	表面浸食防止	705,489
	表層崩壊防止	182,399
水源涵養	洪水緩和	117,648
	水資源貯留	209,767
	水質浄化	282,929
計		1,540,163

基本目標

(2)良好な田園景観の確保

【現況と課題】

本市の土地利用を見ると、県全体に比べて、農地の割合が多くなっています。地形や気候、流通面などで恵まれた条件にあるため、優良な農地景観も維持されてきました。しかし、農業の担い手不足などから、耕作放棄率が年々増加しており、その割合は、耕地の10.3%を占めるまでになっています(平成17年度)。

このようなことを背景に、市民アンケートの結果では、「市が重点的に進めるべき施策」の「自然環境分野」で、最も多くの人々が「優良な農地、田園景観の保全」を選択しています(58.5%)。

【目標達成への取組】

①優良な農地の保全

農産物は本市の特産物です。特色ある農業を支え、優良な農地を守るため、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値農産物の生産や、担い手育成、販路拡大など立地条件を活かした「都市近郊型農業」としての産地の強化が必要となっています。

農業の持つ国土保全、環境保全などの様々な公益的機能を適正に評価し、優良な農地を保全するため、以下の取組を進めます。

【施策事業】

■ 環境保全型農業の推進《農政課》

農業協同組合等と連携し、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らし、農業生産活動における環境負荷の低減を図ります。また、環境負荷の少ない農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を進めます。

これらに加え、特別栽培農産物表示に基づき、環境保全型農業で生産された農産物の良さや環境保全上の効果などをPRしていきます。

■ 農産物のブランド化《農政課》

生産の奨励と販売の強化を行い、特に、地域ブランドを確立するため、地域団体商標の登録を検討します。

■ エコファーマーの奨励《農政課》

本市が持続的環境保全型農業の先進地として認識されるよう、認定を希望する農家を支援するとともに、エコファーマー制度の周知を図ります。

《エコファーマーとは》

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農業に取り組む農業者を「エコファーマー」として県が認定するものです。

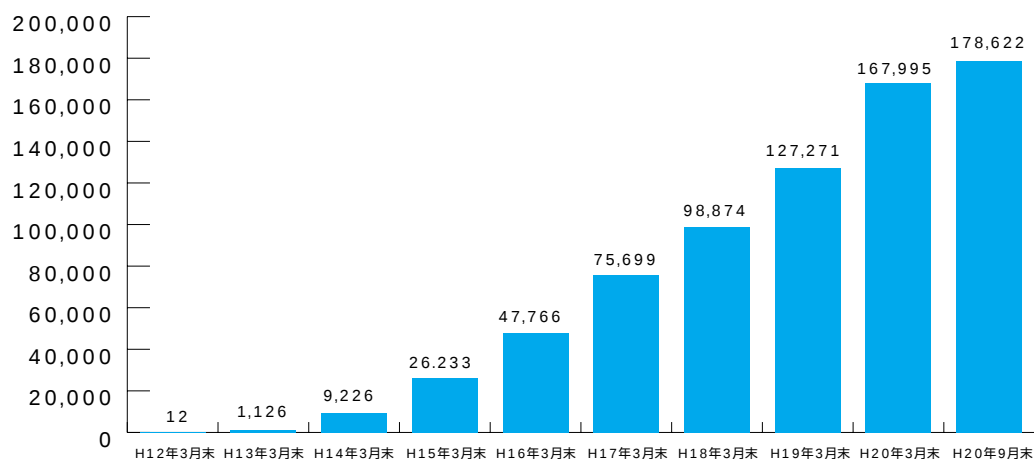
「エコファーマー」とは、県で定めた栽培指針に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減に関する技術を実践していく農業者の呼称です。

「エコファーマー」の設定を受けると、環境保全型農業導入資金の償還期間延長や貸付金の増額、特定の農業機械取得における課税の特例などの支援措置が受けられます。

また、認定を受けることで環境にやさしい農業の実践農家として、出荷箱に「エコファーマー」と表示したり、農産物にシールを添付するなどして販売PRに結びつけることも可能となります。

（出典：山梨県ホームページ）

● 図6-2 エコファーマー認定件数の推移(出典：農林水産省ホームページ)



市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産の農産物や低農薬栽培農産物などの優先的な購入に努めます。	農業生産活動における環境負荷の低減に努めます。農産物の生産技術の開発を進めるとともに、地域循環型農業の確立を図ります。	環境保全型農業、エコファーマーなどに関する情報提供や、地元産農産物のPRなどを行い、地域の農業の活性化を図ります。

②遊休農地の活用

本市の平成17年の農地面積は739haで、この内、耕作放棄地は76haとなっており、耕作放棄率は10.3%となっています。農地面積は、都市化が進む玉穂、田富地区を中心に年々減少しています。耕作放棄地の面積は平成7年以降横ばい状態ですが、経営耕地面積の減少に伴い、耕作放棄率が上昇しています。

豊かな田畑は恵みを生み、その美しい景観は、安らぎを与えてくれます。豊かなふるさとの農地を未来に引き継いでいくことが大切です。

【施策事業】

■ 認定農業者の育成・支援《農政課》

プロフェッショナルな農業者を育成・支援し、農地の有効利用をすすめることで遊休農地の解消を図ります。

■ 地域農業を支える体制づくり《農政課》

耕作放棄地の目立つ中山間地域では、生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用、さらには地域の活性化を視野に入れ、集落営農の導入を促していきます。

■ クラインガルテンや体験農業等による農地の有効利用《農政課、商工観光課》

休耕地や耕作放棄地の中で、再耕作が難しくなっているものをクラインガルテンや体験農場に転用する取組を検討します。

また、利用者をサポートする農業指導者の育成と確保を図ります。

■ エネルギー作物栽培の推進《農政課、環境課》

本市の特産品であるトウモロコシの残渣(ざんさ)と耕作放棄地に栽培するソルガムを原料にしたバイオ燃料の製造に関する研究を推進します。

《バイオ燃料製造と普及の効果》

トウモロコシ残渣と耕作放棄地で栽培するソルガムから作られるバイオ燃料の導入が進んだ場合次のような効果が期待されます。

- ・ 廃棄物が有効活用される
- ・ 温室効果の高いメタンの発生が抑制される
- ・ 先進性・話題性が高い
- ・ 地域における環境教育効果が高い
- ・ 特産品の宣伝、農業の活性化、雇用促進



● 図6-3 バイオ燃料の利活用



市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産農産物の優先購入に努めます。	生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用に取り組みます。	農業者の育成・支援、体制作りなど地域農業の活性化に取り組みます。また耕作放棄地の有効利用を検討するほかバイオ燃料製造に関する研究に研究機関等と連携して取り組みます。

③地産地消の推進

食の安全や環境への関心の高まりから、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消が注目されています。

市内には、「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の二つの地場農産物直売所があり、開設以来順調な運営状況が続いています。

農業の復興や地域の活性化ばかりでなく、環境の保全のためにも、より一層の地産地消を進めます。

【施策事業】

■「道の駅とよとみ」と「農産物直売所た・から」の体制強化 《農政課》

両直売所を運営している組合を支援するとともに、直売所の知名度の向上に努めます。



出典：農産物直売所た・から日記ホームページ

■観光との連携による特産品のPRと消費拡大 《農政課、商工観光課》

地域の農産物の収穫体験などを通じ、消費の拡大を図るとともに、地域農業の現状や歴史を学ぶ機会を設けます。

■ 学校給食における地域農産物の利用拡大《農政課、教育委員会》

学校給食において地元農産物の利用を進めます。課題となっている安定供給については、地域農家との連携を強化し、改善を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
地元産農産物の優先的購入に努めます。農産物の収穫体験などに参加するなどして、地域農業への関心を深めます。	生産体制の効率化、設備や農地の効率的な利用に取り組みます。行政と連携し、農産物の地元消費の仕組みづくりを図ります。	地元農産物や直売所のPRを行います。事業者と連携し、農産物の地元消費の仕組みづくりに取り組みます。

基本目標

(3) 緑地の保全、緑化の推進

【現況と課題】

児童・生徒のアンケート結果では、身の回りの環境について、「自然や緑が豊かだ」と「公園など遊ぶ場所が安全」に対する満足度が高くなっています。「とてもそう思う」と「少しそう思う」を合わせた回答率は、それぞれ69.1%、57.4%です。

一方で、市民アンケートでは、市が重点的に進めるべき施策として、「遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備」を多くの人が選択しています。(57.1%)

これらのことから、身近な緑地や公園などが市民の生活の中で、大切な空間となっており適切な整備や管理の継続が望まれているものと考えられます。

街路や公園などの緑地を計画的に整備し、市全体としての緑地の保全、緑化の推進を図っていきます。

【目標達成への取組】

① 公園・緑地の保全・管理

本市には、大小さまざまな公園があり、市民の憩いの場となっています。街路や公園などの緑地を適切に管理していきます。

【施策事業】

■ 街路樹の管理・整備《建設課》

街路樹の定期的な剪定や除草などの管理を行います。また、街路樹の整備にあたっては、在来種など地域にあった樹種を選定するなどして、特色ある地域の景観づくりを図ります。

■ 公園等の管理《管財課》

公園等の緑地については、必要に応じて剪定や除草などの管理を行い、園内の明るさを保つなどして、市民が安全で快適に利用できるようにします。



豊富シルクの里公園(出典：市ホームページ)

②緑化の推進

公共施設や公園、街路において緑化を推進するほか、緑化ボランティア団体等の活動を支援します。

また、学校教育においても、緑の大切さについて理解を深めることができるよう、校内における緑化活動等を推進します。

【施策事業】

■ 緑化運動、花いっぱい運動の推進《農政課、環境課》

市民が行う緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

■ 記念樹プレゼント事業の検討《農政課》

出生、入学などの記念日に、希望する市民に記念樹をプレゼントすることを検討します。人生の節目をお祝いするとともに、市民の手による植樹活動が新たに開始されることが期待されます。

■ 緑化推進委員会の設置の検討《農政課、環境課》

市民、事業者、行政が連携して市内の緑化を推進するため、緑化推進委員会を設置について検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
宅地内の緑化に努めます。地域ぐるみの緑化活動等に参加します。	開発等を行う際は、自然の緑を残したり、緑地帯を設けます。地域ぐるみの緑化活動等に参加します。	公共施設や公園、街路において緑化を推進するほか、ボランティア団体等の活動を支援します。また、学校教育において緑化活動を取り入れます。

基本目標

(1)大気汚染の防止

【現況と課題】

山梨県が実施している大気汚染状況常時監視の平成19年度の結果(南アルプス測定局)では、浮遊粒子状物質(SPM)と二酸化窒素(NO_2)が、環境基準を超えたことはありません。

しかし、市民アンケートの結果では、市が重点的に進めるべき施策の「生活・都市環境分野」で「大気汚染・水質汚濁物質の排出防止対策」が53.2%で最も高くなっています。また、児童・生徒アンケートでも「環境を守りよくしていくために大事なこと」として、「きれいな空気や水を守っていくこと」が53.9%で2番目に位置づけられています。

これらのことから、汚染物質の排出を抑制し、清浄な大気を保っていくことは、市民が望んでいる重要な取組であると考えられます。

【目標達成への取組】

①大気汚染物質の排出抑制対策の推進

大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、県等と連携して大気汚染物質排出の規制、指導を行います。

【施策事業】

■工場、事業場における大気汚染物質排出抑制指導《環境課》

工場、事業場におけるばい煙等の排出基準や特定粉じん等作業の作業基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導を行っていきます。

■ダイオキシン類対策《環境課》

廃棄物焼却炉については、平成14年の廃棄物処理法の改正による構造基準の強化に伴い、基準に対応できない施設は使用できなくなっています。また、年1回ダイオキシン類の測定が義務づけられています。

こうした規制について、県と連携した監視等の取組を継続していきます。

《焼却炉の構造基準》

平成14年12月1日から、施設規模の大小を問わず、すべての廃棄物焼却炉の基準が、次のとおり強化されました。(一般家庭の簡易なゴミ焼却炉も対象となります。)

1. 焼却設備の構造

外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼室ガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(注): 廃棄物処理法の許可対象施設には、さらに厳しい基準が適用されます。

2. 焼却の方法

煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

■ 光化学オキシダント対策《環境課》

県や関係機関と密接に連携して、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置に関する的確な情報提供を行っていきます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
野焼きを行わないようにします。 自動車での移動をさけ、公共交通機関や、近くなら自転車の利用や徒歩での移動に努めます。	野焼きを行わないようにします。 排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に取り組みます。法令等に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。	公害の監視・指導を行います。 法令等に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止のための助言などを行います。

②自動車排出ガス対策の推進

自動車は、窒素酸化物(NO_x)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため、大気汚染の原因となっています。国では、平成13年に「自動車 NO_x ・PM法」を制定し、排ガス規制値の強化を行っています。自動車は、また、地球温暖化原因物質である CO_2 の大きな排出源でもあり、環境への負荷の少ない自動車の普及が求められています。

【施策事業】

■ 市役所における低公害車の積極的導入《管財課》

本市の公用車のうち、現在3台が、ハイブリッドなどの低公害車です。今後、積極的な導入を進め、市が率先して自動車排出ガス対策、地球温暖化対策を進めます。

■ 自動車省CO₂対策推進事業の普及《環境課》

環境省では、CO₂等の排出量の削減に関する自主的な取組を促進し、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの普及を図るための「自動車省CO₂対策推進事業」を実施しています。この事業について、様々な機会をとらえて紹介し、本市での普及を図ります。

《自動車省CO₂対策推進事業の概要(平成20年度)》

出典：環境省報道発表資料

事業の概要

(1) 計画の認定(詳しくは認定要領を御覧ください)

ア. 募集対象

自動車NO_x・PM法の対策地域を運行する車両を使用する事業者(一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、その他の事業者。自家用、営業用は問わない。)

イ. 計画の提出

事業者はCO₂の削減目標、新長期規制適合かつ燃費基準達成のトラック・バスの代替等を内容とする計画(自動車省CO₂対策推進計画)を提出いただきます。

(2) 認定を受けた者に対する車両導入補助

ア. 補助事業者

自動車省CO₂対策推進計画について環境省の認定を受けた事業者

自動車省CO₂対策推進計画について環境省の認定を受けた事業者が利用するリース事業者

イ. 補助対象車両

自動車NO_x・PM法の対策地域を運行する予定である重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バス

トラック 最大積載量4t以上(架装前の諸元)

バス 車両の長さ7m以上

ウ. 申請台数の範囲

本補助事業を利用する場合の申請台数として、下限及び上限があります。

エ. 車両購入費の一部補助

通常車両価格との差額の1/2以内(自動車省CO₂対策推進計画を認定する時点で確定します。)

■エコドライブ運動の普及《環境課》

県では、平成16年度から環境に配慮した運転をする「エコドライブ運動」を推進しています。次に示す「エコドライブ10のすすめ」について、宣言・実行するもので、宣言者にはステッカーを配布しています。積極的な広報活動を実施し、本市における取組の普及を図ります。

《エコドライブ10のすすめ》

出典：山梨県ホームページ

アイドリングストップ

「無用なアイドリングをやめましょう。」

ふんわりアクセル『eスタート』

「やさしい発進を心がけましょう。」

加減速の少ない運転

「車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」

早めのアクセルオフ

「エンジンプレーキを積極的に使いましょう。」

エアコンの使用を控えめに

「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」

暖機運転は適切に

「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物を積まないようにしましょう。」

駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

市民の役割	事業者の役割	市の役割
自動車での移動をさけ、公共交通機関や近くなら自転車の利用や徒歩での移動に努めます。エコドライブに取り組みます。	低公害車の導入に努めます。排出ガスに係る規制適合トラック等の導入を図り、所有車両の適切な整備を行います。社員にエコドライブの実施を促します。	公用車への低公害車の導入を進めます。エコドライブや自動車公害防止に関する普及・啓発を行います。

基本目標

(2)水質汚濁の防止

【現況と課題】

市内の小河川が流れ込む鎌田川の水質は改善傾向にあります。市内の河川は全体としては改善していると推測されますが、個別の河川や測定年度によっては、高いBOD値が観測されています。

市民アンケートの結果では、市が重点的に進めるべき施策の「生活・都市環境分野」で「大気汚染・水質汚濁物質の排出防止対策」が53.2%で最も高くなっています。

児童・生徒アンケートでも「環境を守りよくしていくために大事なこと」として、「きれいな空気や水を守っていくこと」が53.9%で2番目に位置づけられています。また、「身の回りの環境に対してどう思っているか」という問で、「川や水路の水がきれい」かどうかについては、「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を加えると32.2%になり、否定的な回答が多くなっています。

これらのことから、引き続き汚染物質の排出を抑制し、良好な水質の確保していくことが重要な取組であると考えられます。

【目標達成への取組】

①水質汚濁物質の排出抑制対策の推進

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、県等と連携して水質汚濁物質排出の規制、指導を行います。

【施策事業】

■工場、事業場の排水基準遵守指導《環境課》

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者に届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。県では、さらに条例により、厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化しています。このような排水基準の遵守状況を県と連携して監視し、指導を行っていきます。

事業者の役割	市の役割
法令に基づく届出を行い、排出基準を遵守します。排水の環境負荷(化学物質、農薬、雑排水等)の低減に取り組みます。	公害の監視・指導を行います。法令等に基づく届出行為を周知・徹底し、公害防止のための助言などを行います。

②生活排水対策の推進

水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が全体の約7割を占めると言われています。

本市では、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の普及などにより生活排水処理対策を進めています。

本市の生活排水クリーン処理率(生活排水が処理施設により処理される人口の割合)は、平成20年3月現在、87.4%となっており、県全体の平均を上回っています。しかし、市内河川等における水質の向上に対する市民の要望は強く、さらに処理率の向上を図る必要があります。

【施策事業】

■ 公共下水道事業の推進《下水道課》

家屋等が近接している地域では、公共下水道の普及を進めます。

■ 合併処理浄化槽の適正な管理の促進《環境課》

合併処理浄化槽の適正な管理を促進するため、県と連携を図りながら、検査等を実施します。

■ 農業集落排水処理施設《下水道課》

豊富地区の農業集落排水事業については、地域の地形及び集落分布や財政状況を踏まえ、地域や関係者の理解を得つつ推進します。

■ コミュニティプラント《下水道課》

田富よし原処理センターについては、施設の老朽化に対する対応策を検討した後、公共下水道への接続問題への対応を検討します。

■ 公共用水域水質の測定《環境課》

市内の河川について、BOD値を測定し、その経年変化を観測します。

- ・測定地点...玉穂地区9地点、田富地区14地点、豊富地区2地点。(平成20年度)
- ・測定回数...年1回

■地下水水質測定《環境課》

市内の井戸について、pH、大腸菌群数、電気伝導率、塩素イオン濃度を測定し、その経年変化を観測します。

■水生生物による水質調査《教育委員会、環境課》

県は、児童や一般市民の参加を得て、河川に住むさまざまな生物(カワゲラ、サワガニ等30種の水生生物)の生息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を調査する事業を実施しています。この事業への積極的な参加を促します。

参考 水質階級と指標生物

きれいな水()	少しきたない水()	きたない水()	大変きたない水()
カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガレトビケラ ヤマトビケラ ヘビトンボ ブユ アミカ サワガニ ウズムシ	コガタシマトビケラ オオシマトビケラ ヒラタドロムシ ゲンジボタル コオニヤンマ スジエビ ヤマトシジミ イシマキガイ カワニナ	ミズカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツブムシ ニホンドロソコエビ タニシ ヒル	セスジユスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカマキガイ エラミミズ

出所：環境省報道発表資料(平成19年度)

■生活排水の環境負荷低減に関する啓発《環境課》

広報等を通じ生活排水による河川への環境負荷の低減に関する啓発を行います。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
油を流さないなどの日常的な心がけに努めます。浄化槽の適正な管理を行います。地域の河川清掃などに機会を見つけて参加します。	排水の環境負荷(化学物質、農薬、雑排水等)の低減に取り組みます。浄化槽の適正な管理を行います。地域の河川清掃などに機会を見つけて参加します。	生活排水クリーン処理率の向上を図ります。浄化槽の適正管理や生活排水による汚濁防止の啓発を行います。

基本目標

(3)騒音、振動、悪臭の防止

【現況と課題】

本市の公害苦情としては、悪臭、大気汚染、水質汚濁、騒音に関するものが多くなっています。具体的には、畜産関係に起因する悪臭、生活騒音、野焼きなどです。原因が近隣にあるものがほとんどで、近所づきあいへの配慮から、長年にわたって我慢を続けてきたケースもまま見られます。また、外国籍住民の増加に伴い、生活習慣の違いから、夜間の近隣騒音に対する苦情も目立つようになってきました。

市民アンケートの結果からも、「周辺環境に関する満足度」において、「まちの静かさ」に対する不満層の割合は、「公共交通の整備状況」「川や水路の水のきれいさ」に次いで多くなっています。これらのことから、ルールの徹底や、近隣への配慮などの意識づけを図っていく必要があります。

【目標達成への取組】

①公害防止対策の推進

騒音、振動については、「環境基本法」に基づき、環境基準が地域の特性に応じて定められており、また、「騒音規正法」「振動規正法」により、工場や建設作業、自動車交通から発生する騒音、振動について規制地域を定め規制が行われています。

これらの規制に基づいた監視・指導を行うほか、マナーや近隣への配慮意識が広まるよう普及・啓発を推進していきます。

【施策事業】

■騒音に対する監視、指導《環境課》

一般環境騒音、自動車交通騒音に対しては、地域の土地利用状況や時間帯に応じて環境基準が定められています。それぞれの環境基準を維持、達成するために県と連携して指導や監視を効果的に行っていきます。

■生活騒音防止に関する普及・啓発《環境課》

お互いが気持ちよく生活するためのマナーやモラルに関する啓発を行うとともに、必要に応じて指導を行っていきます。

■ 振動に対する監視、指導《環境課》

振動については、規制地域が指定され、土地の利用形態等により、規制基準が定められています。この規制に基づき工場・事業場等の監視、指導を実施します。

■ 悪臭防止のための監視、指導《環境課・農政課》

悪臭については、平成17年2月から人の嗅覚を用いて測定する方法を取り入れた、嗅覚指数規制が導入され、規制地域が指定されています。本市においては、畜産関係に起因する悪臭への苦情が多く寄せられています。発生源への未然防止指導等を行っていきます。

■ 悪臭防止のための普及・啓発《環境課》

近年、ごみ処理やペットの飼育など家庭生活に伴う、悪臭苦情が増加傾向にあります。マナーやモラルの向上のための普及・啓発を実施していきます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
日常生活の騒音、振動、悪臭で近隣に迷惑をかけないように配慮します。自治会などで、ルールづくりやコミュニケーションの活性化を図ります。	法規規制を遵守し、公害の発生を未然に防止します。近隣住民の生活に配慮した作業を行います。	公害防止のための監視・指導、普及・啓発を行います。問題の解決に向けて、コミュニティ活動の活性化を促進します。

基本目標

(4) 廃棄物減量、リサイクル

【現況と課題】

本市の一般ごみと粗大ごみを合わせた廃棄物量は、高止まり傾向にありましたが、平成19年度に減少に転じました。リサイクル品の量は着実に増加しています。

市民アンケートの結果を見ると、市が重点的に進めるべき施策の「地球環境分野」では、「ごみ減量化・リサイクルの推進」が72.6%で際立って高くなっています。日常生活における環境配慮活動実施状況を見ても、「ごみの分別・リサイクル」は、「いつも行っている」、「時々行っている」を合わせると、91.9%にのびります。

児童・生徒アンケートでも、「日ごろ心がけていること」として、「ごみをきちんと分別する」ことを、88.0%の児童・生徒が「いつも」あるいは「時々やっている」と回答しています。一般市民ばかりでなく、子供たちについてもこの分野での意識の高さが伺えます。

しかしながら、本市ばかりでなく、我が国全体の問題として発生する廃棄物の量は膨大であり、処理施設の不足、処理コストの増大、不法投棄などが社会問題となっています。

本市では、平成18年11月に「中央市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政が一体となってごみの減量化とリサイクルによる循環型社会の実現を目指すこととしています。

【目標達成への取組】

①廃棄物の発生抑制

本市では、一般廃棄物を主に、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源物の4つに分けて、回収、処理、資源化に取り組んでいます。

可燃物、不燃物については、市内約500箇所の集積場から収集を行っています。粗大ごみについては、玉穂、田富地区では年4回、豊富地区では年3回収集しています。資源ごみについては、品目ごとに収集日を指定し回収するほか、各庁舎に設置したリサイクルステーションにおいて回収、資源化を進めます。

今後は、分別の周知徹底、資源ごみの品目増加、「4R活動」の推進などを通じて、ごみの減量化と再資源化を一層進めていきます。

【施策事業】

■ごみ出しに関するパンフレット配布、説明会の開催《環境課》

広報誌、チラシ、5ヶ国語パンフレットの配布や各地区説明会の開催などを通じて、ごみ出しのルール、マナー、分別方法などに関する普及・啓発を進めます。

■生ごみの堆肥化の推進《環境課》

生ごみ処理機器の普及による生ごみの堆肥化を推進します。

■ごみの有料化の検討《環境課》

本市では平成18年から指定袋の有料化を導入しています。最近では、様々な手法により有料化を導入する自治体が増えてきており、その効果を検証しつつ本市に合った手法について検討します。



■ 4R活動の推進《環境課》

市民を中心に4R活動への協力を求め、環境に優しい生活スタイルを目指します。

リフューズ(Refuse).....「断る」ことです。

スーパーで使用するレジ袋や過剰包装など不必要なものは断りましょう。

リデュース(Reduce).....「減らす」ことです。

ごみを種類別にきちんと仕分けして、ごみの減量に取り組みましょう。

リユース(Reuse).....「再利用」することです。

使えるものはなるべく使用し、廃棄する前に再利用を検討しましょう。

リサイクル(Recycle).....「再資源化」のことです。

再利用しやすいように、ごみをしっかり分別しましょう。

■ グリーン購入の推進《総務課、管財課》

市の物品調達において、グリーン購入を進めるとともに、市民生活、事業活動におけるグリーン購入の普及を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
4 R活動を率先して実行します。 資源物収集に協力します。	過剰包装をしないようにします。 再使用・再資源化しやすい商品の開発や販売に努めます。 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの遵守と普及に取り組みます。	ごみの分別などに関する各種普及啓発を行います。4 R活動を率先実行するとともにその普及を進めます。生ごみの堆肥化を進めます。

② リサイクルの推進

本市では、資源物の分別収集を、玉穂地区と田富地区では月1回各自治会の回収拠点で、豊富地区では地区のリサイクルステーションで実施しています。

また、このほかに玉穂、田富、豊富の3庁舎には24時間のリサイクルステーションを設置し資源物の回収と再資源化に取り組んでいます。

今後は、一層の普及・啓発を行い、また資源ごみの回収システムを充実させるなどしてリサイクル率の向上を図ります。

【施策事業】

■ 資源ごみ回収システムの充実 《環境課》

空き缶、空きびん、ペットボトル、紙パックなどを自主回収するスーパーや小売店があります。そうした取組と市のリサイクル事業を組み合わせ、体系化することで、資源ごみの回収システムの充実に図ります。

■ リサイクルステーションの運営 《環境課》

各庁舎に設置している24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施します。

■ 4R活動の推進(再掲)

市民の役割	事業者の役割	市の役割
4 R 活動を率先して実行しましょう。ごみ出しのルールを守ります。	オフィスでのリサイクルを推進しましょう。再使用・再資源化しやすい商品の開発や販売に努めましょう。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの遵守と普及に取り組みます。	リサイクルなどに関する各種普及啓発を行います。4 R 活動を率先実行するとともにその普及を進めます。資源ごみ回収システムの充実に図ります。

基本目標

(5)不法投棄、野焼きの防止

【現況と課題】

不法投棄とは、廃棄物処理法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することをいいます。本県では、山間部が多いことから、山中の林道等において廃棄物が違法に投棄されやすい環境があり、他県から持ち込まれ投棄されるケースもあります。

本市では、平成19年度末で16箇所、3,679kgの不法投棄が確認されています。不法投棄物を回収し、周辺環境を回復するためには多額の費用がかかります。このため、不法投棄については事前に防止することが重要になります。

ごみの野焼きは、不法投棄と同様に廃棄物の違法処理に当たります。しかし、一般的に未だに認識が十分でない面があります。市民アンケートの自由意見でも、野焼きの防止に関する要望が多数みられました。さらなる普及・啓発が求められています。

本市では、平成20年7月に「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」を施行しました。この条例では、ごみのポイ捨てや飼い犬のふん害の防止について規程し、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すこととしています。この条例に基づき、市民、事業者、行政等がそれぞれの責務を果たしていく必要があります。

【目標達成への取組】

①不法投棄等監視パトロールの実施

本市では、環境パトロールとして、環境監視員が市内を巡回し、不法投棄や野焼きの監視と早期発見に取り組んでいます。しかし、時間的、空間的に限られた対応にならざるを得ません。警察や地域住民等と連携した監視体制の整備について検討していきます。

【施策事業】

■ 環境パトロールの実施 《環境課》

環境パトロールを継続して実施するとともに、有効な方法や体制の確立について検討します。

■ 監視体制の強化 《環境課》

警察や地域住民と連携し、監視体制の強化に努めていきます。

②不法投棄・野焼き防止のための普及・啓発

■ 不法投棄防止に関する普及・啓発《環境課》

不法投棄防止を呼びかけるポスター、チラシなどを作成、配布、看板を設置するなどして、地域ぐるみで監視の目を強化します。

■ 野焼き防止に関する普及・啓発《環境課》

ポスター、チラシなどの作成、配布、また広報などを通じ野焼き防止に関する啓発をおこないます。

■ ポイ捨て防止、飼い犬のふんの処理に関する普及・啓発《環境課》

条例によりポイ捨てが禁止され、飼い犬のふんの処理が義務づけられていることの周知・徹底を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
不法投棄を見つけたら、市への情報提供に努めます。野焼き、ポイ捨てをしないようにし、散歩時などのペットのふんは持ち帰るようにします。	ポイ捨ての防止に関して、従業員の意識啓発を図ります。野焼きをしないようにします。	不法投棄、野焼きの監視体制の強化に努めるとともに、積極的な情報提供により、普及啓発を図ります。

《なぜ野焼きは禁止されているか》

低温でものが燃やされると、ダイオキシン類が発生しやすくなります。素ぼりの穴や簡易な焼却炉等でごみを燃やすのは、低温での焼却となりやすく、また、不完全燃焼を起こしやすいため、ダイオキシン類のほか、煙や臭いの発生源となります。大気汚染の原因ばかりでなく、近隣の迷惑にもなりやすい行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、野焼きは原則的に禁止され、違反すると罰則が適用されます。「ちょっとだから」、「昔からやっているから」と庭先などでごみを燃やすことは、この法律に違反することになります。

なお、ごみ焼却禁止の例外としては、次のような行為があります。

- ・国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(河川敷の草焼きなど)
- ・震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却(災害等の応急対策など)
- ・風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(正月のしめ縄などを焚く行事等)
- ・農業・林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(焼き畑など)
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(暖をとるためのたき火など)

3 地球にやさしい暮らしの確立

基本目標

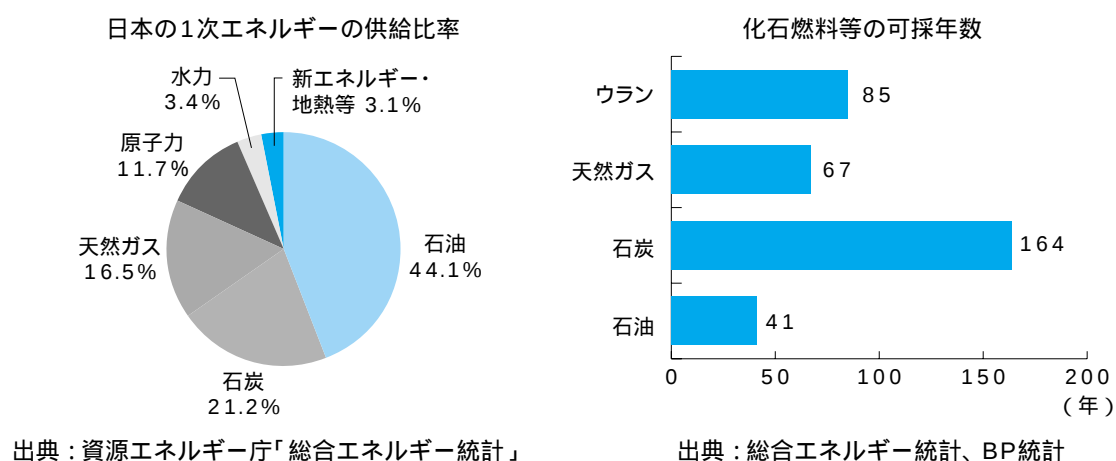
(1) 地球環境問題への取組

【現況と課題】

私たちの生活は、さまざまなエネルギー消費のうえに成り立っています。日常生活の中では、テレビや冷蔵庫、冷暖房機器などの家電製品、給湯器、自動車など、社会の中では、製造業や商業、農林水産業、運輸業など、あらゆる生活の場面、経済活動においてエネルギーが消費されています。そのエネルギー消費の約8割は石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料に依存しているといわれています。

世界中で現在のままの消費が続けば、石油はあと41年で、天然ガスは67年で枯渇すると予測されています。日本は資源輸入国で、エネルギーの約8割を海外に頼っており、自給率が低いことから将来的なエネルギーの確保が課題となっています。

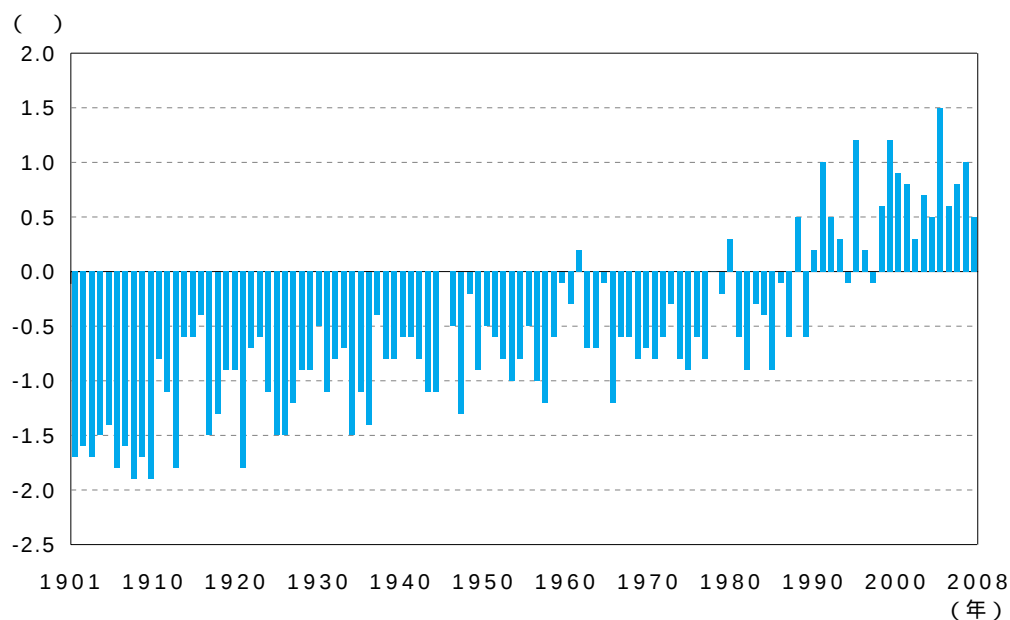
● 図6-4 供給エネルギー比率と化石燃料の可採年数



また、エネルギー消費の増加にともない、二酸化炭素(CO₂)の排出量も大幅に増加しています。CO₂排出量の増加は、地球温暖化の主な原因の一つといわれており、海面上昇や異常気象など、生態系に深刻な被害を及ぼす地球規模の問題となっています。

市民アンケートによると、「報道などで、最近特に不安に感じた環境問題」として「地球温暖化」を82.3%の人が挙げています。また、必要な方策として「ごみの減量化・リサイクルの推進」(72.6%)、「太陽光、バイオマス燃料等を利用した新エネルギーの普及」(41.5%)、「省エネルギーの推進」(40.0%)などが多く挙がっています。このような状況を踏まえて、地球温暖化防止対策及び将来的なエネルギー需給の構造改善に向けて、新たなエネルギーの確保と省エネルギーへの取組が緊急の課題となっています。

● 図6-5 甲府の年平均気温の経年変化

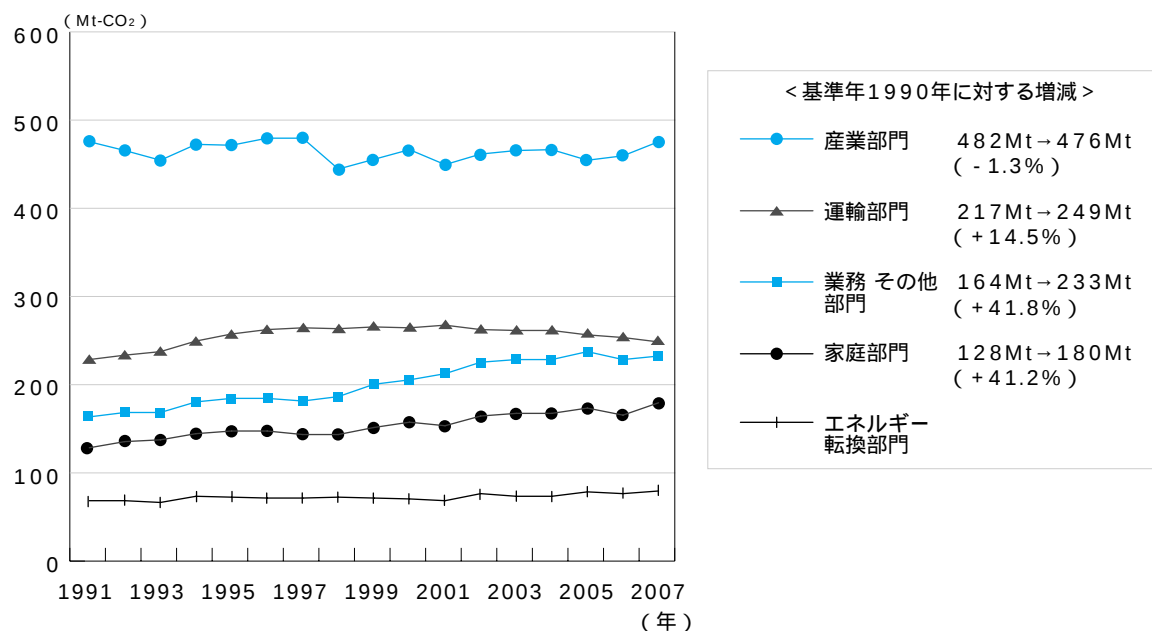


【目標達成への取組】

①環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進

国では2005年の京都議定書の発効にともない、1990年の基準年と比較して2012年にはCO₂排出量を6%削減することを目標としていますが、現在のところ達成は困難な状況にあります。部門別のCO₂排出量の推移を見ると、基準年と比較して特に高い伸びを示しているのは、「業務・その他部門」(41.8%)、「家庭部門」(41.2%)となっています。

CO₂は温室効果ガスの中でも地球温暖化への影響が最も大きいと言われており、低炭素社会への転換が求められています。そのためには、地球温暖化の現状と我々の社会生活との関わりについてよく理解し、一人ひとりが環境に対する意識を持つことが大切です。そして、ライフスタイルや事業活動などを見直すことで、環境に優しく持続可能な地域社会を構築することが可能となります。

● 図6-6 部門別CO₂排出量の推移(間接排出量)

出典：温室効果ガスインベントリオフィス

「日本の1990～2006年度の温室効果ガス排出量データ」

各排出量の単位は[百万トン-二酸化炭素(CO₂)換算]

【目標達成への取組】

■ 環境情報の提供 《環境課》

CO₂の排出量や地球温暖化に関する情報、新エネルギー、省エネルギーに関する情報提供を充実します。

■ 4R活動の推進 《環境課》(再掲)

市民を中心に4R活動への協力を求め、環境に優しい生活スタイルを目指します。

リフューズ(Refuse).....「断る」ことです。

スーパーで使用するレジ袋や過剰包装など不必要なものは断りましょう。

リデュース(Reduce).....「減らす」ことです。

ごみを種類別にきちんと仕分けして、ごみの減量に取り組みましょう。

リユース(Reuse).....「再利用」することです。

使えるものはなるべく使用し、廃棄する前に再利用を検討しましょう。

リサイクル(Recycle).....「再資源化」のことです。

再利用しやすいように、ごみをしっかり分別しましょう。

■ 環境に関する公開レポートの作成の推進《管財課、商工観光課、環境課》

公共施設や事業所などにおいて、CO₂の排出量や環境に関する取組状況などについて、公開レポートの作成を進めます。

■ 環境学習の推進《教育委員会、環境課》

小中学校における総合的学習の時間等を利用したエネルギー環境講座や一般向け、あるいは親子参加型のエネルギー環境講座を開催します。

■ ISO14001の取得の推進《総務課、管財課、商工観光課、環境課》

環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001について、市役所や事業所での導入検討を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
環境に関する情報に積極的に触れ、環境意識をもって日常生活を送るとともに、市の環境施策に協力していきます。	自社のCO ₂ 排出量の把握や、環境保全への取組を行うとともに、積極的に情報公開を行っていきます。	環境情報の提供や環境施策の実施などにより、市民の意識啓発を行なうとともに、自らも率先して環境行動に取り組みます。

②新エネルギーの利用

地球温暖化の進展や資源枯渇の懸念から、化石燃料をメインとしたエネルギー需給構造からの転換が求められています。新エネルギーは石油に代わる代替エネルギーに位置づけられ、持続可能な再生可能エネルギーとして特に導入促進が期待されています。

本市では平成20年度に「中央市地域新エネルギービジョン」を策定し、地域の自然特性を活かした新エネルギーの普及、啓発、導入を進めることとしています。自然エネルギーの活用は地球温暖化防止に役立つだけでなく、地域の環境教育にも貢献できるメリットがあると考えられます。また、わが国では現在のところエネルギー自給率が著しく低く、将来的な化石燃料の枯渇を考えると、新エネルギーの活用が重要となります。

● 図6-7 新エネルギーの分類(平成20年1月の新エネ法施行令改正を反映したもの)



出典：NEDO技術開発機構、新エネルギーガイドブック

注1：新エネに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する1,000kW以下のものに限る。

【施策事業】

■ 新エネルギーに関する普及・啓発活動の推進《環境課》

新エネルギーに関して、市民の取組を進めるよう情報提供を行い、普及・啓発活動を積極的に行います。

■ 新エネルギー導入の推進《環境課、全庁》

小中学校や公共施設への太陽光発電、太陽光熱利用、温度差エネルギーなどの設備の導入、及び市民や事業者による太陽光発電、太陽光熱利用設備の導入を推進します。

■ バイオ燃料製造の実証実験への取組《農政課、環境課》

コーン残渣やソルガムなどを利用したエタノール製造の研究を産・学・官・民共同で進め、研究データを蓄積します。

■ 新エネルギービジョンの実現に向けた取組《環境課、全庁》

平成20年度に策定した新エネルギービジョンに基づき、段階的に新エネルギー導入の取組を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
新エネルギーに対する理解を深めるとともに、太陽熱利用や太陽発電パネルなどの新エネルギー導入を検討していきます。	新エネルギーに対する理解を深めるとともに、電力や冷暖房機器などに新エネルギーの導入を検討していきます。	公共施設などへの新エネルギー導入を率先して行うとともに、市民や事業所への新エネルギー導入に向けて、情報提供や助成金制度などの支援を行います。

(参考：新エネルギービジョンの概要)

●基本方針

1. 地域資源を活用した地球にやさしい暮らしづくり

本市は、日照に恵まれ、地下水位が高く、農地が多くあります。これらの特性を活かした新エネルギーの導入と、省エネルギーの推進を市民・事業者・行政それぞれが積極的に進め、環境にやさしいライフスタイル・事業活動への転換を図っていきます。

2. 産・学・官・民の連携による取組の推進

各主体の緊密な連携のもと、新エネルギー導入等の取組による循環型社会の形成が進むようそれぞれが協力し、連携の方策、参加の仕組みを構築します。

3. 情報提供、意見交換による普及

新エネルギーに対する理解や関心が市全体で高まるよう、学習機会の提供や情報発信を行い、意見を互いに交換します。

●重点プロジェクト

◆◆◆重点的に進める新エネルギー導入の取組の4つの柱(プロジェクト)です◆◆◆



太陽のちからプロジェクト

- 市民・事業者の太陽光発電導入とそのサポート
- 公共施設への太陽光発電の導入
- 公共施設への太陽熱ソーラーシステムの導入



水のぬくもりプロジェクト

- 公共施設への地下水利用ヒートポンプの導入
- 事業者による地下水利用ヒートポンプ導入とそのサポート



緑のめぐみプロジェクト

- 未利用農産物からのバイオ燃料製造に関する研究の推進



地球にやさしい暮らしプロジェクト

- 中央市地球温暖化対策実行計画(仮称)の策定
- 小中学校への太陽光発電・小型風車・マイクロ水力発電機の導入
- 市民・事業者のエコ・アクション・ポイントへの参加
- エネルギー環境学習教室の開催
- 新エネルギー・省エネルギー総合窓口の設置



③省エネルギーの推進

地球温暖化防止や化石燃料の枯渇などに対する方策として、省エネへの取組は必要不可欠です。省エネとはエネルギーの効率的な使用や余分な消費を抑えることにより、エネルギーの消費量を削減しようというものです。国では1979年に省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)を制定し、2010年度までに原油換算で約5,700万klを削減するための省エネ対策を推進しています。

省エネへの取組はそれほど難しく考えることはなく、まずは身近で出来ることから始めていくことが大切です。冷暖房のこまめな調整や自動車のエコドライブ、使わない電化製品のコンセントを抜く、省エネルギー家電の購入、移動時には公共交通機関や自転車、徒歩を利用する、蛇口をこまめに閉めて節水する、夜間電力の有効活用など、日常生活の中でほんの少し工夫をするだけで大きく変わってきます。また、取組のための情報提供や環境教育を通じての意識啓発が重要となります。

【施策事業】

■ 省エネルギーに関する普及・啓発活動の推進《環境課》

省エネルギーに関して、市民の取組を進めるよう情報提供を行い、普及・啓発活動を積極的に行います。

■ 家庭、事業所、公共施設それぞれにおける省エネへの取組の推進《環境課、全庁》

一人ひとりが環境意識を高く持ち、身近なところから省エネルギーへ取り組みます。また、事業所や公共施設では組織的な省エネへの取組を進めます。

■ 省エネ家電の購入助成金の検討《環境課》

省電力や節水など省エネ家電について、購入に対する補助制度を検討します。

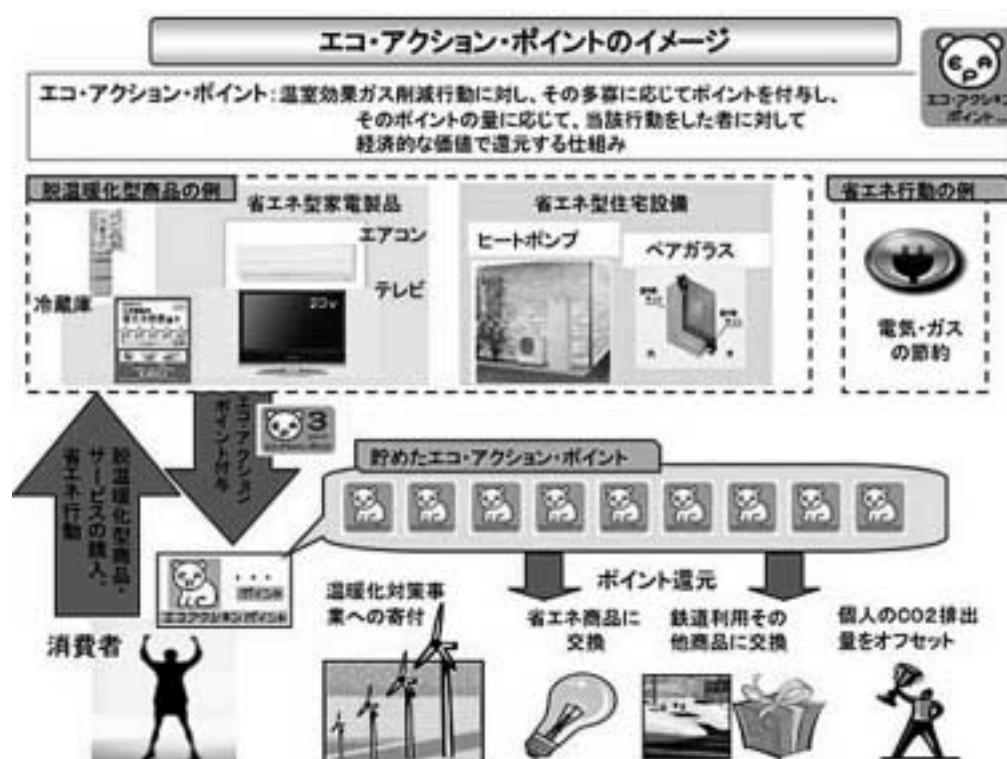
■ 市民・事業者のエコ・アクション・ポイントへの参加《環境課》

省エネ活動への意識づけとして、エコ・アクション・ポイントへの参加を促します。

(エコ・アクション・ポイントとは)

温暖化対策型の商品・サービスを購入するとポイントを獲得でき、貯めたポイントをさまざまな商品に交換できる環境省のプログラムです。実際のCO₂削減量も確認できます。平成20年度にモデル事業が実施され、平成21年度から本格展開されます。

● 図6-8 エコ・アクション・ポイントのイメージ



市民の役割	事業者の役割	市の役割
冷暖房のこまめな調節や節水、エコパックの活用、省エネ家電の利用など身近なところで出来ることから、取り組みます。	経費の節減、クールビズ、ウォームビズへの取組、省エネルギー活動への参加など、企業の社会的責任を果たせるような取組を進めます。	コピー用紙の節減、クールビズ、ウォームビズへの取組、公用車利用時のアイドリングストップなど率先して省エネルギーへの取組を行います。

④公共交通の充実

本県では住宅やショッピングセンター、病院施設などの郊外化にともない、移動にマイカーを利用するライフスタイルが多く見受けられます。また、女性や高齢者の運転免許保有率の向上などにより車社会の進展が進みました。このような状況の中、公共交通機関の赤字化、不採算路線の廃止などの問題が顕著となっています。高齢者や障害者、子供、学生など交通弱者の移動手段の確保やガソリンの節減による地球温暖化防止などの観点から、公共交通機関の充実及び活用が望まれています。

本市では「中央市地域公共交通総合連携計画」を策定し、利用者ニーズにあった公共交通の実現に向けて取り組んでいます。利便性の高い公共交通網の整備を図るとともに、過度のマイカー依存の生活から脱却することが、地球環境にも優しく、誰もが暮らしやすい、持続可能な社会の構築につながると考えます。

【施策事業】

■コミュニティバスの導入の推進《総務課、高齢介護課、福祉課、教育委員会》

交通不便地帯の把握、高齢者需要への対応、通学環境の向上など利用者のニーズにあった、使いやすい市民の足の確保に努めます。

■公共交通機関の利用促進《総務課》

事業所におけるノーマイカーデーの設定やなるべく公共交通機関を利用するライフスタイルの転換など、環境に優しい生活への取組を進めます。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
できるだけマイカー利用を控え、公共交通機関を利用します。また、近隣への外出は自転車、徒歩などで済ませよう努めます。	ノーマイカーデーの設定など、社員の公共交通での通勤を奨励し、CO ₂ 排出量削減に努めます。	利用しやすい公共交通機関の検討及び提供を図るとともに、職員は率先して公共交通を利用するよう努めます。

4

環境活動の推進

基本目標

(1) 環境活動の推進

【現況と課題】

身近な環境問題から地球環境問題に至るまで、その多くは私たちの日常生活や事業活動に起因しています。問題を解決していくためには、それぞれが、日常生活や事業活動を問い直し、環境への負荷の低減と地域環境の保全に取り組んでいくことが不可欠です。

本市では、自主的に環境保全活動を行っているグループがあり、また、環境保全に関する意識の高まりを背景として、そのような活動に参加する人も増えつつあると考えられます。

市民アンケートの結果では、「地域や市の取組への参加意向」について、77.6%の人が、「機会があればぜひ参加したい」あるいは「内容によっては参加しても良い」と答えています。意欲ある市民や団体、事業者の活動を促進し、それらを結び付けていく取組が求められています。

【目標達成への取組】

① 環境活動の推進

環境保全に関する意識の高まりを受け止める体制づくりが必要になっています。環境保全活動への参加の機会を確保し、一人ひとりの活動や団体相互の取組をネットワーク化する必要があります。

【施策事業】

■ 緑化運動、花いっぱい運動の推進《農政課、環境課》

市民が行う緑化運動や花いっぱい運動を支援します。

■ 環境美化運動の推進《環境課》

市全域の一斉清掃活動を実施します。また、団体や事業者が行う清掃活動などに対してごみ処理費用を減免するなどの支援を行います。

■ 資源ごみ回収運動の推進《環境課》

資源ごみの回収事業はリサイクル意識の定着に効果的です。自治会ごとの回収や24時間リサイクルステーションの運営を引き続き実施し、より効果的なシステムの構築について検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
市が実施する清掃活動や地域で取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。	市が実施する清掃活動や地域で取り組む環境保全活動に機会を見つけて参加します。	市民や事業者が参加しやすい機会の確保と充実に取り組みます。市民や事業者の活動をサポートします。

基本目標

(2)環境教育・学習の推進

【現況と課題】

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。私たち一人ひとりが原因者であり、私たち自身あるいは将来世代がその影響を受けるという認識を持つことが必要です。このため、環境問題の正しい理解を進め、環境保全意識を醸成するための環境教育・学習がより重要になっています。

市民アンケートの結果では、「環境教育分野」において、市が重点的に取り組む施策として、「こどもへの環境教育の充実」を70.7%の人が望んでいます。

【目標達成への取組】

①学校における環境教育の推進

次代を担う子どもたちへの環境教育は、大量生産、大量消費、大量廃棄社会システムから脱却し、資源循環型の社会を構築していく上で必要不可欠です。市内の小中学校における環境教育の充実を進めていきます。

【施策事業】

■自然体験教育の充実《農政課、教育委員会、環境課》

理科や総合的な学習の時間などを活用し、野外活動や農林業体験などを通じて児童生徒が自然とふれあう機会を設け、発達段階に応じた自然体験教育の充実を図ります。

■環境出前授業(仮称)の実施《環境課》

幅広い分野に対応するため社会人講師の活用、市担当職員の派遣、大学等との連携による、環境出前授業を実施します。

■ 職場体験、施設見学の実施《環境課》

環境課の仕事の紹介や、廃棄物処理施設、新エネルギー導入施設などの見学を実施します。

■ 環境教育指導力の向上《教育委員会、環境課》

大学等と連携し、小中学校教職員の環境教育指導力の向上を図ります。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
家庭で環境について話し合う機会、子どもが自然とふれあう機会を増やします。	社会人講師の派遣などについて市の施策に協力します。	学校での環境教育の充実を推進します。

②環境情報、環境学習機会の提供

環境問題の正しい理解や自主的な取組の推進のためには、正確な情報や十分な学習機会を提供していく必要があります。様々な機会を見つけて環境に関する情報を広く提供するとともに、市民や事業者のための学習機会を設けます。

【施策事業】

■ 環境教育副読本の作成《教育委員会、環境課》

地域の素材を活かした環境副読本などの教材を作成し、学校教育、社会教育などの場で活用します。

■ 環境ライブラリーの整備充実《教育委員会、環境課》

環境学習資料を収集、整理し、学校やグループ、事業者への貸し出しを行います。

■ 環境教育指導者研修会の実施《環境課》

大学等と連携し、環境教育指導者養成のための研修会の実施を検討します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
家庭で環境について話し合うなどの機会を増やします。環境問題への理解を深めます。	環境に関する職場研修などの実施を検討します。	様々な媒体、機会を通じ、環境情報、学習機会の提供を行います。

第7章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実に進め、実効性あるものにしていくためには、市民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。また、本計画が対象とする範囲や施策事業は多岐にわたるため、市の関係各課が横断的な連携の下に施策を進めるとともに、多様な市民や事業者あるいは関係団体相互の調整・連携による取組が重要となります。

このことから、本市においては、次のとおり既存組織の活用・強化と必要に応じ新しい組織づくりを行い、同時にそれらの連携体制を整備していくこととします。

(1) 中央市環境審議会

本市の環境に関し、調査審議し、施策の実施状況について評価します。

(2) 中央市環境会議(仮称)

市民、事業者、行政、各種団体などからなる組織で、それぞれの立場に応じた役割分担のもと意見を交換し、連携・協働した取組を進めます。

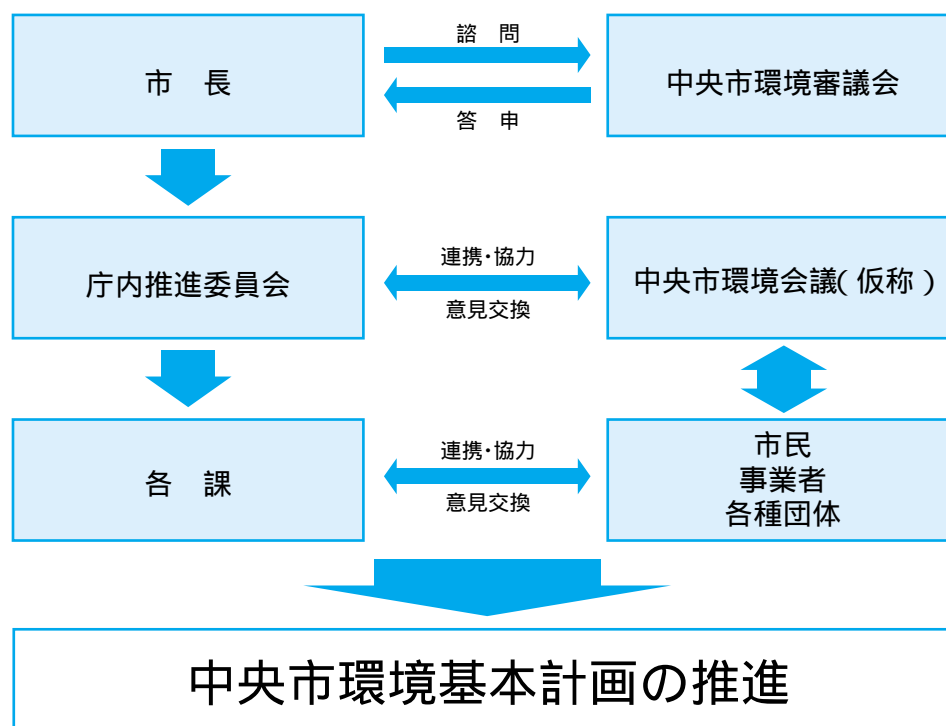
(3) 庁内推進委員会

本計画の施策事業の実施に当たり、庁内各課の環境関連施策の総合的な調整を行います。

(4) 広域的な連携、協力

環境問題を解決し、良好な環境づくりを行うためには、本市の枠を超えた、広域的、地域横断的な取組が求められます。国、県及び他の市町村等と連携、協力した取組を推進していきます。

● 図7-1 推進体制



本計画の進行管理にあたっては、目標の達成状況や施策事業の実施状況について、定期的に点検・評価していきます。その上で、環境問題を巡る状況や社会的動向などを加味しながら見直し、新たな課題等に対応していくものとします。

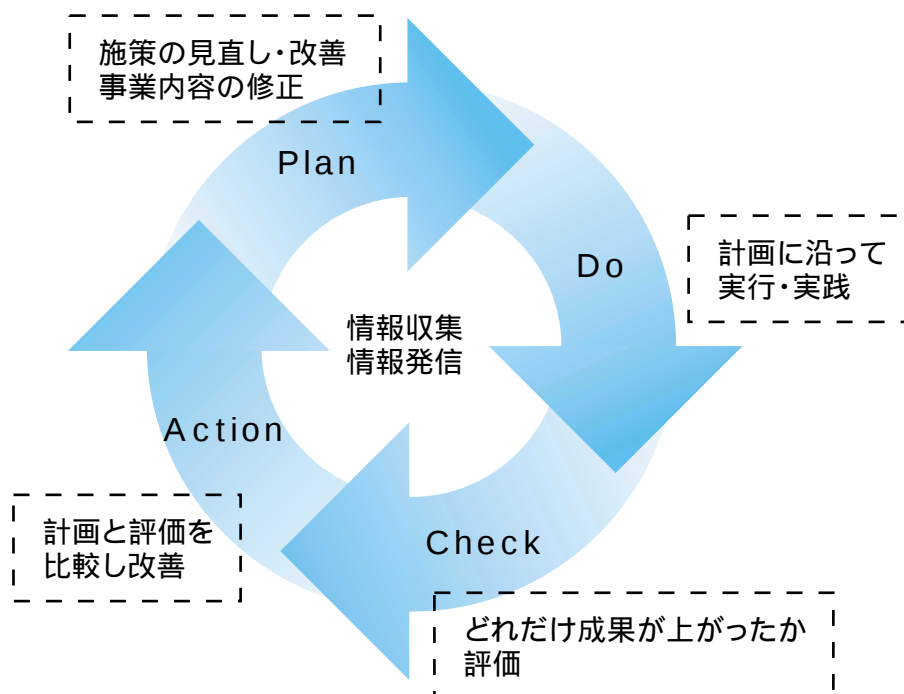
(1) 環境の状況、施策事業の実施状況の公表

本市の環境の状況や本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報などで公表していきます。

(2) 進行管理

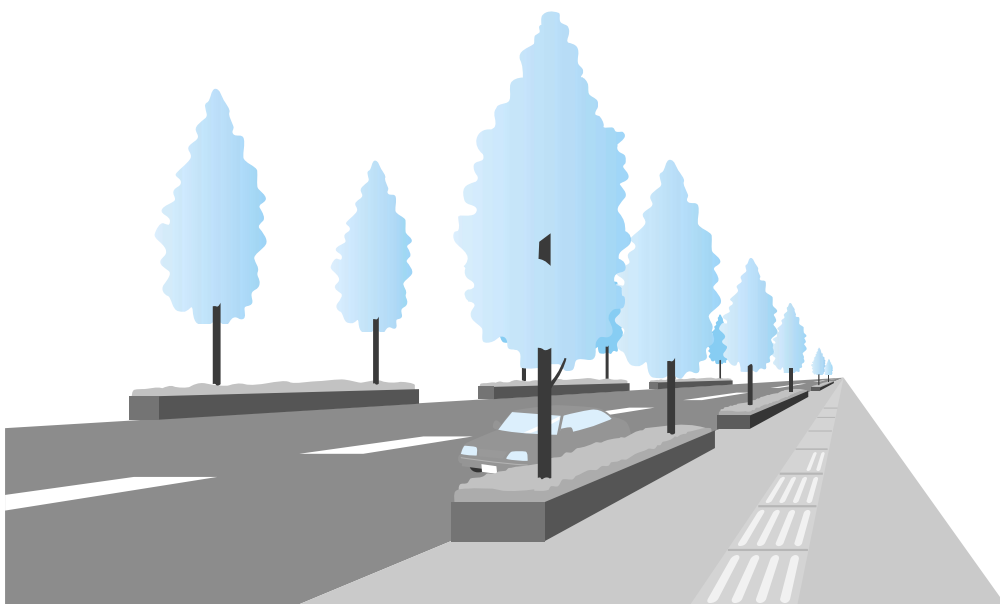
図7-2に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)という継続的な改善の仕組みを導入します。

● 図7-2 PDCAサイクル



資料編

1. アンケート票	123
2. 中央市環境基本条例	138
3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例	143
4. 中央市環境審議会条例	146



1. アンケート票

中央市の環境についての市民アンケート

■最初に、あなたご自身のことについてお伺いします。

すべての項目について、いずれか1つを選び○印で囲んでください。

あなたの性別をお答えください。

1. 男	2. 女
------	------

あなたの年齢をお答えください。

1. 20歳未満	2. 20～29歳	3. 30～39歳	4. 40～49歳
5. 50～59歳	6. 60～69歳	7. 70歳以上	

あなたのお住まいをお答えください。

1. 旧玉穂町内	2. 旧田富町内	3. 旧豊富村内
----------	----------	----------

あなたは、中央市内(旧3町村を含めて)に住んで通算何年になりますか。

なお、一時期中央市を離れていた場合には、離れていた期間を除いて、合計年数をお答えください。

1. 1年未満	2. 1年以上5年未満	3. 5年以上10年未満
4. 10年以上20年未満	5. 20年以上30年未満	6. 30年以上

あなたの家族構成をお答えください。

1. 一人暮らし	2. 夫婦のみ	3. 二世代(親・子)
4. 三世代(親・子・孫)	5. その他()	

あなたの職業を次の中から一つ選び(兼業の方は主な職業)○印で囲んでください。

1. 農林水産業	2. 自営業(商工・サービス・建設業など)	
3. 自由業(医師・弁護士・税理士・僧侶など)	4. 会社員	5. 公務員・団体職員
6. 派遣・契約社員	7. パート・アルバイト・内職	8. 専業主婦・主夫
9. 学生	10. 無職	11. その他(具体的に:)

■次に中央市の環境やあなたの環境配慮活動などについてお伺いします。

問1 あなたのお住まいの周辺の環境について、あなたはどのくらい満足していますか。

また、以前(10年程度前)に比べて、どのように変化してきたと思いますか。

下の項目全てについて、「満足度」と「環境の変化」それぞれの欄のあてはまる番号に1つだけ○印を付けてください。

	満足度					環境の変化			
	とても満足	満足	どちらともいえない	不満	とても不満	良くなったと思う	変わらない	悪くなったと思う	わからない
(記入例)	1	②	3	4	5	1	②	3	4
自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
川や水路の水のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
空気のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちのきれいさ (ごみの少なさ)	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちの静かさ(騒音、振動等 が気にならない)	1	2	3	4	5	1	2	3	4
景色や街並みの美しさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
農地の保全状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公園や遊歩道の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ごみ出し・分別のマナー	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公共交通の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
身近でみかける動・植物の 種類や豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問2 報道などで最近話題となり、あなたが特に不安に感じた環境問題を2つまで選んで○印を付けてください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1.地球温暖化 | 2.不法投棄 |
| 3.アスベスト | 4.森林破壊 |
| 5.ダイオキシン | 6.黄砂 |
| 7.土壌・地下水汚染 | 8.外国からの動植物(外来種)の移入・定着 |
| 9.その他 | |

(具体的にお書きください)

)

問3 環境をよりよくしていくために、今後、中央市はどのような施策を重点的に進めていくべきだとお考えですか。特に重要だと思うものを自然環境分野と環境教育分野からは2つまで、その他の分野からは3つまで選び○印を付けてください。

【自然環境分野】(2つ以内)

1. 森林の保全・整備
2. 野生動植物の生息・生育空間の保全
3. 優良な農地、田園景観の保全
4. 遊歩道や親水空間など自然とのふれあいの場の整備
5. その他(具体的にお書きください))

【生活・都市環境分野】(3つ以内)

1. 大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策
2. 騒音・悪臭防止対策
3. 下水道や合併処理浄化槽の設置推進による生活排水対策
4. 野焼きの防止対策
5. ポイ捨てや不法投棄防止対策
6. 身近な公園の整備や緑化
7. 美しいまちなみ等良好な景観の形成
8. 無秩序な開発の防止
9. その他(具体的にお書きください))

【地球環境分野】(3つ以内)

1. ごみ減量化・リサイクルの推進
2. 省エネルギーの推進
3. 太陽光、バイオマス燃料 等を利用した新エネルギーの普及
4. 公共交通機関の利用促進
5. 公用車に低公害車を導入するなど市役所自らの率先した取組
6. 生ごみ堆肥化の推進
7. 農産物等の地産地消の推進
8. その他(具体的にお書きください))

バイオマス燃料: 木材や廃植物油など生物由来の燃料

【環境教育分野】(2つ以内)

1. こどもへの環境教育の充実
2. 市民、事業者への環境情報・環境学習機会の提供
3. 環境美化活動の推進
4. 環境保全ボランティアなどに対する支援
5. その他(具体的にお書きください))

問4 地球規模で影響を与える環境問題についておたずねします。

次の全ての項目について、どの程度意味や原因をご存知ですか？1～3の中から当てはまるものを選び、1つだけ選んで○印を付けてください。

	意味が分からない 聞いたことがない	意味は分かるが、 原因を知らない	意味も分かるし、 原因も知っている
(記入例)	1	②	3
地球温暖化	1	2	3
オゾン層の破壊	1	2	3
酸性雨	1	2	3
熱帯雨林の減少	1	2	3
有害廃棄物の越境移動	1	2	3
砂漠化	1	2	3
生物多様性の減少	1	2	3
海洋汚染	1	2	3
発展途上国の公害問題	1	2	3

問5 日頃の、あなたの生活の様子についておたずねします。

次の全ての項目について、その実施状況を1つだけ選んで○印を付けてください。

	いつも 行っている	時々 行っている	ほとんど 行っていない	行 う必要 はない
(記入例)	1	②	3	4
買い物ではマイバッグを利用してる	1	2	3	4
台所で食用廃油や油污れを排水溝に流さない	1	2	3	4
生ごみ処理機等で生ごみの堆肥化を行っている	1	2	3	4
ごみは分別してリサイクルにまわしている	1	2	3	4
節水に努めている	1	2	3	4
洗剤の使用は少なめにしている	1	2	3	4
エコマークのついているような商品を選んでいる	1	2	3	4
再生品・詰め替え品を購入している	1	2	3	4
使い捨て商品は購入しない	1	2	3	4
過剰包装を断っている	1	2	3	4
不要な電気はこまめに消している	1	2	3	4
車や家電を購入する場合には省エネ商品を優先している	1	2	3	4
エコドライブなど省エネに配慮した運転を心がけている	1	2	3	4
耐久消費財は、長く利用できそうな商品を購入している	1	2	3	4
壊れてもなるべく修理して使う	1	2	3	4
家族や周りの人に、環境保護の重要性を訴えている	1	2	3	4
環境保全ボランティア活動などに参加している	1	2	3	4

問6 あなた自身が、環境に優しい活動や暮らしをするために必要だと思う情報は、次のうちどれですか。
特に必要だと思うものを2つまで選んで○印を付けてください。

- 1. 環境問題や環境保全に対する基本的な情報
- 2. 環境にやさしい商品の情報
- 3. エコドライブの方法
- 4. ごみの適切な処理・分別方法
- 5. 省エネ・省資源の方法に関する情報
- 6. 生ごみ処理機など、環境保全商品に対する購入助成制度の情報
- 7. その他(具体的に書きください)

問7 あなたは、地域や市の環境保全に対する取り組みに参加したいと思いますか。

1つだけ選んで○印を付けてください。

- 1. 機会があればぜひ参加したい
- 2. 内容によっては参加しても良い
- 3. あまり参加したいとは思わない
- 4. 参加しないと思う
- 5. よくわからない

問8 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望等ございましたら、以下にご記入ください。

これで終わりです。ご協力ありがとうございました。
封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。

中央市の環境についての事業所アンケート

■最初に、貴事業所についてお伺いします。

すべての項目について、いずれか1つを選び○印で囲んでください。

貴事業所の業種は、次のうち、どれですか。当てはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

複数の業種を展開している場合は、主なものを1つお選びください。

- | | | | |
|-----------------|------------|-------------|-----------|
| 1. 農林水産業 | 2. 鉱業 | 3. 建設業 | 4. 製造業 |
| 5. 電気・ガス熱供給・水道業 | 6. 情報通信業 | 7. 運輸業 | 8. 卸売・小売業 |
| 9. 金融・保険業 | 10. 不動産業 | 11. 飲食店、宿泊業 | 12. 医療、福祉 |
| 13. サービス業 | 14. その他() | | |

貴事業所の従業員の数は、次のうち、どれですか。

当てはまる番号1つを選んで○印を付けてください。なお、従業員数は、このアンケート票の送付先にある敷地内の事業所を対象とし、パート、アルバイト等全ての従業員を含んだ数としてください(同じ市内でも他の場所にある関連事業所は含みません)。

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20～29人 | 3. 30～49人 | 4. 50～99人 |
| 5. 100～199人 | 6. 200人以上 | | |

貴事業所の主な所在地は、どこですか。当てはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 旧玉穂町内 | 2. 旧田富町内 | 3. 旧豊富村内 |
|----------|----------|----------|

貴事業所の中央市における在所(事業)年数は何年ですか。

当てはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

貴事業所の本社としての機能はどこにありますか。当てはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|-------|---------------|-------|
| 1. 市内 | 2. 県内(中央市以外の) | 3. 県外 |
|-------|---------------|-------|

■次に、貴事業所の環境配慮活動等についてお伺いします。

問1 貴事業所では、環境に配慮した経営手法を用いていますか？

次ページの全ての項目について、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

語句の意味については、同封のあいさつ文の裏面を参考にしてください。

	実施済み	今後実施の予定	実施するつもりはない	検討していない	どのようなものか 知らない
ア ISO14001の認証取得	1	2	3	4	5
イ その他の環境マネジメントシステムの導入	1	2	3	4	5
ウ 環境パフォーマンス評価の実施	1	2	3	4	5
エ 環境報告書の作成	1	2	3	4	5
オ 環境会計の導入	1	2	3	4	5
カ 公害防止管理者の配置	1	2	3	4	5
キ 公害防止協定の締結	1	2	3	4	5
ク 環境基本方針等、経営上の環境配慮を明示	1	2	3	4	5

問2 貴事業所の環境配慮活動に関わる組織体制として、当てはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 社長・事業所長等を筆頭とする環境管理体制が整っている
2. 担当部署がある
3. 専任者がいる
4. 兼務ではあるが担当者がいる
5. 臨機応変に対応しており、明確な担当者を置いていない
6. 特に環境保全活動に対する組織を組むつもりはない

問3 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みをしていますか？

以下の全ての項目について、該当する番号を1つ選び、その番号に○をつけてください。

	実施済み	定 今後実施の予定	実施するつもりはない	い 検討していない
自然エネルギーの導入	1	2	3	4
省エネルギーの推進	1	2	3	4
低公害車の導入	1	2	3	4
エコドライブの導入	1	2	3	4
通勤・出張時等の公共交通機関の利用	1	2	3	4
その他CO ₂ 削減対策の推進 (具体的に)	1	2	3	4
オフィスにおけるごみの削減・分別	1	2	3	4
印刷、コピー、事務用品等の削減	1	2	3	4
産業廃棄物発生抑制、リサイクル	1	2	3	4
ISO14001取得企業との優先取引	1	2	3	4
社員教育の実施	1	2	3	4
グリーン購入 の推進	1	2	3	4
大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制	1	2	3	4
騒音・振動・悪臭対策	1	2	3	4
土壌汚染防止	1	2	3	4
環境美化、森林保全など社会貢献活動の実施	1	2	3	4
景観への配慮	1	2	3	4

グリーン購入：再生紙、省エネ製品等環境にやさしい製品の優先購入

問4 貴事業所が行っている、又は導入予定の環境保全活動に対し、困難なことはありますか？

以下のものから該当するものをいくつでも選び、番号に○をつけてください。

1. 資金不足 2. 人材不足 3. ノウハウ不足 4. 情報不足
5. 環境への配慮が事業実績の向上に結びつかない 6. 手間や時間がかかる
7. その他()
8. 特に問題はない

問5 貴事業所では、企業の環境への取り組みと企業活動のあり方についてどう思われますか？

貴事業所の考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. ビジネスチャンスである
2. 企業の社会貢献として必要不可欠
3. 他企業との取引上必要不可欠
4. 正直言って負担である
5. 環境に対する取り組みのメリットがわからない
6. その他()

問6 企業の環境保全活動をより活発にするために、市に期待することはありますか？

以下のものから、もっとも期待するものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

1. 環境配慮商品の優先購入や環境に配慮する企業との優先取引
2. 環境への取り組みに対する補助制度
3. 環境への取り組みに対する情報提供
4. 環境保全に関する、行政・企業・住民団体等を結ぶネットワークづくり
5. 表彰制度など環境に配慮する企業への優遇措置の付与
6. その他()

問7 以下のものの中で、貴事業所として住民や市に対してできるものがありますか？

可能なものをすべて選んで、その番号に○をつけてください。

1. 環境に関する講師の派遣
2. 社員のボランティアとしての派遣
3. 植林や森林保全に対する費用負担
4. 地域の環境美化活動への参加
5. 市民の環境保全活動に対する金銭的な支援
6. 市民の環境保全活動拠点としての会社の施設の提供
7. 事業所の環境データ(排水データ等)の公開
8. その他()

問8 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望等ございましたら、以下にご記入ください。

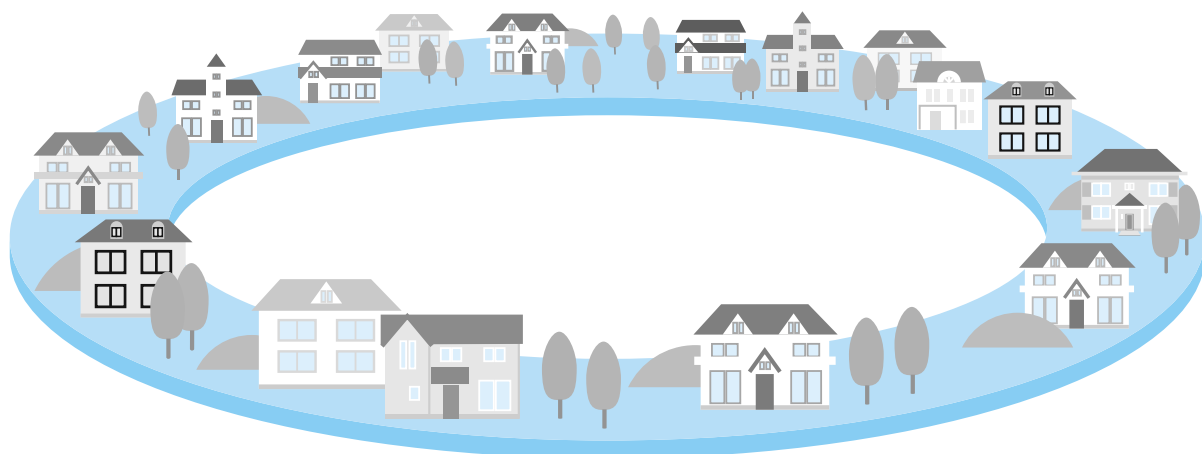
これで終わりです。ご協力ありがとうございました。
封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。



中央市の環境^{かんきょう}についての 児童・生徒アンケートへのご協力^{きょうりょく}のお願い

平成20年9月
中央市役所(環境課)

- 私たちの生活は便利^{べんり}になりました。しかし、たくさんの物やエネルギーを使う生活スタイルが自然に良くない影響^{えいきょう}をあたえています。ごみがたくさん出たり、地球全体が暑くなってしまうたりと、身の回りばかりでなく、世界中にひろがる環境問題^{かんきょうもんだい}を発生させています。
- こうしたことから、市では、みなさんと協力し合いながら、中央市を住みよくすると同時に、自然や物を大切に^{かんきょう}する環境にやさしい活動を広めていきたいと考えています。
- この調査^{ちょうさ}は、市内の学校に通うみなさんのご意見をお聞きし、将来^{しょうらい}のために何をしていったらよいか、市の仕事に役立てるためのものです。
- ぜひ、みなさんのご意見をお聞かせください。



中央市の環境についての児童・生徒アンケート

- あなたご自身のことについて教えてください。
当てはまるものを一つ選んで○で囲んでください。

あなたの性別は

1. 男	2. 女
------	------

あなたは小学生それとも中学生？

1. 小学生	2. 中学生
--------	--------

お住まいは次のうちどこですか？

1. 旧玉穂町内	2. 旧田富町内	3. 旧豊富村内
----------	----------	----------

- 次に環境^{かんきょう}について思うことやあなたの生活について教えてください。

1. あなたは、身のまわりの環境について、どう思っていますか？ 次のすべてについて、それぞれ1から5までのどれかに○をつけてください。

	とても そう 思う	少し そう 思う	どちら とも 言え ない	あまり そう 思わ ない	全く そう 思わ ない
きにゅうれい (記入例)	1	2	3	4	5
自然や緑が豊かだ	1	2	3	4	5
川や水路の水がきれい	1	2	3	4	5
空気がきれい	1	2	3	4	5
道路などにごみがなくきれい	1	2	3	4	5
家や学校のまわりが静かだ	1	2	3	4	5
公園など遊ぶ場所が安全	1	2	3	4	5
身近にたくさんの種類の生きものがいる	1	2	3	4	5

2. あなたは、日ごろから、次のようなことをしていますか。すべてについてそれぞれ1から5までのどれかに○をつけてください。

	いつもやっている	時々やっている	あまりやっていない	全くやっていない
(記入例)	1	2	3	4
買い物のとき、レジ袋をもらわないようにしている	1	2	3	4
ごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ(あきかん、ペットボトル、古新聞など)に、きちんと分別する	1	2	3	4
使わないときは、水道のじゃぐちをきちんとしめる	1	2	3	4
ものを買うときは、環境にやさしいものを選ぶ	1	2	3	4
使い捨て商品は買わない	1	2	3	4
使わないときは、テレビや部屋などのあかりを消す	1	2	3	4
地域の掃除や花植えに参加する	1	2	3	4
家族や友だちなどと環境問題について話し合う	1	2	3	4

3. 中央市の環境を守り、よくしていくために、どんなことが大事だと思いますか。次の中から特に大事だと思うものを3つ選び○をつけてください。

1. 森や身近な緑を守っていくこと
2. 動物や植物を守っていくこと
3. きれいな空気や水を守っていくこと
4. 生活のなかでごみを出さないようにしていくこと
5. ポイ捨てなどを禁止していくこと
6. ものを大切に長く使ったり、再利用したりしていくこと
7. 車や燃料の利用を減らしていくこと
8. 多くの人が環境の大切さについて勉強していくこと
9. 地域の清掃などの活動に参加していくこと

-
4. 最後に、あなたの住む場所がどんなふうであって欲しいか、かんきょう環境をよくするためにどんなことをしたいと思っているかなど、意見があったら教えてください。なんでもけっこうです。

これでおわりです。ありがとうございました。

2. 中央市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第19条)

第3章 環境行政の総合的調整(第20条・第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

中央市は、豊かな緑と自然の下に、先人の努力により今日の発展を遂げてきた。

しかし、近年の社会経済の進展は、生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与え、私たちの生活そのものを脅かす要因となっている。

更に今日の環境問題は地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑多様化してきている。

このため、私たちはこれまで以上に自然との対話と交流を図りながら、良好な環境の保全及び創造に努める新しい価値観に支えられたまちづくりを総合的に推進していかなければならない。

また、すべての市民は、健康で文化的な生活環境を享受する権利を有しているが、良好な環境を将来の世代に継承する使命をも有している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全及び創造に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、環境の保全上支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これらに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の策定等に係る基本方針）

第7条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- （1）人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- （2）生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、緑地、水辺等における多様な自然環境が市の区域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- （3）人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を尊重し、反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、中央市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

（施策の策定に当たっての措置）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第11条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（誘導的措置）

第12条 市は、市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（良好な環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進）

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人と自然とが触れ合う緑豊かな大地の形成を図るため、緑地の保全、緑化の推進等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用に努めるものとする。
- 4 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（良好な環境の保全及び創造に関する教育学習等）

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに良好な環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動を促進するための措置）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第14条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査、監視及び測定等）

第17条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

-
- 2 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

（公害等に関する苦情処理）

- 第18条 市は、環境への負荷又は公害に係る苦情について、他の行政機関と連携し、適正な処理に努めるものとする。

（協力）

- 第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たり、広域的な取組を必要とする場合は、他の地方公共団体と協力し、当該施策の推進に努めるものとする。
- 2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する情報等の収集及び提供を行い、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境行政の総合的調整

（総合的調整）

- 第20条 市は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行う。
- （1）基本計画の策定及び変更に関すること。
- （2）良好な環境の保全及び創造のための施策に関すること。
- （3）その他環境行政の総合的推進に関すること。

（環境調整会議）

- 第21条 前条に規定する総合的調整を行うため、中央市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。
- 2 調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 補則

（委任）

- 第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例

（目的）

第1条 この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）ごみ等 空き缶、空き瓶、その他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他投げ捨てによる散乱性の高いごみをいう。
- （2）ポイ捨て 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供する場所並びに自己が所有し、又は管理する土地、建物等以外の場所（以下「公共の場所等」という。）にごみ等をみだりに捨てることをいう。
- （3）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4）事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- （5）土地所有者等 土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- （6）回収容器 ごみ等を回収するための容器をいう。
- （7）販売事業者 事業者のうち、容器若しくは包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高いごみを生ずる物品を製造し、又は販売する者をいう。
- （8）飼い主 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有権以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- （9）ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

（市民等の責務）

- 第3条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等は、家に持ち帰り、又は回収容器へ収納するなど、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。
- 2 市内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自らごみ等の清掃に努力しなければならない。
 - 3 市民等は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、ポイ捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみの再資源化に協力しなければならない。

-
- 2 販売事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。
 - 3 販売事業者のうち自動販売機を設置する販売事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。
 - 4 事業者は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地に、みだりにごみ等が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第6条 市長は、散乱ごみのない快適な市民生活を実現するため、ポイ捨て及びふん公害の防止に関する措置、指導、市民意識の啓発及び高揚等必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市長は、市民が組織するごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

（禁止行為）

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

（ポイ捨てをした者に対する命令）

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

（要請）

第9条 市長は、ごみ等が著しく散乱していると認められるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者又は土地所有者等に対し、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（勧告）

第10条 市長は、販売事業者が第4条第3項の規定に違反していると認めるとき、若しくは前条の規定による要請に従わないとき、又は土地所有者等が第5条の規定に違反しているときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（命令）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者又は土地所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に応じない場合において、ポイ捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該

販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

（報告及び立入調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又は市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置及び管理状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

- 2 前項に規定する立入調査を実施する指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 指定職員は、第1項に規定する立入調査の権限が、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（飼い主の遵守事項）

第13条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）飼い犬を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにすること。ただし、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）第10条ただし書きに該当する場合は、この限りではない。
- （2）飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。
- （3）飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。
- 2 市長は、飼い主が前項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

（過料）

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

- 2 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。
- 3 第12条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、1万円以下の過料を科する。
- 4 第13条第2項の指導に従わない者は、1万円以下の過料を科する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例の廃止）

- 2 中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例（平成18年中央市条例第125号）は、廃止する。

4. 中央市環境審議会条例

(設置)

環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関し調査し、及び審議するため、中央市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

- (1)環境保全対策の基本方針に関すること。
 - (2)環境破壊の予防及び除去対策の推進に関すること。
 - (3)その他環境保全対策上必要と認める事項に関すること。
- 2 審議会は、決定した事項について市長に答申するほか、必要に応じて意見を述べることができる。

(組織)

審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)農業委員会委員
- (2)自治会
- (3)教育委員会委員
- (4)関係公共的団体等役員
- (5)関係行政機関職員
- (6)識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要により会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、諮問された事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

中央市環境審議会委員名簿

	役 職 等	氏 名
1	中央市農業委員会会長	河西 正
2	中央市自治会連合会会長	森泉 武紀
3	中央市教育委員会委員長	鈴木 章安
4	中央市商工会会長	浦田 勉
5	中央市女性団体連絡協議会会長	清水 和
6	中央市食生活改善推進員会	三井 弘子
7	ボランティアてんとう虫の会	倉本 多津子
8	玉穂ボランティア連絡協議会	佐々木ノリ子
9	豊富地区環境の会	石原 有亨
10	前第1次中央市長期総合計画健康福祉教育部会長	井口 俊和
11	前第1次中央市長期総合計画総務専門部会長	市川 敏夫
12	前第1次中央市長期総合計画市民環境専門部会長	門野 圭司
13	山梨県中北林務環境事務所環境保全監	長田 千秋



中央市環境基本計画



発行日 平成21年3月
発行 中 央 市
〒409-3892
山梨県中央市臼井阿原301-1
TEL 055-274-1111
編集 市民部環境課